

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）  
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

平成28年3月7日（月曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	櫻田 貴久	副委員長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	君島 勝	都市計画課長	稲見 一美
都市計画課長 補佐	板橋 信行	都市計画係長	高久 浩二
開発指導係長	田中 和広	都市整備課長	松本 正彦
都市整備課 参事 監	若目 好一	都市整備課長 補佐 兼建築係長	久留生 利美
都市整備係長	浅賀 保幸	住宅係長	飯村 裕之
上下水道部長	八木 澤秀	水道課長	小仁所 滋
水道課長補佐 兼黒磯・塩原 事業所長	黄木 伸一	総務係長	宇賀神 晶子
営業係長	小平 裕二	建設係長	増子 芳典
施設管理係長	高野 茂	下水道課長	邊見 修
下水道課長補佐 兼施設係長	室井 正幸	普及係長	道音 正夫
管理係長	伊藤 良司	下水道 建設係長	武藤 泰治

出席議会事務局職員

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

予算審査

- ・議案第18号 平成28年度那須塩原市水道事業会計予算

〔下水道課〕

- ・議案第38号 那須塩原市生活排水処理基本構想の改訂について

予算審査

- ・議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第14号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
- ・議案第15号 平成28年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

予算審査

- ・議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算

〔都市整備課〕

- ・議案第19号 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- ・議案第20号 那須塩原市空き家対策審議会条例の制定について
- ・議案第31号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○櫻田委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

本日は3月定例議会の常任委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例の制定案件2件、全部改正案件1件、一部改正案件3件、その他の案件4件の計10件でございます。

なお、予算案件5件につきましては、関係所管課のところで随時予算常任委員会（第三分科会）へ切りかえて審査を行います。

また、決算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第三分科会で審査すべき案件はございません。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力くださるようお願い申し上げます。

それでは、ここからは着座のまま進めさせていただきます。

それでは、ただいまから審査に入ります。

次第により順次進めてまいります。

◇

◎水道課の審査

○櫻田委員長 まず初めに、八木澤上下水道部長からご挨拶をいただきたいと思っております。

部長。

○八木澤上下水道部長 （挨拶。）

○櫻田委員長 ありがとうございます。

◎議案第18号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 それでは、水道課の審査に入ります。

今回、水道課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第18号 平成28年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 （議案第18号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑をお受けしたいと思っておりますが、何かございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 すみません、先ほどちょっと聞き逃したんですが、予算内容の3ページですか、その他の特別利益の東電の賠償の件なんですが、ちょっと聞き逃しちゃったのですが、今回は前年度から見ると賠償額は大きいんですけども、もう一度すみません、説明をいただいていいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 浄水場における浄水の過程で発生する浄水発生土というものが、放射能が凝集されて高くなっているんですけども、以前は天日乾燥床というところでカチカチに水分を蒸発させて、日干しれんがみたいな形にまで水分を飛ばしていたんですね。そうすると、非常に放射能が高くなっちゃうんですね。ただ、そこまでカチカチにしなくても搬出できるということがわかりまして、県の北那須浄水場でも、そのようにしているということで、北那須浄水場に倣って含水率を少し上げる、カチカチではなくて、少し粘土ぐらい

の形にしましたらば、処理ができるだけの放射線量に下がったんですね。それで今年度から浄水発生土の処分ができるようになりました。

その処分ができるようになりましたので、その処分費を東電に賠償請求できるようになったということで、その分が上がっております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際に処分というと、どういうふうになるのでしょうか。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 産廃処分業者がございまして、そこと契約をしております、そちらに搬出をして処分してもらっているという状況でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 産廃業者にというのは前に説明を受けたと思うんですけども、実際に那須塩原だけじゃないですね。処理しなくちゃいけない土というのは。大体もう決まったところということになるわけですか、その産廃業者として、受け入れ先は。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 具体名を申しますと、東武商事でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

じゃ、あと、先ほど最後に説明をいただいた19ページの資本的支出の工事請負費で、今回は石綿セメント管の更新事業が大幅に昨年から比較すると減額になったと。その理由は市街地に入ってきたからということで、これも決算の際にも説明があったと思うんですけども、黒磯地区の町なかという理解でよろしいんですか。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 おおむね黒磯地区の市街地ということでございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 大体面積としてはどのぐらいになるのでしょうか。この予算書でいくと、キロ数は出ていますよね。昨年が当初でいくと19.6だから約20km、ことしに関していくと、これでいいんですか、5.6kmということになるわけですかね。どのぐらいの面積がカバーできるのでしょうか。5.6kmというのが全て石綿セメント管というわけではないわけですね、铸铁管とかも入っていますよね。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 おっしゃるとおりでございます。老朽管更新の5.6kmの内訳としましては、石綿セメント管と老朽铸铁管と2つ入っております。

ただいま面積というお尋ねでございますけれども、我々のほうの工事の捉え方というのは、配管の延長で捉えておりますので、面積という捉え方をしませんのでちょっとお答えできないところで。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 例えば何とか地区とか、何とか何丁目から何とか何丁目までとか、大体わかりますよね、色塗りすれば、このぐらいだなと。当然、計画立てるときは、じゃ、この地域とってぱっと囲んで、それを計算して何mとかいう、それとも最初からメートルではかって5.6kmだということでの計算に予算化されているんですかね、積算の根拠ですね。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 これから拡張していくという時代であれば何km<sup>2</sup>給水できるというようなことになると思うんですが、今はもう既に98.4%もう給水していますから、そういうことでなくて、もう老朽化したこの区間の配管が何m、何kmを更新すると、そういう捉え方をしております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 石綿セメント管でいえば、スタートするときに計画を立てて、スタートの際には約240kmぐらいのたしか距離数が石綿セメント管あったと思うんですね。それが毎年更新されてきているわけですが、当然、更新される際に、私の素人考えでいけば、この地区というところの全体的にはこのぐらいの面積のところ更新されるんだなというふうに思うんですけれども、そういう考え方で進めていくということはないということですね。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 おっしゃるとおり、既に給水されている地区があると。その給水されている地区の中で、管だけを老朽化したからかえていくということですから、面積というような捉え方ではなくて、管路の延長という捉え方をしております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、黒磯地区の市街地に入ってきて、実際に市街地が全て更新されるのにはどのくらいかかる見込みと踏んでいるのでしょうか。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 その点につきましては、2年前の3月議会、この常任委員会の席で、当時の上下水道部長から、プラス5年というふうなお答えをさせていただいておりますけれども、厳密に何年という見込みが、なかなか来年度の予算も大幅に少なくせざるを得ないような、そういう条件、工事のしづらいところが残ったということですから、正確に何年ということも難しいんですけれども、プラス5年で何とか完了させたいんだというふうな、そういうふうに向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

○櫻田委員長 そのほか何か。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 大きく2点ぐらい、これからお尋ねしたいんですけれども、実は基本的なことなんですけれども、有収水量の推移というのは、過去5年から現在にわたって、これはどこかで聞いているかもしれませんが、どのような推移状況でしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 今、手元に正確な数字、ほぼ横ばいに近いんですけれども、ふえてはいないです。たしか私の記憶だと、過去3年間ですと、ほんの少し下がっているんですね、多分それが下がっているというふうな傾向だと言えるかどうかというぐらいの微妙な下がり方でございまして、それが減少傾向にあるとはっきり言ってしまっているのかどうかというのは微妙ですね。ほんのこういう小さな増減の減少局面にあるだけで、次上がるかもしれませんし、そのぐらいの小さな動きです。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 人口が、この前の新聞にも出ていましたけれども、大分11万7,000人を切ってきたような状況で、お年寄りもふえている中で、水を使う量が今後どういうふう減っていくのかということと、これからその設備を改修、修繕しながらいくということの中で、そういった財政も含めた中で、水道課としては、今後どういうふうな有収水量というふうな考えているのか。それによって、これからいろんなことが、財政的なことも変わってくると思いますが、その辺ちょっとお聞かせいただきたい。

○櫻田委員長 課長。

○小仁所水道課長 ただいま鈴木委員ご指摘の点、最大の課題でございまして、今後、給水人口がふえていくという見通しというのは立てにくいことから、それに伴って有収水量も減少していくであ

ろうという見込みであります。

その中で、おっしゃるとおりに施設の老朽化がどんどん進んでいくということで、水道事業ビジョンというものを策定しているところでございますけれども、その策定するに当たって、水道事業審議会を設けまして、今4回まで審議をしていただいているところなんです、この水道事業ビジョンの中で、今後の有収水量、給水人口の見通し、それとアセットマネジメントを今やっておりますので、老朽管と施設の更新計画、それと財政の見通し、これをトータルに勘案いたしまして事業計画を立てていこうということで、今、検討しているところでございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ありがとうございます。

それと、先ほど吉成委員の質問の中で、水道の出た汚泥のようなものの処分のことなんですけれども、排出者としては、トレースというんですか、最終的にどういうふうな形でそれが処分されるかというところは、責任はないんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 搬出していった先で、処分施設のほうに行きますと、それを持ち込みますと、マニフェストというのをもらいます。それをいただいていますので、それによって確認ができています。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 今お伺いして、ちょっと気になったのは、8,000ベクレルというのは、ベクレルを重さで割っている単位、1kgの中の8,000という話でしょうから、おもしろいなと思ったのは、水分を含んでいけば8,000ベクレル以下になるという考え方が通るのであれば、過去のものも水分をふやせば8,000ベクレル以下になっ

てしまうというのは、そんな考え方は幾らでもあると思うんですけども、市としては処分して、自分のところから誰かのところに預けてしまったほうが、手から離れて責任逃れみたいな形、ちょっと言葉が悪いか、責任の所在が変わってくるんだと思うんですけども、そのあたりは、そういう市としてもそのほうがいいんだろと思うんですけども、最終的に市の大もとは違うんですけども、市が一旦掘ったものに対する排出者の責任ということで、これはどんどん中間処理業者に渡せば、水を入れていくことよりも減らすほうになっていこうと想像するんですね。それは最終的にどこに行くのかというあたりまでは、市としては確認をしておりますか。ちょっと話がずれているかもしれないですけども。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 最終的には最終処分場で埋設ということになっておりますが、鈴木委員ご指摘のところは、市がそれでいいのかというようなところででしょうか。

浄水場には、今も8,000ベクレル以上のものというものがたまっておりまして、保管場所というものにも限界がございます。できれば処分をしていきたいというのが本音でございます。

今後出てくるものに対しては、県の汚泥もあるというのがちょっと逃げ道になっているところもありますけれども、そういう形で含水率が高くなれば、放射線量が低くなるというのは当然のこと、トータルは変わらないけれども、その放射線というのはどこへ行っちゃうんだというようなことかもしれませんけれども、我々としてもずっとれんがのようにして高い放射線量にしたものを毎月毎月積み重ねておくということも限界がありますから、そういう方法もあるという情報を得まし

たので、そういう形で処理をせざるを得ないということでもあります。

もう一度すみません。ちょっと今の言い方だと大変不正確で、いかげんなことをやっているみたいな言い方になっちゃいますけれども、含水量は適正な水準を維持しております。反対に水ばかりにしてそれを流しちゃうという、そういうようなことではございません。含水率は何%だったっけ、70ぐらいだったか、今の含水率は70%ぐらいだそうです。粘土ぐらいの感じになりますね。

○櫻田委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 逆に質問の仕方も悪いのかなと思って、単純にこの汚染されたものは最終的にどういう形で、含水比がどんどん減っていけば、どこかに特殊廃棄物みたいになるのか、ならないで、どこか一般廃棄物の中に行くようなことで考えていいのかということと、それから既存のもの、含水比は県か国の基準があって、その基準の枠の中で、今までは含水比をすごく小さくして出したほうが有利だったんじゃないかと思うんですけれども、今こういう状況だと逆で出したほうがいいという前提なので、基準のぎりぎりのような形の考え方でやっているのかということが1つ。すみません、その2つだけ、一言みたいな形でいただければ。

○櫻田委員長 だから、鈴木伸彦委員、絞って言ってください。じゃないと……

○鈴木（伸）委員 最終処分は、今出されている70

の含水比の中で出たものは、最終的にどこに行き着くのか。要するに、私が気になるのは……

○櫻田委員長 気にならないですよ、そこを聞きたいんですね。

答弁を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 通常の廃棄物と同じような形で処分していいというレベルでございますので、最終処分場で埋設をしていくということでございます。

○櫻田委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補佐。

○黄木水道課長補佐 まず、含水率の問題につきましては、引き取り業者におきましては固形状の形状を保っていれば引き取りは可能ですということなので、要はそれを保っているから含水率まで落としています。従前につきましては、施設的に余裕があったので天日で干していたので結果的に乾いていたということですね。うちとしては回転率を早くしたほうがもちろんよろしいので、要は業者さんが持っていける範囲内の乾燥度合いで搬出しています。その結果、放射能濃度が一般廃棄物という言い方は変なんですけれども、一般の産業廃棄物として処分する基準以下であれば、それと同じ処分していいという基準があるんですけれども、それ以下におさまっているので、今回東武商事のほうは引き取ることが可能であるということで引き取っていただいております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 今の話は了解しました。

ややこしくなるので結構です。

○櫻田委員長 ほかに何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 今の3ページの原子力損害賠償

ということで950万ほど増になったということで、これは何年に請求した分なのかということと、積算方法については、ほかの農業関係と同類のような積算方法なのか、上水道は上水道なりの積算方法でこういう金額を算出したのか、2点お聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 まず額ですが、これは今年度に

支出したものが内容になります。今年度の、先ほどの浄水発生土の搬出業務とか、そういう費用、今年度の費用を請求する額ということです。

積算ですが、こちらは農業のほうはどうなるのかわかりませんが、東電のほうの様式に基づいて積算しています。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 それはいいです。

7ページの委託料で、検定満期量水器交換業務ということで8年ごとの定期交換ということですが、台数的にどうか、数字は何千とか、どのくらいの基数になるのかと、あわせて配水池ロボット清掃業務ということで毎年ということですが、2カ所の配水池ということで、これは中のロボット、メーターやるんでしょうから、どのくらいのメーター数になるのか、それぞれわかる範囲内で。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○小仁所水道課長 まず、交換するメーターの数で

すが、7ページの下の方の修繕のところ表がございまして、口径ごとに件数が載っておりますが、これがそうでございます。

○櫻田委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
課長。

○小仁所水道課長 実施するところは青木第2配水池と金沢下配水池という2カ所でございます。清掃する面積……

面積としては、青木第2が1,020㎡、金沢下配水池が192㎡。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 そうすると、長さのメーターということではなくて、面積ということで計算ということですね、わかりました。

じゃ、最後に1点だけ、13ページの企業債利息ということで、この利率について。

それと、毎年これは変更になるのか、固定金利になっているのかという部分でお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○黄木水道課長補佐 まず企業債、毎年度借りているものでありまして、利率は借りた年度によって異なるので一概には言えません。本年度予算では、予算書の第5条にありますとおり5%以内ということになっております。これは来年度借りる直前になって、主に機構が多いんですけども、機構からの通知によって借りるようになります。

以上です。

○鈴木（紀）委員 はい、結構です。

○櫻田委員長 そのほかございますか。

なければ、僕のほうから1点、ちょっと委員長と副委員長をかえさせていただきます。

先ほど吉成さんから鈴木紀さんからあつたんですが、この東京電力の賠償は、通常ですと、例えば先ほどの農業とか、観光なんかは、例えば1,000万円減っても1,000万円戻ってくるわけではなくて、その限界利益率の何%、ですから、この水道なんかに関しても、この金額が満額回答なのか、もしかすると、もっと賠償の額があるのかどうなのか、その辺だけ1点聞かせてください。

○齊藤副委員長 課長。

○小仁所水道課長 これは要求した金額満額です。

○櫻田委員長 実質たる賠償の責任は金額はこれだという理解でよいんですか。

○小仁所水道課長 はい、そうです。

○櫻田委員長 すみません、ありがとうございます。

それでは、委員長にまた司会を戻してやりませぬ、すみませぬ。

それでは、ほかに質疑、ご意見がないようですので、ここで質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませぬか。

吉成委員。

○吉成委員 すみませぬ、ぶつ切りになって申しわけないです。

予算書のほうの2ページの4条の頭出しのところなんですけれども、当然、毎回不足する分ということでは、損益勘定留保資金であったり、それから基金の取り崩しで対応しているわけですね。特に建設改良積立金に関しては、当然、取り崩していくわけですから、毎年少しずつですけれども目減りはしてきているんだと思うんですね。その考え方を伺います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○黄木水道課長補佐 今、委員、おっしゃるとおり、4条予算につきましては、必ず収入より支出のほうが多くなります。そこでどうするかという、予算書の15、16ページの貸借対照表上で流動資産側、こちらに現金、預金の欄がありますけれども、この現金、預金の中に資本的支出に充てることのできる、俗に言う当座運用資金というものが含まれております。その管理という中で、この不足財源をやっているんですけども、この積立金、あと内部留保資金、こういうのをトータルで考えて、当座に運転資金を先に、今回ですと28年度から見込んでやっております、今のところ、この建設改良積立金についても、毎年度の利益をこれに充てているのもありまして、今のところ28年度までは健全にいきます。それ以降については、先ほど課長が答弁いたしました水道ビジョンの中で、先の10年の財政見通しを立てて、また当座の運転資金が適正な維持を保てるような管理をしたいと思っております。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、確認させていただきますけれども、そうすると、現在はこの建設改良積立金に関しては健全だということで、健全じゃないというのは、どのぐらいを言うんでしょうか。今回であれば11億何がしがあるわけですけども。

○櫻田委員長 補佐。

○黄木水道課長補佐 先ほど言ったように、建設改良積立金単体では考えていないんですけども、今のビジョンの中の財政計画では、当座運転資金として8億円を下らないように持っていきたいなと思っております。

以上です。

○吉成委員 了解です。

○櫻田委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時02分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 じゃ、賛成の討論ではありますけれども、少し1点だけ注文をつけたいと思います。

先ほども質疑の中で、19ページの工事請負費の部分で質疑をさせていただきました。石綿セメント管の更新、それから鑄鉄管の更新事業ということで、今回は例年以上に非常に進めるのが難しい地域だと。私有地なんかもあって了解をとるのも難しいということで、距離数にするとかなり減らした形の計画で予算立てになっています。

それは説明としてはわかります。ただ、やはり  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
これまで計画的に進めてきて、この地域になってなかなか進まないというのはわからないことはないんですが、極力、そういう中でもぜひこれまで以上に努力をしていただいで進めていただくと。よく、なかなか工期内にできなくてということで繰り越し明許になってみたり、そういうことは多々あるわけですから

ども、極力そういうことがないように努力をしていただければと思います。それを一言添えて賛成討論とさせていただきます。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号 平成28年度那須塩原市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎その他

○櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 (浄水発生土の最終処分先について)

○櫻田委員長 それでは、ほかにないようですので、水道課の審査を終了したいと思います。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたしますが、15分から会議を再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎下水道課の審査

○櫻田委員長 それでは、下水道課の審査に入ります。

◇

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第38号 那須塩原市生活排水処理基本構想の改訂についてを議題といたします。  
執行部の説明を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 (議案第38号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。  
それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。  
何かございませんか。  
鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 これに対しての質疑ですが、人口の予測なんですけれども、国勢調査の結果だと、今11万7,000とさっき聞いて、この前の2月かなんかのやつだと、たしか11万6,000台になっていたと思うんです。これを見ると11万7,000でまだ結構高く見ているのではないかと、うあたりの、なぜそういう判断なのかということと、同じ市でも、保育園整備なんかのほうのやは

り市の人口を見ると、どちらかというと下水道のほうが多目なほうを採用しているような気がするんです。その辺の判断、考え方を説明ください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 まず、生活排水処理基本構想でございますけれども、昨年の段階から整備構想を考えていたということでございます。12月の議会の中でもご説明したところでございますけれども、この中で将来人口としましては、定住促進計画の整備人口として、それぞれの費用比較とかしてございますので、直近の人口が出されているところとは、若干違っているという内容でございます。

それから、人口減ということでございますけれども、繰り返しになりますけれども、市の定住促進計画で示されている人口をそのまま採用したということでございますので、構想とは若干違っているかなというふうなことでございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 3ページを見ても、現人口と定住促進と黄色の部分があって、明らかにこれを見ると、傾きの傾向が違うので、もうちょっと現実を見ないと、先行投資してこの計画でやると無駄遣いになりそうな気がしますので、そこはちょっと念頭に置いてやっていただきたいという気はいたします。

それともう一点なんですけれども、そうすると、本当は環境面では公共下水道がいいことはわかっている。先ほどの5ページでいうと、浄化槽有利というのが26あってという話で、そうなったときに分譲地などで、バブル期の敷地面積が60坪とか、それから狭いところで敷地の中の処理が非常に困ると。それから地下水、土質条件の悪いところ、浸透しないところで、困っている市民の方は

現実にたくさんいると思うんです。そこがこれから課題だと思います。どう対処していくのか、ここにはほとんどあらわれていないんですけれども、下水道より有利だというのは自己責任みたいな話で切り捨てているような気がするんです。だからそういう人たちが、3次処理をした後に、目詰まりをしたときに、本当にそのままほっておいていいのか。庭先が腐ってぐじゃぐじゃになった状態で、お金がかかる、年寄りになって、お金がないという状態が本当に起きている。今現在も起きている話は多分よくご存じだと思うんです。そういうところの対応も含めて、本当に合併処理浄化槽がいいのか、公共下水道がいいのか、または補助を出すにしても1回きりなのか。また追加で出すのかというあたりの検討が、ここではちょっと触れていないので、そこまで入れて検討していただくと、この内容がもっときりっきりしてくるのではないかと思います。質疑ではなく、要望も入っています。

以上です。

○櫻田委員長 いいですね、答弁。

○鈴木（伸）委員 いいです。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

山本委員。

○山本委員 4ページの集合処理と個別処理の経済比較のこの図のことなんですけれども、上の説明を見ると、お金のことでこれ分けているんだと思うんです。国のマニュアルに基づき環境ポンプ処理場のお金と合併浄化槽のものを比べているんだと思うんですが、那須塩原市独自の何か判断材料はないのか。お金だけでこういうふうには比較をして、多分結果もそれで出しているんだと思うんですが、そういう考え方っていいのかどうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 今、経済比較の考え方のご質問だと思うんですけれども、先ほどご説明したとおり、国から示されていますマニュアルに基づいて、それぞれどちらが有利かということで検討した結果ということでございます。この内容につきましては、それなりに検討している区域にどのくらいの戸数がある、将来的に人口がどれくらい張っていくかというようなところ。それから整備を進めるに当たって、下水道、それから浄化槽についても、投資費用から維持管理費用までを含めた中で検討するというようになってございます。これに基づいて検討した結果ということでございますので、市の独自の考え方というのは、ここには盛り込んでいないということでございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかりました。

それと、6ページの整備目標のところ、南赤田地区と東部地区のことが、農集の排水のところを公共下水道に編入をしたほうがいいという、この部分と4ページの一部が、ちょっと私には全く関係ない話なのか、あるいは、これはまたこれで別な話なのか、すみません。説明をお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 まず、中期整備目標の中の南赤田の公共下水道の編入でございますけれども、南赤田地区の処理場が非常に老朽化等がありまして、今後相当な費用がかかるだろうということで見込んでございます。

そうしますと、集合処理として農業集落排水もされておりますので、近くまで来ております下水道にそのままつないだほうが有利だろうという判断で検討した内容でございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、その下の長期のほうの東部地区については書き方が微妙で、公共下水道編入について進めますではなくて、検討を進めますと書いてあるんですが、東部地区については、別の理由でこれはこのままでいいというふうに考えているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 東部地区につきましては、まだまだ正常に運転できているという状況で、それも引き続き、今後とも、10年まではまずは大丈夫だと。もしくはそれから20年の中でも大丈夫だろうというふうな判断をしてございますけれども、ただし全体的な中で、東部地区につきましても、将来的には大きな修繕が出てくる可能性もありますので、これらについては検討してまいりたいというふうな表現にしております。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この生活排水処理基本構想というのは、20年先まで書いてあるんですけれども、片方では合併浄化槽を残す、片方では公共下水道をやりながら、この集落排水というのはどちらかという方向というふうな受け取ってよろしいのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 生活排水処理基本構想は、大きく分けますと、集合処理、それから個別処理というふうな仕分けをしております。したがって、集合処理の中では下水道と、それから農業集落排水の集合処理とございます。農業集落排水は、なぜ下水道に編入するかというところでは、今、先ほど申し上げましたように、将来的にもその施設として、継続的に実施していくことがいいか、

それから下水道に編入してつないだほうが有利なのかということで、将来的にも判断してまいりたいというふうなことで、東部地区については、検討を進めますというふうな表現にしているということでございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
吉成委員。

○吉成委員 5ページの基本方針の白丸の一番下の部分です。

今回の調査の中で、26カ所については個別処理のほうがいいだろうと。でもその中に、要は集合処理の計画に入っているところが22カ所あるということなわけです。ですから、最後に、長期整備において個別処理の状況を踏まえながら、集合処理の検討を行いますというふうに書かれていて、書いてある内容はわかるんですけれども、当然5年、20年という長いスパンですから、ここが非常に微妙なところだと思うんです。この判断というのは、どういう経緯からこういう判断になったのでしょうか。

本来であれば、もう割り切った整備の仕方というものもあるかなという気もするんです。もう個別処理がいいという結論が出たのであれば、今後はこの地域については、幾ら計画の中に入っているも、個別処理を最優先でどんどん進めましょうというような書き方でもよかったのかなという気がするんですが、ここのこの判断についてお聞かせください。

○櫻田委員長 課長。

○邊見下水道課長 この辺の書き方にしましたのは、委員さんおっしゃるとおりでございます、下水道の全体計画の中に入っている区域でも、浄化槽が有利な場所が22カ所あるということでございます。当然ながら、浄化槽については補助等々で設置を進めていくところでございますけれども、下

水道の計画区域の中に入っているということで、将来的には合併浄化槽の設置状況を踏まえて整備を進めたいという内容でございます。

答えになってございませんけれども、将来的に浄化槽のこと、それから全体計画のことも踏まえて、これらがどうなるかということは20年先の話でございますので、その時点で検討するべきだろうというふうなことで、このような表現にさせていただきます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 こういう表現しかないのかなという、当然相手があることですから、わからないことはないんですけども。

では、実際にこの部分でいうと、黒磯、塩原、それから流域、それぞれあるんですけども、主にはどこなんですか。それぞれもう完全にこの22カ所というのは、3分類、相当平均的に分かれているんでしょうか、対象区域は。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 ここに黒磯、塩原、北那須流域というふうに書いてございます。それぞれの地区でそういう問題が発生してございます。主には黒磯地区かなというような、ちょっと記憶の中の話ですけども、そんなような状況でございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

君島委員。

○君島委員 ちょっと確認だけとりたいんですけども、これは計画区域に、当初から農集の部分は入っていなかったわけですよね。これを入れることによって、幹線の許容と、それから流域の処理能力、これには特別影響を与えないから、こういう形で載せてきたというふうに理解していいのかわかるかということなんです。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 当然、永田、北那須の流域のほうに接続になって流れるということでございますが、この流域の処理能力に対しては、特に問題ないということでございます。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 つないだときに、現在流域のほうで西那須野地内に入っていますよね、幹線管渠が。これの許容に対しても、これが入っても大丈夫なだけの管が入っているということでよろしいんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 ご質問のとおりでございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ちょっと質問させてもらおうかなと思っていただけども、ちょっと似たようなことなんですけれども、赤田、四区町とか上赤田のところは都市計画区域で、今回外しましたよね。でも都市下水を引きますよという計画があって、都市計画区域になっていますから、都市計画税も取られている。それは都市計画税の使い道というのは、こういう下水道とか公園とか道路の整備に使うことで取っているわけですよね。

それに対して、赤田のこの周辺、南赤田とかは、都市計画区域から外れていて、ある意味では、下永田でいうと特環みたいな扱いになるのではないかなと思うんです。その辺の税金の集め方として、地元に対しての、これ市民の皆さんはほとんどわからないと。赤田地区の人は広域に入ることは、私は個人的にはこれは理に適っていると思っています。

そうすると、いわゆる都市計画税を払っているところの人に対しては、きちんと説明があるのかとか、その辺です。これは行政の上だけで判断し

て、地元のことはちょっと説明が足りないのではないか。そこを感じるんですけども、そういうことについてはどういうふうにか感じていますか。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員、もっと端的に質疑してください。

答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 まず最初に、この下水道を編入をするということの経緯でございますけれども、浄化センターでこれから施設を更新していくというようなことと、それから下水道に接続する費用と比較をさせていただきます。その結果、発生費用、それから削減効果を比較しますと、全体で約9,000万円ほど整備で削減できるだろうというふうに考えております。それから、維持管理費の中でも、年間200万円ぐらい削減ができるかなというふうに考えてございます。

そうしますと、当然ながら出てくる部分もありますので、この辺については削減ができるということで、下水道に接続したほうがいいんだろうと。

それから、都市計画税とその他の話の中では、特環についても、委員おっしゃるとおりにそのようなことで進めていますので、特段、下水道課のほうから説明というようなことでは考えてはございません。

以上です。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時55分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 討論がないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号 那須塩原市生活排水処理基本構想の改訂については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 これより、予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 （議案第10号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。  
午後の会議は1時からとしますので、よろしく  
お願いします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きます。

執行部からの説明が終わりました。  
各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。  
何かございませんか。  
君島委員。

○君島委員 すみません、76ページの浄化槽設置整  
備事業でちょっとお伺いしたいんですが、先ほど  
歳入のほうで聞き間違っていたのか、ちょっと確  
認なんですけれども、国庫補助については266基、  
県費については223基ということで説明をいた  
だいたんですが、これはそうすると、国庫補助で  
県費の上乗せがないものというものが、市と国庫  
だけ、あるいは市・県・国と3つが入ってくるも  
のと、市単独という形で3種類の補助の対象になる  
ものがあるということで理解してよろしいかだけ  
確認したいんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 おっしゃるとおりでございま  
して、国庫対象の分、それから県費補助の分がそれ  
ぞれ対象が違っているということであります。市  
単につきましても、いずれも対象にならないもの  
は市単で対応するという内容でございます。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 それと、これは多分全部7人槽とかと  
いうわけじゃなくて、10人槽とかという形である

と思うんですけども、その区分をちょっと教え  
ていただけますか。10人槽が何基、7人槽が何基  
という形で。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 歳出のほうで見ております建設  
補助からご説明申し上げます。

5人槽が150基、それから7人槽が110基、10人  
槽が6基の見込みでございます。  
以上です。

○君島委員 はい、わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。  
副委員長。

○齊藤副委員長 今の76ページの単独浄化槽撤去工  
事のほうで150基から申請が10基まで満たなかつ  
たということで、20基分としたというご説明があ  
ったと思うんですけども、1つ教えていただきたい  
のが、これは単独浄化槽から別なものに変えた  
ときの撤去費用という捉え方でよろしいのか、  
まず1つお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 おっしゃるとおりで、例えば合  
併浄化槽にする、もしくは下水道に接続するとい  
うところで、単独浄化槽を撤去するものについて  
の補助でございます。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 ということは、下水道はまず入  
らないというのは市の方針だと思うんですけども、  
合併浄化槽は推進しているところま  
で鑑みると、ここまで下げちゃうと、その啓発の  
部分が弱くなっちゃうような気がするんですけれ  
ども、どうお考えかお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○**邊見下水道課長** 実は単独浄化槽の撤去の補助で  
ございますけれども、今年度当初では、25年度並  
みということで150基ほど見込んでいたというこ  
とでございます。今年度の状況ですけれども、12  
月末ぐらいの時点で撤去が60基ぐらいだったとい  
うことで、3分の1ぐらいの内容だったというこ  
と、それから、このうちでの補助対象になってい  
ますのは10基に満たないということで、それらを  
考えまして、20基程度の予算措置としたところで  
ございます。

以上です。

○**櫻田委員長** 副委員長。

○**齊藤副委員長** 単独浄化槽ではなくて合併浄化槽  
を進めているんじゃないかと思ったわけ。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。  
課長。

○**邊見下水道課長** 今説明申し上げましたのは、撤  
去をした数ということでございまして、合併浄化  
槽も当然推進はしてございますけれども、おおむ  
ね合併浄化槽は新築の方が非常に多いというこ  
ろで、その転換をされる方はちょっと少ないかな  
ということから、このような実績になってくるの  
かなというふうには推測しているところでござい  
ます。

以上です。

○**櫻田委員長** そのほか何かございませんか。

〔発言する人なし〕

○**櫻田委員長** ないようですので、質疑、ご意見を  
終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**櫻田委員長** 異議がないものと認め、質疑を終了  
いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時04分

○**櫻田委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**櫻田委員長** ないようですので、討論を終結した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**櫻田委員長** 異議がないものと認め、討論を終結  
いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予  
算は原案のとおり可決すべきものとするに異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**櫻田委員長** 議案第10号については、原案のとおり  
可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第14号の説明、質疑、討 論、採決

○**櫻田委員長** 次に、議案第14号 平成28年度那須  
塩原市下水道事業特別会計予算を議題といたしま  
す。

執行部の説明を求めます。

課長。

○**邊見下水道課長** (議案第14号について説明。)

○**櫻田委員長** 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受け  
いたします。

何かございませんか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 192ページの、このページの中ほどの2001事業の委託料でふえたということですが、全体の件数と、今回どれだけ、何件ふえたのかあたりをお示してください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 件数をちょっと把握してございませんで申しわけございませんが、水道課への負担分として26.49%ほど負担をしています。昨年から見ますと3%ほど増ということでございまして、全体で水道課への委託料としましては3,730万7,000円、昨年から見ますと333万6,000円ぐらいプラスということでございます。

以上でございます。

○櫻田委員長 課長、今、件数なので、もし担当部局に行って件数わかるのであれば、ちょっと来てもらって委員の方に説明してもらいたいですよね。大丈夫、わかりますか。

○邊見下水道課長 わかります。  
じゃ、後ほど、申しわけございません。

○櫻田委員長 答弁漏れはなかったですか、今。

○鈴木（伸）委員 今ので、そういうふうに答えてもらえれば、とりあえずそれはそれで結構です。

○櫻田委員長 じゃ、件数は今、とってくと。  
そのほか何かございませんか。  
鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 あと、想像はできるんですけども、下水道の収益金が下がっているというお話だったんですよね。今の話は件数がふえているというあたりなので、想像はつくんですけども、その辺の理解できるような形で説明をいただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 接続件数はふえているということをご説明で申し上げたところでございますけれども、特に使用料が減少しているという中では、公共の中での減少が多いということで、特に西那須野地区の中心の中、それから黒磯の中心の中あたりで使用料が少なくなっている傾向があるということ。それから、節水意識なんかもあって少なくなっている部分もあるのかなというふうな想像はしているところでございます。

以上です。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。  
吉成委員。

○吉成委員 193ページの水処理センター施設維持管理費、1001事業の中の委託料で、資材単価特別調査ということで予算がついているんですが、この予算額と、当然その下の水処理センター施設整備費に係ってくるんだと思いますけれども、詳しい内容をお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 特別調査でございますけれども、この内容は、黒磯水処理センターの機械濃縮機、それからマンホールポンプにつきまして資材の単価を調査するというものでございまして、予算額としましては29万8,000円ほどを見込んでいるという内容でございます。

それから、施設の内容でございますけれども、同様に、工事請負費の中で含まれます施設で、黒磯水処理センターの機械設備の交換、それから板室ポンプ場の施設修繕ということで、これらに対する資材の単価の調査という内容でございます。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは、やはり調査を実際に入れないと、なかなかわかってこないデータだということ

なわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 資材の公表されているものでもおおよそは把握できますけれども、実際に調査をいたしますと、これらと大分変わった単価が出てくるというのが常でございまして、こういった特別な資材とございますか、機材につきましては、特別調査を行っているという内容でございます。

以上です。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

君島委員。

○君島委員 192ページの新規で受益者負担金改定というのがございますけれども、これのスタート、改定したものはいつからスタートするのかということをお聞きしたいんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 これは、それぞれ今まで負担金の設定の根拠が違っております。したがって、これらのまずは調査、それから、これからかかる費用、それから適正な負担金をどのようにしたらいいのかあたりを含めると、来年1年ぐらいは検討時期として考えていきたいという考えでございます。それ以降、庁内検討もしくはその状況を踏まえまして、検討に入っていくかなと思っておりますもので、実際にどれぐらい、今のところ何年何月からやるという想定は、まだしていないところでございます。

以上です。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 すると、当然、これから新たに計画区域に入ってくる部分についてのみ該当するという考え方でよろしいんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 いろいろな考え方がそのときにあると思うんです。これから整備を進めていく部分をどうするか、それから、新たに区域を拡大していく部分はどうか、そのあたりも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 それと、その上段のところに受益者負担金前納報奨金というのがあるんですけれども、これは、この受益者負担金の改定にあわせて、そのときに廃止をするような方向で考えを持っているのかどうか。結局、市税の納付につきましては前納報奨金も廃止しているんですよね。ですけれども、下水道の受益者負担金についてはまだあるということなので、改定とある程度あわせた形での廃止も来年度にあるかどうかだけお聞きしたいんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 現在のところ、そこまでの想定はしていないところでございます。おっしゃるとおり、税のほうは、前納報奨金はないことは私も把握しておりますけれども、やはりこのような中では、負担金の検討の中で同じように検討されるものかなというふうに考えております。

以上です。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 192ページの君島委員の言ったところと同じところで、内容は違いますけれども、350万という予算をとっているわけですが、この業者というのは複数ある中の競争なのかということと、あと、これは市の事業ですよね。外注しなければならない理由。自分たちでも検討できるんじゃないかという気もしますので、その辺の、

一問一答なんですけれども、2問です。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 350万円につきましては、これから来年以降、発注するというごさいませけれども、もう手を挙げる業者が複数いるかなと思っておりますので、入札になるかというふうにごさいませ。

それから、外部委託の理由でごさいませけれども、設定の根拠、それからそれぞれシミュレーションを行うという中では、なかなか内部でやると厳しい部分があるかなということ、外注を予定したいということ、予算計上させてもらったという内容でごさいませ。

以上です。

○櫻田委員長 ほかにごさいませせんか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 193ページの1項2目の水洗トイレ改造資金利子補給72万8,000円ということで、これについては、水洗トイレを設置したときの設置者に対する負担金に対する利息だと思っておりますが、1件当たり幾らぐらいの利子、想定件数でいいです、件数幾らを年にしてこの補給の金額132万8,000円と計算したのかということ。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 水洗化促進費の利子補給でごさいませけれども、これにつきましては、今水洗化されていないお宅が水洗化をするというときに、その水洗化する費用に対して銀行から借り入れをすると、それに対しての利子補給ということで、1件当たり限度額60万円ほどに関する利子補給ということで見込んでおるものでごさいませ、来年度の見込みでごさいませけれども、30件を見込んでおります。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 これは、流れる的に今、ふえていくのか減っていくのかという、当然ふえていく方向の計算だと思うんですが、それに対しての周知方法というかそういうものは、広報なんかではやっていると思うんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 全体的に今、整備を進めている中で、まだまだ水洗化が行われていない方に対して補助をしていくというような部分で、そのような設置促進を進めていきたいというようには考えてごさいませ。加えてこの広報の方法ですけれども、窓口にご相談に来られる場合、それから広報等、それからホームページなどで周知を図っているという状況でごさいませ。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 理解しました。

同じページ数でその下の2項2目の工事請負費、マンホール及び管渠・舗装修繕ということで2,855万ということで、これは地獄的にはどこら辺のことを想定して計画しているのか、詳細をお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 これにつきましては、市内全域でごさいませ、工事請負費の中では、それぞれマンホール付近が悪いとか、そういった苦情に対する対応というふうなことで考えてごさいませので、どここの場所ということで特定の場所ということでの想定ではごさいません。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 マンホール付近といたしますと、

マンホール穴ですよ、その周辺の舗装が壊れちゃって水が入ってしまうとかという、そういう単純なことでもいいのか、聞かせてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 具体的には、古いマンホールというのは、がたつき防止になっていないマンホールが市で何カ所かございます。経年しますと、これらがゆがんだりしてがたつきが出てきてうるさいとかという管理上の問題があるということ、それから、どうしてもマンホールが車が通るときに、これが下がったり、もしくはすり減ったりしますので、その外側の舗装がどうしても傷んでいくということで、それで段差ができるということ、もしくは下水道を掘って埋設した部分で舗装がその影響で悪くなっているというふうな部分が多く出てきますので、それらに対する工事費用という内容でございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 わかりました。

その中で、マンホールのふたそのものを交換することはあるのかどうなのか、まず。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 がたつきがあるマンホールにつきましては、今のがたつきがないマンホールに交換をしているということがございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 将来的な話なんですけれども、他市では結構今、マンホールのふたにいろいろなデザインをつくってやっていると思うんですね。近隣でもたしか、新聞にもちょっと載っていたかなと思うんですが、その中で、結構マンホールの

ふたの写真を撮って、フェイスブックなんかで回しているというのがあるんですね。そういったことを女子会なんかでやっているのをちょっとニュースで耳にしたことがあるんですが、ここでもそういったマンホールのふたそのもののデザインを、ここのマスコットであるみるひいだっけ、そういったものに変えていくような考えを持っているのかどうなのかもお聞かせください。

○櫻田委員長 鈴木委員に申し上げます。

○鈴木（紀）委員 その他で言う。

○櫻田委員長 ちょっと理解いただければと思います。すみません。

○鈴木（紀）委員 はい。

○櫻田委員長 ほかに何かございませんか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 ないようですので、ここで執行部から先ほどの件に関して発言を求めます。  
係長。

○伊藤管理係長 先ほどの下水道使用料で徴収業務委託、水道課のほうに委託しています件数ですが、まず、平成26年度の実績値で14万8,682件、今年度と申しますか、来年度の見込み値につきましては15万2,700件、平成26年度、まだ今年度の方は実績値はちょっとわからないものですから、26年度と28年度の見込みになりますけれども、26、28年度の対比で4,018件の増ということでございます。

○櫻田委員長 それでは、質疑そのほかございますか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたしますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時40分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第15号 平成28年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○邊見下水道課長 (議案第15号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。玉野委員。

○玉野委員 199ページ、2項1目施設維持管理費の中に新規のPCB使用機器調査とございますが、

これはPCBってずいぶん古いんですけども、どんなものが予想されて、どんな方法で調査するのかをお聞きしたい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。課長。

○邊見下水道課長 PCBが含まれているということで、照明器具の安定器に入っているんじゃないかなということで想定してございまして、これにつきましては、電気関係の専門業者に委託をしていきたいというふうなことで考えてございます。以上です。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 同じく199ページの一番下の段ですが、工事請負費というところのマンホール及び管渠修繕、舗装復旧、汚水柵設置のこの491万2,000円は、今、その辺の話はなかったと思うんですけども、例年どおりですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。課長。

○邊見下水道課長 工事請負費につきましては、昨年よりも1万6,000円ほどプラスでございすけれども、おおむね例年どおりということで考えております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 そうすると、これは今、計画があつて、あそことかあそことかという予定されたものがあつての予算なのか、毎年これだけ額を確保しておくのか、考え方としてどちらですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。課長。

○邊見下水道課長 毎年同じような額で予算措置しているということで、それぞれここの地区の管渠を修繕したいといったところの想定ではございませんで、全体的な調整の中で予算計上していると

いう内容でございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 予定はなくて、全体的に予算措置をしているということですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 それぞれ想定の数といたしますか、想定をする箇所ではなくて、発生するだろうというような箇所の想定につきましては、それぞれの箇所数で想定をして積算してございますけれども、具体的なここへということでの想定ではございません。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 この質問は、割と通るところの集落下水が入ってまして、当初、工事が下手だったと、はっきりそう私は思うんですけども、舗装面に対してマンホールが高かったり低かったり、それに無理やり舗装をすりつけたりして、すごく状況の悪いところが幾つもあるんですよ。そういうところは、これができてからもう長いことたっているんだけど、こういう予算があるのであれば、年単位でこういう予算をつけてもらえるのか、もらえないか。これから言えば来年度予算がつくのかということもありまして、今回はそういったところに入っているのかなと思って質問しているんですけども、想定していないということで、じゃ、今回の予算の中で、そういったことに対して要望みたいなものがあれば、願ひすれば対処してもらえたりするんですか、この中では。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 予算の範囲、490万ほど見込ん

でございすけれども、この中で対応できる部分であれば、対応していきたいなというふうに考えてございます。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。  
吉成委員。

○吉成委員 先ほどの下水道の特別会計でも、今回の公営企業会計の適用企業ということで調査と法適化支援の債務負担行為で予算がつけられているわけですけども、これは、当然農集と公共下水道ではボリュームが全然違いますから、金額的にも違うのはよくわかるんですが、その根拠となるものというのは何が根拠になるんですかね、それをお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 農業集落排水、それから公共下水道、これに全体に係る費用というのは積算します。その中で、下水道と農業集落排水につきましてはの事業量で切り分けをして、それぞれ予算措置をしていくという内容でございます。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 全体があつて、これが農集の部分ですよ、ほかは公共ですよという、その説明はわかるんですが、その前の段階で資産調査は当然するわけですよ。それから、その後に、今度は法適化支援、要は資産調査のボリュームの違いというんですかね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○邊見下水道課長 それぞれ基礎調査から資産調査、それから法適化支援という段階を踏んでの委託になりますけれども、その切り分けにつきましては、公共下水道、農業集落排水は資産のボリュームが

大分変わってくるということで、その中で今回の  
予算の中では、資産調査はこれからですけれども、  
おおよそこのぐらい対このぐらいであろうという  
ふうなことで切り分けをして予算措置をしている  
という内容でございます。

○吉成委員 はい、わかりました。

○櫻田委員長 ほかに質疑。

君島委員。

○君島委員 198ページの市債の部分でお聞きした  
いんですけれども、これ、通常100%ですよ、  
充当率が。こんないい市債があるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○邊見下水道課長 法適化の部分の市債でございま  
すけれども、国では先ほども申したように、27年  
から31年まで集中的な取り組み期間ということで、  
それに向けて法適化に進んでくださいということが  
言われています。そのあめと言ったら言葉は悪  
いですが、その措置として起債100%を見  
ますと、充当を認めますということにしています  
ので、これにつきましても、100%の充当という  
ことで見込みになります。

以上です。

○櫻田委員長 いいですか。

○君島委員 はい。

○櫻田委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等  
を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了  
いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時00分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
いたします。

これより採決いたします。

議案第15号 平成28年度那須塩原市農業集落排  
水事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべき  
ものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第15号については原案のとおり  
可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。  
鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 (マンホールのふたのデザイン  
のイメージチェンジについて)

○櫻田委員長 そのほかございませんか。

君島委員。

○君島委員 (農業集落排水事業に関する使用料等  
の見直しについて)

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 それでは、そのほかないようです  
で、下水道課の審査を終了いたします。

これで上下水道部の今定例会における審査は終  
了となりますが、上下水道部全体として何かござ  
いますか。

[「ございません」と言う人あり]

○櫻田委員長 なければ、以上で上下水道部の審査  
を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた  
します。

なお、10分間の休憩をとりたいと思いますので、  
2時15分より会議を開きますので、どうかよろし  
くお願いしたいと思います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きます。

—————◇—————

#### ◎都市計画課の審査

○櫻田委員長 初めに、君島建設部長からご挨拶を  
いただきたいと思います。よろしくお願ひします。  
部長。

○君島建設部長 (挨拶。)

○櫻田委員長 ありがとうございます。  
それでは、都市計画課の審査に入ります。

—————◇—————

#### ◎議案第10号の説明、質疑、討 論、採決

○櫻田委員長 今回、都市計画課関係の付託案件は  
ございませんので、これより予算常任委員会（第  
三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予  
算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

なお、眠い時間帯でありますので、大きな声で  
わかりやすくお願いしたいと思います。

課長。

○稲見都市計画課長 (議案第10号について説  
明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受け  
いたします。

何かございませんか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 一番最後に説明いただいた114  
ページのしゅんせつ等、これは予算ということ  
ですけれども、毎年同じ金額ですか。ことは予定  
があるのかどうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 これは5年ごとに全体の浸透  
槽の調査を行いまして、5カ年計画で行っている  
事業でございまして、今回は雨水浸透槽のしゅん  
せつ等の実施予定は、西那須野地区に15カ所、そ  
れから旧黒磯地区で東原の1カ所ということで計  
画をしております。昨年は、工事請負費一括で合  
算で予算化しておりました。ところが、工事請負  
といいますが、当然浸透槽の中をさらったり、そ  
れからフェンスを取り壊して新しくつくったり、  
鍵を直したりということになるんですが、実際  
には、周りは大丈夫だけれども、立木の伐採だけす

ればいいという工事が幾つか出てまいりました。

この場合は、工事ではなくて委託料で伐採の委託をするべきではないかというようなお話もありまして、そのたびに流用をかけたりするものかどうかということですので、今回は委託料と工事請負の2つに割って予算化をさせていただきました。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 今のはよくわかりました。了解です。

それと、113ページの4項1目の黒字の新規のところの説明で、不適格になったということで移転だというようなふうに私理解したんですけども、その不適格というところがどういうことなのかをご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 それまでは県条例を満たせばよかったわけなんです。ところが、昨年10月から市の条例をかぶせまして、特別この土地についてはといいますか、那須塩原市においては宇都宮や那須町、日光と同じようにしっかりした景観形成をしたいということで、市の条例をかぶせました。ですから、そのために県条例ではオーケーだったもの、これが既存です。ところが、市の条例をつくったために不適格になってしまったというものがございます。これに関しては、それを撤去したり更新したりする場合には補助金を出さずということで、その条例をつくったもとの我々の市役所でつくった看板自体もだめだと、老朽化もちょっといっているということで、今回撤去とそれから更新を1カ所というふうに予算化させていただいております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 今のは了解しました。

それから、107ページの8款1項1目の欄の下から2番目ですか、ご説明いただいた100001事業のここ、利子補給というのは大体わかったんですけども、これが該当するような建物というんですか、どの地域、個別には聞いてもわかりませんから、どの地域あたりでこういうところが発生していたのかというのを、ここで聞いておきたいなと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 それでは、来年の、これは23年から3カ年受け付けをいたしまして、23、24、25ということで、その期間内に受け付け、申請があつて許可になったものについて29年度、ですから再来年で終わりになります。時限立法ということになりますけれども、当初16件について利子補給をしておりましてけれども、繰上償還などがありましたので、28年度は14件ということになります。住所地だけ、番地以外の場所を……

○鈴木（伸）委員 そうですね。

○稲見都市計画課長 読み上げたいと思いますけれども、下永田それから大原間、沼野田和、黒磯、寺子、それから美原町、上郷屋、上大貫、青木、市内全体にわたってということになると思います。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ありがとうございます。聞いて何か感じるところがあるかなと思ったんですけども、特にランダムで特に何も無いのがわかりました。ありがとうございます。結構です。

○櫻田委員長 玉野委員。

○玉野委員 113ページ、一番下段の委託料の説明をしていただきました。その中で屋外広告物ありますね。3回目という中で274万円ですけれども、この状況調査した結果、どのように展開していくのか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 これは26年、27年、来年28年というふうに、この後もどんどん続いていくものですが、26年度は90日を委託いたしましたので、調べた看板が2,776、27年度も90日とってありまして、調べたのが3,103基、来年度は実は27年度、全部終わらなかったという、90日では間に合わなかった部分が一部出てしまいましたので、その部分と、28年度は線路の南側、東北本線の南側の黒磯、東那須野地区を中心にやるわけなんですけれども、これは大変な数がございますので、これを全てデータベース化いたします。写真も撮って全て残してありますので、窓口看板を設置している業者さんとかがおいでになって、うちの看板そろそろやらなきゃならないんだけどもというようなお話がありましたら、すぐそれを見ながら窓口でお話できて相談に使うということで、実際にはどのぐらいの看板が那須塩原市内といえますか、この規制区域内にあって、どれだけがちゃんと申請が出ていて、出ていなくてというようなことをしっかり調べるための基礎資料にすることです。

以上でございます。

○櫻田委員長 玉野委員。

○玉野委員 その基礎資料を把握した後は、何か考えていますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 今、この予算500万円で屋外広告物既存不適格のものについては改修等をしていただくということで、補助を受けているわけなんですけど、実はこの調査をやったわけなんですけど、実際設置してある90%以上が、県条例のときも含めて何の申請も行っていない、簡単に言うと、

条例違反の状態のものが大多数ということになります。来年度からは、これを何とかしていくために、その資料をもとにしながら現場を歩いたり、その看板を持っていらっしゃる、セットしていらっしゃるところの方にお手紙を出すとか、チラシを持っていくとかしながら、これは長い時間がかかると思いますが、少しずつ具体的に動いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○櫻田委員長 玉野委員。

○玉野委員 長い時間かかりますけれども、景観という形ですから、よろしくをお願いします。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 113ページの一番下の補助金ですね。屋外広告物の修繕等ということで、昨年新たにこの予算がつけられて、100件弱ぐらいが対象の物件というか、看板だったと思うんですが、今回はこの金額でいくと何件ぐらいを予算化したんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 実は昨年の当初では1,000万円の予算をとらせていただきました。といいますのは、その前の説明会等を何回か通じまして、そのときにご相談いただいた件数の業者さんは皆さんおいでいただけるかもしれないということで、満額1,000万円以上とらせていただいたのですが、ふたをあけてみたら、残念ながら6割から7割ということにとどまりました、補助金の申請につきましては。そういうことで、今回は61件で半額の500万円ということで予算を立てさせていただきました。予算要求はもうちょっと多かったんですが、財政のほうで調整いたしまして500万円に査定されたということでございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、もう前回、平成27年度の1,000万を実績で見ると61件ぐらいだろうということじゃないですよ、70件ぐらいなんだけれども、61件にされたということですね。

○稲見都市計画課長 要求はもう少し多かったんで……

○吉成委員 わかりました。了解です。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。  
山本委員。

○山本委員 同じ113ページの真ん中辺の委託料なんですけれども、立地適正化計画策定支援、国と一緒に746万2,800円ということだったんですが、これ去年新規で始まったもので、これは具体的にどのような感じで進んでいるのか、説明をいただきたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○稲見都市計画課長 昨年からはじめました事業でございます。今年度ですね、27年度は本当に基本的なといいますか、例えば人口動態につきましても、人口問題研究所の数値や、それから栃木県の都市ビジョンとか、さまざまな基礎資料を徹底的に集めまして、現在的那須塩原市がどんな姿なのかということ、まずはつまびらかにすることで進んでまいりました。それにあわせて、23課25人によります市内検討委員会というのをつくりまして、そのたびに詳しい話を持たせていただきました。今回の3月議会の一般質問の中でも、建設部に関係のない質問の中で立地適正化ということが2回出てまいりまして、大変浸透してきたとか、いろいろな職員が立地適正化のやり方について少しずつ理解してきていただいたということで、大きな成果なのではないかなというふうに考えております。

アイデックという会社が請け負っていただきまして、そこと何度もさまざまな調整とか話し合いを繰り返しまして、例えば現状から見た那須塩原市の評価というような形で非常に細かい表などをつくったり、それから細かくメッシュを区切って、この地区がどうなっていくのかという将来の姿を明らかにして、しっかりした資料をつくっております。

来年度におきましては、それをもとにしまして今度は実際の都市機能誘導区域や住居の誘導地域などを少しずつ固めていながら、来年、再来年度のしっかりした1本の計画づくりまでつなげていきたいというふうに考えています。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、これ今年度新しく始まって、28年度にも予算がついていて、当初の計画どおりに着々と進んでいるというふうに理解していいのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○稲見都市計画課長 ことし、アイデックなどと打ち合わせをしましたら、こんな細かいところまで検討しているのかというようなことがありまして、私自身もちょっとびっくりしているんですが、そのぐらい大変な計画なんですね。市街地にどんどん集めて住んでくださいということで、人の住む場所をインセンティブを持ってそこに集めていかなくちゃならないわけですので、一般質問などでも出ましたけれども、焦らないでやっていってはどうですかというようなお話も頂戴しております。

我々も、そういうことで何としても3年間でつくり上げたいという、そういう考えは持っておりますので、いろいろな問題が出てきてもっと延長するべきだということになれば、あと1年延長



答弁を求めます。

係長。

○高久都市計画係長 会社名につきましては、株式会社国際開発コンサルタンツです。

○君島建設部長 頭文字をとってI D E C。

○高久都市計画係長 そうです。こちらが宇都宮事務所という形で……

[発言する人あり]

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 先ほどの屋外広告物設置状況調査の件で、たしか予算が274万と言いましたね。それで26年度、27年度はそれぞれ90日調査ということで、この金額設定の基準というか、それを単純に考えると、これ274万を90日で割って3万だという中で、2人ないし3人ぐらいを使って調査したのかなというふうに理解したんですが、そういうことでいいのかどうなのかお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 おっしゃるとおりでございます。昨年は90日で取り残しがちょっと出てしまったということで、今回は132日設定をしてございます。全部で4,200基ぐらいではないかなというふうに考えておりますが、これは2人で車で回っていただくんですが、多分4人、3人、お二人体制で132日ということで予算は計算してございます。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 ということは、さっき言った単純に90日ではないんで132日ということは、1人の単価にするともう少し下がるというような計算になってくるのかなと思う、132日。先ほどは90日で単純に割って3ということなので、ちょっと

細かくなってしまうんですが、132日ということは、1人単価はもう少し下がってしまうのかなという。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 ことしは予算も多くということとらせていただいております。これは簡単に言いますと、シルバー人材センターをお願いをしております。昨年この調査に当たった方と1回目、直接お会いしていろいろな話をしたんですが、大手の家電メーカーの退職者とか、非常に優秀な方で、機器の使い方、パソコンの入力の仕方なんかも非常によくわかっていらっしゃる方でございます。配分金といたしましては、これはシルバー人材センターの資料でございますが、1日当たり1人6,750円ということになっております。これの2人で132日というのが配分金の中の人件費の実際の数字でございます。

以上でございます。

○櫻田委員長 ほかに何かございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時53分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。  
鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 （立地適正化計画と他の計画等との連携について）

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、都市計画課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたしますが、10分間の休憩をとりますのでよろしくお願ひします。3時5分からよろしくお願ひします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎都市整備課の審査

○櫻田委員長 それでは、都市計画課の審査に入ります。

#### ◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第19号 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 （議案第19号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございませんか。

玉野委員。

○玉野委員 これずっと1条から10条まで見ていきますと、この空き家の対象者というかな、相手がいると読めるんですが、全くいないという状況は考えてはいないですか。相続人もいない、何もいない。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 空き家等の所有者に関しましては、おっしゃられました相続等も放棄されているという、最終的にそれが確認された場合は、一般的に

は国のものになるというふうには聞いているところ  
であります。

その最終的に国のものになるまでは、相続権利者、  
放棄するかもしれませんが、相続権利者が空  
き家を管理するということは、民法の中では決まり  
があるようです。民法の中では、管理に関しまして  
は、となっております。

○櫻田委員長 玉野委員。

○玉野委員 それは、民法、特措法のほうで読めると  
いうか、対応できるという。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 ただ、その民法の中で、その空  
き家管理といっても、最終的に、どういったらいい  
ですかね、お金を出して解体したり、そこまで民法  
の中では規定をしておきませんので、その辺がはっ  
きり言って曖昧なところはあります、特措法で勧告  
を受けた特定空き家に対しての措置としましてはで  
すね。

その中では、代執行制度の中での市の制度手続を  
踏むようになることも考えてはおるところでありま  
す。

○櫻田委員長 玉野委員。

○玉野委員 最後のことなんですけれども、空き家と  
いう表現もありますけれども、廃屋になりますよね、  
時間経過すれば。そのとき市はどのような行いをし  
ているんですか。先ほどは空き家のときは国という  
ふうにあったんですけれども、国のほうが時間がか  
かるような気がするんですけれども、市として、観  
光地に廃屋が出たとか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 今委員おっしゃられました廃屋  
というのが、これは判断基準があるんですけれども、  
特定空き家ということになるかと思っておりますけれども、

これに関しましての措置が、まずは国の法律で決ま  
ってしまっていて、それを今回の条例で補完する形で市  
がやりますので、その自治体に勧告と、国の法律の  
中でも勧告等を行う特措法、先ほど言いました空き  
家特措法14条1項で助言、指導、2項で勧告、また  
3項においては命令という形、空き家特措法の中で、  
これは全て実際に行うのは国の法律であります、  
市がそういったものの実行をする。執行するのが市  
になっております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 今の話で、最終的には市のほうで  
執行する権利というか、そういうのもあるというこ  
とだというふうに伺ったんですが、先日、報道もさ  
れた中で、やっぱりこの代執行をやったところがた  
しかニュースになったと思うんですけども、あそこ  
は借地であって、その上に自分が借家で家を建てた  
といったところに、建てかえたいんですけども地主  
さんが許可してくれないということで、もうほった  
らかしにしておいたという中で、最終的には代執行  
されたということなんだけども、そういった部分  
までも、こちらでは、その国のほうの上位法にある  
かもしれないんですけども、網羅されているのかど  
うなのかというものをちょっと確認したい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 国の法律で今回の条例でいきま  
すと、その建物が特定空き家に認定されて、指導、  
勧告、命令までやったと。でもそれに応じなかった  
という中での行政代執行というふうには聞いていると  
ころでありますので、ただ、今言ったように、権利  
関係の中で借地という、法律的には国の法律および  
今回の条例でできることにはなると思っておりますけれども、  
手続的なこととなりますと、よく十二分に検討  
しなければいけないことかとは思っています。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 わかりました。

この2条の中で空き家等というふうに言われていますが、この空き家等についての範疇というか、これをちょっとお聞かせ願います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちら空き家等としておりますのは、まず建築物、建物がありまして、これに附属する工作物——門、塀等です、あと先ほど言いました立木竹、そういったものも含めてのものになりますので、空き家等という表記にしているというふうになります。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 それということは、空き家に隣接している土地といいますか、そちらも含まるといふふうに解釈していいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 委員おっしゃるとおり、空き家が建っている敷地も含めて、今回のこの特措法及び条例は対象になっています。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

君島委員。

○君島委員 すみません、これ8条の公表ということなんですけれども、この公表の方法というのはどういうふうにするんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちら、公表におきましては、市のホームページ及び広報等、あと現地、その空き家の所在場所に掲示、そういうことを考えております。

○君島委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

質疑がないようですので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

## ◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第20号 那須塩原市空き家対策審議会条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 (議案第20号について説明。)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。各委員から、質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございませんか。

鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 確認という意味を含めてお聞きしたんですが、第3条の2で、学識経験者、建築関係者、不動産業関係者ということで、建築関係者については要求されるのは一級免許とか二級免許とかとあると思うんですが、建築士は。そういった部分では国家免許はどういう人が入ってくるのか、不動産も含めてお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 まず、第2号建築関係者におきましては、想定しているところは、まだ正式にお願いしているわけではないんですけれども、というのが、建築士会さんをお願いすることを想定しておりますので、資格を持った方になるかと思えます。

不動産業関係者というところ、こちらは県不動産業協会さんをお願いしようかと、県北支部さんになるかと思うんですけれども、そういった方なので、資格はお持ちかとは思いますが、ただ条件として、この条例の中では定めているところではありません。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

副委員長。

○齊藤副委員長 この条例は4月1日から始まるんですけれども、実際に8名招集して、こういった会議のスタートをするのはいつぐらいになるのか。物自体、もむ物がまずあるのかなのかと、空き家等のこの条例に関しても、たしか審議していただいくという話もありましたけれども、空き家バンクか、要は審議会自体を集める時期を教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 この条例が施行されましたら、速やかに開きたいとは思っているところでありまして、けれども、やはり4月末か5月に入ってしまうかなとは思っております。

この条例についてもんでもらうのではなくて、空き家等対策計画とか、あと調査、実態調査も来年度予定しておりますので、そういったものに関してもご意見をいただきたいと思っておりますので、できるだけ速やかに開きたいとは思っているところでありまして。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時35分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第20号 那須塩原市空き家対策審議会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第31号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 (議案第31号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時40分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 那須塩原市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第31号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審議をいたします。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○松本都市整備課長 (議案第10号について説明。)

○櫻田委員長 ここで会議の途中ですが、10分間の休憩をとります。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時11分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 幾つかあるんですけども、順番にということで、115ページのまちなか交流センターなんですけれども、場所は理解できたんですけども、その建物の大きさとかそういったものが、まだこれからの設計になるのかなと思うんですが、すみません、ちょっと話が……、駐車場がその建物に行く人の数に対して、駐車場はどれぐらいを考えているのか、それによっては駅前を使うというような説明ちょっと聞いたような気がするんですけども、距離があるので、将来つくってから市民の皆さんに利用してもらおうということについてちょっと不安があるので、その辺の建物のその容積と駐車場の台数あたりと、駅前との距離との関係をきちんと、もうこれ予算どんどんっていつてしまえばそのとおりにやるだけなんだろうが、後の祭りにならないようにその辺の考え方、ちょっとご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 まちなか交流センター、こちら及び広場整備になっていますけれども、建物の規模は基本計画の中で1,500㎡程度ということで、それに基づいて12月から1月24日ですか、プロポーザル実施して、設計者を決めたところではあります。

そのあたり駐車場については、ごめんなさい、ちょっとかわります。

○櫻田委員長 係長。

○浅賀都市整備係長 基本計画におきましては、30台程度を整備することが望ましいところでありまして、15台程度は最低でも確保するという

ことで、基本計画の中ではうたっております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 15台で、今30と出ましたよね。

30で足りるのかどうかと、一応最低でも30ぐらい欲しいんじゃないかというような話だとすると、今だと、何か初めて聞いたんですけども、15台だと足りないわけですよね。

そうすると、結局駅の前図書館の周辺のところから歩いてくるのかという話になると思うんですけども、その辺のところの詰めをしっかりとっておかないと、本当に高齢化社会、行くのが高齢者ばかりではないと思うんですけども、利便をよくするためには、その辺の詰めをしっかりと計画立てて、私はやってほしいなと思っているんですけども、今の話だと、ただ15が計画になっていますということだけで、私の質問は、その辺をどういうふうに考えているのか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 委員おっしゃられるとおり、今プロポーザルにより設計者が選定された、当然その中で提案をいただいている中でですけども、これから、もう始まっておりますけれども、設計者の中で今、基本設計に入ったところであります、今、委員おっしゃられました駐車場に関しましても、これからワークショップ等で議論を重ねていかなければいけないと思っているところであります。

○櫻田委員長 参事監。

○若目田都市整備課参事監 確かに15台では少ないということで、今課長が説明しましたようにできるだけ多くということで考えておりますが、ただ、目的からして駐車場が目的ではない、当然交流というのが主な目的ですので、かといっても車で来られる方が多いので、できれば近隣に、交流セン

ターの敷地じゃなくて、近くに駐車場を確保できないかということで、駅の図書館の駐車場とは別ということで現在検討をしているということでございますので、ある程度の駐車台数を確保できるというふうに考えております。そういった中で現在検討しているところでございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 駐車場つくる話は最初からないと思いますけれども、あの地域が活性化するためにやるものですから、人が来るためには駐車場もないと人は集まらないです。だから、こういうものをつくるときに、やっぱり駐車場とはセットだと思うんです。だから、本当だったらこういう施設を、これはこれでいいんですけども、例えば同じような趣旨のものをもうちよっと広いところで駐車場たくさん用意すれば、人が来て使えるという考え方もあると思うんですけども、これはそっちの順番が逆で、ここにつくりたいということですから、だけれども、つくったけれども、駐車場がないというのではやっぱりバランス悪いと思うので、そこはきちんと後で使い勝手の悪い施設にならないようになるというなと思っただけの質問ということですか。これは了解しました。

続きまして、那須塩原駅前のところありましたよね、同じ115ページの枠でいうと下から2番目です、2501事業。これは庁舎が延期になってかなり先になるんじゃないかなと私は思っているんですけども、これも庁舎とセットなのかなというふうに今まではずっと頭の中ではイメージしたものですから、急に庁舎がなくなった中で、それからコストが今かかりますよと言っている中で、今やるんだというところの考え方と、それからあそこには前市長だとペDESTリアンデッキなどもセットで考えていたというような、私が聞いている

だけかもしれませんけれども、国交省から5割補助でやる方法があったというんですけども、これ自体はどういうイメージでこれを今から進めようとしているのか。ある程度の考えを教えてくださいませんか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

参事監。

○若目田都市整備課参事監 那須塩原駅前につきましては、26年11月の庁議で、全体の案といたしますか、31億7,000万なんですが、駅前の広場の整備、東口と西口です、それと駅前の大通りの歩道の中に電線類の地中化とか、あとは歩道の効率化、あとは公園、その中の再生事業ということでトイレやあずまやということで計画をしまして、素案ですけれども、全協で説明をさせていただきました。26年11月は庁議です、その後に全協で報告をさせていただきました。

現在は、先ほど課長のほうから説明ありましたように、27から28年にかけて都市再生整備計画事業に向けた調査検討業務というのをやっております。その中で、民間事業者に対するヒアリング、あとは地元に対するヒアリング等を行っております、説明を行いました。

そういった中で庁舎の建設には関係なく、やっぱり那須塩原駅前につきましては、駅前の広場がかなり使いづらいというふうな形になっております、西口も東口も。また、土地の高度利用が進んでいないという状況の中では、庁舎の建設に合わせて進めなければならないということで、これは市長の公約の中にも出ているかと思うんですが、そういった中でペDESTリアンデッキについては先ほど予算の中の説明にもありましたように、駅前広場の基本計画策定を予定しておりますので、2カ年で、28、29。この中でペDESTリアンデッキをつくったのほうがいいのかどうなのか、

つくとすれば規模はどうかかというようなことも踏まえて、その中でよく検討をして決めていくというようなことで考えております。

また、28年度につきましては、さらに地元の団体なり、そういった地権者なり地元の方々と協議しながら、こういった方向がいいのか、事業の内容も詰めていきたいというように考えております。

以上です。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本委員 同じ115ページのさっきの前に聞いたまちなか交流センターと図書館のところのまちづくりのところなんですけれども、交流センターにつきましてはコンペ見ていたので、およそわかるので、これからなんだなと思っているんですが、駅前図書館につきまして、駐車場が足りないので民地を買うというようなご説明があったと思うんですが、今交渉中なんだというような話まではこの間、議会聞いたところですけども、もう少し詳しく、この駐車場に関して3,200㎡だと思ったんですが、お話しいただければありがたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

参事監。

○若目田都市整備課参事監 3,200㎡の駐車場につきましては、現在ヨークベニマルとJRの間の土地を民間で持っている細長い駐車場です。これ大体现在3,200㎡、110台という駐車が可能となっておりますが、かなり広いので、1つの升がもう少し詰めれば130台程度はとめられるんじゃないかというふうに考えておまして、地権者からは内々に譲ってもいいですよというような内諾を得ております。

そのほかに、それだけのまたちょっとどうかということ、ヨークベニマルさんとの共用とい

うのも一部検討しておまして、50台程度となりますが、これについては市のほうで、ある程度その借地料をヨークベニマルさんとお互いに払って、共用で使えたら、借りるというような形です、いいのではないかなということで、こちらもあわせて協議を進めておまして、そうすると、トータルで、あの駅前の図書館には大体30台から40台程度見ておりますので、200台程度はあの周辺で確保できるというように見込んでおります。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 イメージとしてはつかめたんですが、そのベニマルさんの駐車場を共用するというのは、今ある市の駐車場になっているところに道路があって、その隣からベニマルさんの駐車場が始まるんだと思うんですが、その一番建つ図書館に近いところの一角を、買い物する人と図書館に来る人たちが一緒に使えるようにするという、あそこの一番手前だけを言っているんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

参事監。

○若目田都市整備課参事監 このベニマルさんとの共用につきましては、どこの部分ということで限定するのではなく、一緒に駐車場全体を図書館に来る人もあそこを使って、買い物をする人もあそこを使ってということで、大体想定では50台程度というようなことで考えておまして、そういうことで現在協議をしているところでございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、そのところは、そうやってうまくいくのかどうかがよくわかりませんが、わかりました。

ここの最後のところの工事に伴う補償金の話なんですけれども、去年もその交流広場の物件の移転の補償で5,000万円出ていたと思うんですが、

それ使ったかどうかわからないんですが、この補償金というものは今回3つ出ているんですが、この1億8,700万円というのはどういうことで計算してその補償を出すのか、ちょっと教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 今回の補償金は、この記載の東西連絡橋物件移転の補償というのはJRさんに対してやるものでして、こちらが今市道になっています東西連絡橋の中で、エレベーターを西口側にもつけるという中でJRさんのほうの棟にもかかってきますので、その中でそのエレベーター設置にあたって支障となる建物も含めた構造物に対して補償というのは、その建てかえ費に相当する費用とかそういう形になります。

2つ目の駅前図書館物件移転補償というのは、議会等でもお話ししましたが、東野交通さん及び警察、交番、その建物に対しても、当然建物を撤去していただきますので、一般的な建てかえ費用に近い金額内容となっております。

最後の黒磯駅西口駐車場物件移転補償というのは、先ほど来出ております、あの線路沿いにある駐車場予定地において、今駐車場として使っておりますので、料金機等、あと、アスファルト舗装もある程度されていますので、そういったものに対しての費用を補償するということになると思います。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、最後の駐車場は買ってあげるわけですね、市が買うのにお金を出すほかに、今使っている、そのものを壊さなきゃいけない費用分ぐらいは、この補償で出すという考え方なんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 一般的には補償というのはいろんな考え方ありまして、その相当の建てかえ分の費用とかの場合もありますし、もう古くなっている場合は、解体に関する費用というのものもある、その物件によるわけですがけれども、先ほど言いましたJRさんとか東野さん、交番さんはほぼ建てかえに近い費用を出すつむりの形になるかと思えます。

西口駐車場に関しましても、その今の私営の駐車場の中で整備した費用に近い金額を補償するという形にはなるかと思えます。

○山本委員 了解です。

○櫻田委員長 そのほか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 実はさっきもう一つとっていた以外にもあるんですけれども、もう一つ、例の駐車場を、個人の駐車場を買うということなんですけれども、台数が足りなくて買うという考え方はいいんですけれども、そこは囲繞地ですか、市道から直接地続きなのか、離れたところなのかということについて、ひとつお答えいただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちら駐車場におきましては、間にJRさんが駅利用者の通路が入っているところでありまして、こちらが今JRと協議して、その通路、共用で使わせていただくということでお話ししていますので、ほぼつながっている形にはなるかと思えます。JRさんとの共用にはなるかと思えますけれども。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 そういう土地が公道とつながっていないというのは、よく囲繞地という言葉があると思うんですけれども、ある意味では欠点があ

る土地ですよ、そういうところを市が買うということについては正直言って抵抗がある、だから買うならもう地続きにしてもらって買う、JRさんが売ってくれるのであれば別に問題はないかなと思うんですけれども、そうじゃないと、JRさんの土地に間借りをしながらいくような土地というのはちょっといかがなものかなというような気がするんですけども、それを買うのかなというのが1つと、あと、先ほどヨークベニマルとの共用の関係もそうなんですけれども、よく駅前に駐車場をつくってしまうと、電車で行く人がそこへ車をとめていって、本来図書館に來たい人がとめられなかったり、本来の交流センターにとめるのかもわからないんですけれども、そういう人たちの利用との公平性とか、その利便性のことについてはどのような対応を考えておりますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 まずは、JRさんの用地を確保することの中で本来市で買うべきではないですかというご意見について、当然ながらJRさん、その奥に土地を持っておりまして、JRさんとしても完全に市にということではできないと思います。その中で当然権利、契約を結ばなければいけないかと思うんですけれども、市でも使えるというその通路ですね、協定になるか契約になるかはあれですけれども、当然そういった形での権利は得たいと思っております。

また、駐車場の料金におきましては、今おっしゃられたとおり、図書館使われる方が主の目的でありますので、駅を利用する方、長時間置かれる方は、ほかの駅でも市営駐車場にしても一緒ですけれども、長時間の方は割高になる駐車料金というのを設定しておりますので、そういった形で制限というか、区別はしたいと思っております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 それで、図書館の費用、それから交流センターの費用、それと新聞か何かで見たときの金額が、35億とかというのを最初目にしたと思うんです。市民の皆さんにはそれくらいのもをつくるんだよというところからだんだん金額が上がっていく可能性があるんですけれども、それ以外にも、関連のこういった、これだけでも13億という金額が上がっています。

今コストがかかるからということで、私は楽しみにしている庁舎なんかは市民の判断ですけれども、そういったことの中でだんだんふえていくんじゃないかということも、実際は懸念は当然しているわけなんですけれども、これは今あそこにかかる市のほうで負担する、かかる費用は、この関連の事業、図書館、それから交流センター、それから駐車場の購入とかといったものの大枠を、幾らと考えていますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 まず、先ほどごめんなさい、そのお答えする前に駐車場の話、料金の話を、ちょっと有料と言いましたけれども、図書館利用者に関しましては、時間ちょっとこれから検討になりますけれども、1時間なり2時間とか3時間とか、まず無料の時間帯を設けなきゃいけないと思っております。その中で長時間使われる方は料金を高くするというようなことを考えておるところであります。そういうことになると思います。

それで、今ご質問ありました大枠の事業費ということで、確かに当初の35億何がしというのは、都市再生整備計画での補助対象事業費にしておりました。その中で当然ながら事業計画の変更という中で、まずは交流センターの27年度、ですから昨年度の土地、交流センターの用地についても、

先ほど山本委員のほうからありました、広げて、駐車場用地とか交流広場用地として広げておりますので、その分としての事業費はふえております。

また、図書館におきましても、当初計画では2,200㎡の図書館、駐車場部分1,100㎡の3階建てということで都市再生整備計画のほうは計画しておいたところではありますが、基本計画の中でもご説明したように、今回4,500㎡、このポイントといたしましては、当初の計画では今黒磯図書館、既存ありますが、その図書館を残した中での特色ある図書館をつくるということで、駅前図書館始まったところではありますが、計画が進んで、昨年、黒磯図書館は将来的にはなくして駅前図書館、黒磯地区は駅前図書館にするという中で4,500㎡というものを出示しております。そこでも事業費はふえているところでありまして、またそのほか出ています駐車場用地購入とかもふえておりますので、ちょっと手持ちの中で総額というのはないところではありますが、ちょっとごめんなさい、手持ちの中で総額出したものちょっと今持参していないところがあります。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ちょっと駐車場の件は、もう一回戻りますけれども、駐車場はヨークベニマルはお金を出して共用にしましょう、この新しく駐車場に関しては無料ですと、J Rを使う人、長時間使う人に対してはお金を多くとるような形にして、短期間の人には無料にするという、無料という言葉を使ったと思うんです。そうすると、ヨークベニマルはわざわざお金を出して共用にして、お店に行く人もいるし、図書館に行く人も使えるようにする、限定じゃないみたいな。

だけれども、図書館用につくると、そこはそこを利用して、混んでいる土日もしかするとヨー

クベニマルの人が利用することも可能なのかなというあたりは、バランスがちょっと悪いかなという気はしないではないんですけども、それはそれでなるほどなと思って聞きました。

それはその件で終わりにして、最後に、当初と今とでもう違うと思うんですけども、その数字は私に後で教えてください。当初計画でいったときの積み上げた金額は幾らで、今現在は大枠幾らになっていますという数字を、項目を挙げて足し算したもの、内訳と合計の金額を今は出ないということでしょうから、教えていただくとありがたいと思います。

○櫻田委員長 ちょっと暫時休憩いいですか。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時35分

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 すみません、答えていただいていたかもしれないので、確認ということで、115ページの那須塩原駅周辺地区都市再生整備計画事業なんです、この今年度とそれから来年度、28年度です、そこで整備計画の検討作業業務ということであとこの1年間残っている調査業務というのは、内容としてはどういった調査内容になってくるのでしょうか。

○櫻田委員長 参事監。

○若目田都市整備課参事監 28年度につきましては、先ほども申しましたけれども、地元との協議等をよく踏まえまして、まちづくりのイメージ図の作成をしたい。

また、都市再生整備計画書、協議の中でどんな事業を入れるかというようなことで、計画書を作

成していくというようなこと考えていまして、また、必要に応じてまたヒアリング等も行う予定というようになっております。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、以前にも地元の声は聞くということはお聞きしていたんですけども、実際にはどういった対象で地元の意見を吸い上げようと思っているのでしょうか。

○櫻田委員長 参事監。

○若目田都市整備課参事監 27年度、今年度につきましては、重立った団体、組織、それとあとは代表者何人かいたわけですけども、そんな中でやっぱりこんなものがあつたらいいなというふうな要望が出ましたので、そういった要望等を実現できるもの、できないもの、それらを事業を洗い出しをして、具体的にこういった事業ではどうかということで地元説明会等も含めていろんな形があるかと思うんですが、そういった形で協議をしていきたいというふうに考えております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

じゃ、次に、次ページの116ページの公園の維持管理のほうなんですけど、この中で先ほど説明いただいた、新規で加工用原料費ということで球根を購入するというお話がございました。これは具体的にはどういった利用で何を購入されるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 球根代につきましては、こちらは主に東那須野公園におきますスイセン、こちらの地元ボランティアさんいろいろ協力していただいている中で、市として球根等を支給したいと思っているところで、今回予算を要求させていた

だきました。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 やっとみんなの思いが通じたなという感じがしました。

じゃ、次に、その下の公園整備事業のこれ、新規になっています、先ほど説明いただいたので新規の理由はわかりましたけれども、この中の黒磯公園のふれあい橋の件なんですけど、これ塗装を施してきれいになったわけですけども、今回修繕ということになっているわけですけども、これはどこの修繕で、どのぐらいの費用がかかる修繕なんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちらはふれあい橋、今おっしゃられたとおり鉄骨関係、手すりも含めてきれいに塗装されたところではあるんですけども、床面が、こちら長寿命化計画の中でも床面のほうの修繕がちょっとのっていないなかったところでありまして、今回整備事業に乗せた中で、床面の舗装修繕工事になっております。金額といたしましては、800万ほど考えております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 その点は了解しました。

じゃ、その下の都市公園等の長寿命化事業なんですけど、ここで東那須野公園、これに対しての工事請負費、どんな工事になるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 東那須野公園の公園施設更新工事におきましては、野外卓やベンチ、また園路等の施設の更新となっております。金額的には予算上は300万ほど見ているところであります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 更新ということは、新たにということ

はないわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちら長寿命化事業は、あくまで既存、ある施設に対してつけかえたりそういったものでありますので、新しいものではなくて今あるものに対してということになります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

最後に117ページ、先ほど来条例で説明いただいた空き家等対策事業なんですけど、単純なことなんですけれども、この空き家制度ポスターというのはどんなポスターで、何枚ぐらいの制作をされるんでしょうか、大きさとしてはどのぐらいの大きさになるんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○飯村住宅係長 こちらは、空き家バンクに係る物件募集であると制度周知用のポスターでして、A2サイズのを70枚予定しております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これはもう絵柄というのは、全国共通で決まっているんでしょうか。空き家バンクの場合にはもうこういう図柄、絵柄でやりますよということなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○飯村住宅係長 すみません、70部ではありませんでした。すみません、100部です。

絵柄につきましては、全部職員のデザインによるもので想定しております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 何とかポスターみたいにならないように。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

山本委員。

○山本委員 同じところの公園整備事業の一番下のところに烏ヶ森公園の用地の購入費があるんですが、昨年のところにも新規で3,890万7,000円があるんです。これは足すんですか、それとも何か別、どうなっているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちらの烏ヶ森、歳入も合わせてなんですけれども、相手が国土交通省という中で、今年度分は3月補正で減しまして、再度28年度予算にのせさせていただき、事業の執行に合わせてということで国土交通省と話ししているものですから。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 じゃ、値段が上がったのは、その1年おくれたから上がったんですか。書いてあるのは、去年は3,890万7,000円と書いてあって、ことしが4,323万と記録が、すみません、書き方……

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○浅賀都市整備係長 昨年度につきましては、単純に用地を購入費のみを計上しておったところであるんですけれども、国土交通省とよく協議したところ、公園に今現在立っている木ですとか工作物を、国土交通省のほうで移設とか対応していただけるのかなと思ったところ、補償金で払うということで、市のほうで木の移設とかそういう工事をやってくださいというふうに正式に言われた経緯がございまして、もし27年度やる際は補正予算等を組む必要があったかなと思っていただけたんですけど、今年度はなかったということで、28年度の新規につきましては新たに計上させていただいたということになります。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 すみません、ちょっとせっかくなので、烏ヶ森の用地は場所はどこかだけ、知りたいんですけれども。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○松本都市整備課長 この用地、購入のほうでよろしいですか。

○鈴木（伸）委員 はい。

○松本都市整備課長 こちらは旧あじさいホテル跡地となっております。

以上でございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 115ページの土地購入費で、新規で黒磯駅西口広場用地等3カ所ありますけれども、これは1カ所で全体の部分になるのか、それぞれなのか、平米数とあわせてお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○松本都市整備課長 この土地購入費は3カ所になります。細かく言えば、駅前図書館用地というのは相手が東野交通さん及び交番さんで、2つを図書館用地としております。面積は、まずJRさんからの用地取得、西口広場です、これ、黒磯駅西口広場用地は面積は4,250㎡となっております。

また、（仮称）駅前図書館用地としては200㎡。

3つ目、黒磯駅西口駐車場用地は先ほど来出ておりますが、3,200㎡を予定しております。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 さっきの説明で、この駐車場の台数30台もしくは50台、どっちなのか。最初の話では30台と言ったけれども、その後50台と言ったような気がしたので、確認で。

○櫻田委員長 参事監。

○若目田都市整備課参事監 駅前の図書館に隣接する今の駐車場のところですか。ここにつきましては、まだ決まってはおりませんが、想定の中では30台から40台を確保してくださいということで基本計画は策定しております。50台というのは、ヨークベニマルとの共用については50台と考えているというふうに想定しているということでございます。

○鈴木（紀）委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 117ページの委託料で、空き家等実態調査実施等業務ということで、これ委託先は1カ所というか1件というか、そういう形の、当然ここは塩原、西那須野、黒磯地区と3カ所ありますから、それぞれ3カ所にするのか、1事業所をお願いするのかという部分をあわせて、いつから実施調査を予定しているのかをお聞かせ願いたい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○松本都市整備課長 空き家等実態調査実施等業務ということで、3地区ありますが、この業務自体は1つの業務として発注をしたいと考えております。

実施時期につきましては、先ほど来条例のほうご説明した中で、審議会の中でちょっとご意見をいただきながら実施したいと思っておりますので、こういった形がいいのかも含めて考えておりますので、上半期末ぐらいかなと思って、ちょっとその辺は細かくはこれからスケジュール立てたいと思っておりますけれども、審議会さんのご意見を聞きながら進めたいと思っております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 じゃ、最後に、この委託料金は幾らに想定しているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○松本都市整備課長 空き家等実態調査等業務のほうですと、予算見積もり上は1,170万ほど考えているところでありまして。これから正式な設計書は作成したいと思っております。  
以上です。

○櫻田委員長 ほかにございますか。  
〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 なければ、異議がないものと認め、質疑を終了いたします。  
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時57分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。  
討論はございませんか。  
鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 一応賛成討論とさせていただきますけれども、交流センターの駐車場の台数、それから駅前の駐車場の入り口のちゃんと契約とかそういったことをしっかりするという、それから長時間駐車する人の対策というものをきちんとやってもらいたいということ、それから庁舎の費用が当分先送りになった中で財政的にはちょっと余裕が出たかもしれませんが、幾ら地域の人が要望するからといって青天井に予算がついていくようなことは、やっぱり市民全体からすると不公平感があるので、きちんとその辺は踏まえた中で

この予算をとって計画を進めていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。  
〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については、議案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。  
執行部から何かございませんか。  
課長。

○松本都市整備課長 （空き家バンク媒介に関する協定の締結式と、（仮称）駅前図書館のプロポーザル2次審査について）

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

それでは、最後に1点だけ、かわらせていただきます。

委員の人から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 齊藤副委員長 委員長。
- 櫻田委員長 （黒磯駅東口整備完成時のオープニングセレモニー等について）
- 齊藤副委員長 交換いたします。
- 櫻田委員長 それでは、ほかにはないので、都市整備課の審査を終了いたします。  
お疲れさまでした。



◎散会の宣告

それでは、明日、朝10時から道路課の審査から入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。  
それでは、皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 5時05分

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）  
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

平成28年3月8日（火曜日）午前10時開議

出席委員（8名）

委員長	櫻田 貴久	副委員長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	渡 邊 秀 樹	環境管理課長	白 井 一 之
環境管理課長 補佐	小 泉 聖 一	環境企画係長	佐 原 勝 美
環境衛生係長	飯 田 大 助	環境対策課長	山 田 隆
環境対策課長 補佐兼廃棄物 対策室長	河 合 浩	公害対策係長	渡 邊 静 雄
一般廃棄物 担当副主幹	押 久 保 昭	産業廃棄物 担当副主幹	川 崎 尚 江
那須塩原 クリーンセン ター所長	月 井 幸 一	那須塩原 クリーンセン ター清掃係長	大 島 貴 博
生活課長	鹿 野 伸 二	生活課長 補佐兼 生活安全係長	相 葉 秀 隆
消費生活係長	印 南 恵 子	消費生活 センター所長	菊 地 淳 子
農業委員会 事務局長	川 嶋 勇 一	農業委員会 事務局長補佐 兼農政係長	関 谷 浩 行
農地係長	村 川 克 典	建設部長	君 島 勝
都市計画課長	稲 見 一 美	道路課長	大 木 基
道路課長補佐 兼建設係長	鈴 木 隆 行	管理係長	遅 沢 友 則

維持係長 村 木 和 夫                      用地係長 広 瀬 美 香 子  
建築指導課長 中 村 誠                      指導係長 渡 邊 章 二  
審査係長 鈴 木 美 津 治

出席議会議務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 審査事項

〔道路課〕

- ・議案第 3 2 号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- ・議案第 3 9 号 市道路線の認定及び廃止について

予算審査

- ・議案第 1 0 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計予算

〔建築指導課〕

- ・議案第 2 8 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 1 0 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計予算

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶

予算審査

- ・議案第 1 0 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計予算

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境管理課〕

予算審査

- ・議案第 1 0 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 1 7 号 平成 2 8 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

〔環境対策課〕

- ・議案第 3 5 号 那須塩原市第 2 期最終処分場基本構想について

予算審査

- ・議案第 1 0 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計予算

〔生活課〕

- ・議案第 21 号 那須塩原市消費生活センター条例の全部改正について
  - ・議案第 22 号 那須塩原市交通指導員設置条例の一部改正について
- 予算審査
- ・議案第 10 号 平成 28 年度那須塩原市一般会計予算

### 3. 散 会



本来であれば、この部分も含めて整備されるのかなと思うんですが、当然事業主体が大田原ですから、ここでの何か問題みたいのはなかったんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 この図面を、拡大図を見ますと確かに倉庫が邪魔になって用地がその部分だけ買収できないというか、支障になっているように見えるわけなんですけど、実際には道路設計がこの石林二つ室線のほうに鋭角的にくっついているような形なんで、角度的にはセンターはもっと緩やかにどちらかと言いますと石林・二つ室線の一区町側のほうに振れているということでございます。

この残っている59の36については、この部分が飛び出したような形になっているわけなんですけど、ここについては、以前開発でセットバックしている土地でございます。今回、この部分だけ残すというのもあれなんで、大田原市側のほうでは一体的にこの部分も取り込んで市道整備をするということが入っているということでございます。

以上です。

○吉成委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 大田原市が整備するということなんですが、那須塩原市の土地ということには変わらないという解釈でよろしいんですね。

○櫻田委員長 課長。

○大木道路課長 那須塩原市の土地で変わりございません。那須塩原市の土地に大田原市道が入っている、こういうことです。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 そうすると、今後のこの部分で、例えば道路が壊れたどうこうといったときに、こ

の地権者に関しては、例えば那須塩原市の道路課に言ってきた、そういう流れとかはこういった地権者等々には説明はされるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 目の前が大田原市道ということなので、その大田原市道が壊れたときもどういうふうな苦情処理になるかというご質問だと思うんですが、当然那須塩原市民なんで、なかなか大田原市のほうに苦情を言うとか修繕要望をするのは難しいと思いますので、それは市の道路課のほうで受けて、直接大田原市側に言っていたとしても何の問題ないんですが、受けて、その旨大田原市に伝達する、このような形で流れになるというふうを考えております。

以上でございます。

○櫻田委員長 ほかにありませんか。

君島委員。

○君島委員 ちょっと確認だけとらせていただきたいんですけども、これ、もともとの市道の部分については、当時同じような手続をとっているということで、今回は拡幅部分についてだけの同意ということでもよろしいのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 過去の書類が見当たらずで、文書ではその点は確認できないんですけども、いずれにしても法律に基づいた形の認定ということになっていきますので、もう既に入っているこの斜め十字の部分については既に所定の手続をして大田原が市道認定しているということで、今回の部分については、この縦十字の部分だけということにご理解いただければと思います。

〔「小さい十字ですね、右側の」と言う人あり〕

○櫻田委員長 部長。

○君島建設部長 今回の場所につきましては、この斜めの十字になっている右側のほうに那須塩原市側のほうに小さい細かい縦横の十字があるかと思うんですけども、途切れていますけれども、この那須塩原市の市道側にちょっとと、それから大田原市に近いほうの側にちょっとありますが、この部分だけが今回の対象になるということでありませぬ。

○櫻田委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○櫻田委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 公の施設の区域外設置に関する協

議については原案のとおり可決すべきものとする  
ことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第32号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第39号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○大木道路課長 （議案第39号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 これ、壮大な修正ということで大変だったろうと思うし、これも多分このことによって道路事務管理がしやすくなるのではないかと想像できます。

それで、ただし、市民にはまだこれからいってないと思うんで、路線、道路網図とか、ほかにも道路の番号とか入ったものがあると思うんですけども、そういったことの今後の対応とか、今回のこれは事務手続だと思ってしまうんですけども、予算的なものは今後経費かかってくる、多分地図とかね、そういったもの。それから事務手続の中で昔の番号の中でやっていたようなものに……。

一問一答なので戻して、今後これに対応する、旧の図面に対して新しいものが必要になってくると思うんですけども、そのあたりは今後どのような対応を考えていますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 路線図も更新といいますか、印刷、見直しということのご質問だと思うんですけども、路線図については、当然、今回再編をしましたので、それに合わせて作成を考えております。ただ、この道路台帳デジタル化に伴いまして、一時、平成26年から平成27年度の、例えば開発工事などによって寄附受け入れした道路などの認定を保留しております。その保留した路線を平成28年度、来年度に同じく議会のほうに上程させていただきまして、議決をいただいて、ある程度路線数がとといいますか、新しい路線が確定した段階で路線図の印刷をかけたいと。ですから、平成29年度の印刷になるのかなということで今のところ考えております。

以上でございます。

○鈴木（伸）委員 了解。

○櫻田委員長 そのほか質疑、意見等はございませんか。

山本委員。

○山本委員 廃止した現在2,498で、廃止をして認定するものが2,491だということで、7カ所の廃止というのはこの調書を見ると廃止と書いてあるんですが、そういたしますと今年度、この2,491にまた加わるものがあるということでよろしいんですよね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 来年度の議会に上程していただきまして、新たにその間、道路台帳デジタル化のために認定を保留していた路線を追加したい。このように考えております。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 整理番号というのあるんですが、KとかNとか、この番号をなぜ一旦廃止して認定する

のに間をあけたままにしたんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 この路線番号につきましては、この路線番号で例えば境界立ち会い記録とか全てのデータを記録しております。検索するのに当たって路線番号を変えますと大幅なその検索に労力を要するというので、路線番号はそのままにして、当然飛び番号なんか出てくる可能性はあるんですが、そういった処理をしたところでございます。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 確認なんですけど、Kは黒磯で西那須野がNで、ということとずっとやっていっているということよろしいですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 そのとおりでKは黒磯の頭文字のK、Nは西那須野のN、ちなみに塩原はSということとなっております。

○山本委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほかございませんか。

副委員長。

○齊藤副委員長 課長がよく説明してくれて、見やすいやつでわかっている話なんですけれども、さっきの説明で「2,948路線を廃止し」という表現を使っていませんでしたか。廃止で、その下がまた「7路線廃止」なので、ニュアンスがちょっととり方によっては、認定を取り消して、そしてそれを一度削除してまた再認定をするときに7路線が重複していたので再認定しますという説明ならわかるんですけども、廃止がダブルだったような気がするんですがいかがだったでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 ちょっと説明が、失礼しました。

まず2,498路線、現在の路線はまず1回一括して廃止して、認定をする路線が2,491路線ということになります。当然その過程では7路線の差があります。こちらについては、2,498路線が廃止になって新たに認定が2,491路線なので、7路線がこの過程で廃止になる。ですから、具体的にその部分を廃止という言葉を使うのは適当ではない、誤解を招くというような部分です。

以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほかございませんか。

君島委員。

○君島委員 以前は1、2級幹線とその他という区分で整理番号も表示してあったと思うんですけども、今回については1、2級幹線もその他も区分がないんですけれども、今はそういう1、2級幹線やその他という区分はなくなったのでこういうふうになっているのか、それともまた別なところで1、2級幹線とその他という部分の区分はされているのか、それだけちょっと教えていただきたいのですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 1、2級幹線は現在も指定しております。たまたま今回の議案書、議案資料については、その記載がないということだけでございます。

以上です。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 前に、例えば西那須野が一番多かったかと思うんですけども「Nの1のハイフン何々」という番号の振り方で、その「1」というのが1級幹線、「2」であった場合には2級幹線ということで、そういう表示だったと思ったんで

すけれども……

〔「今もある」と言う人あり〕

○君島委員 なっていないでしょう。1ハイフンで150とか120とか。

〔「67ページ」「なっているよ」と言う人あり〕

○君島委員 大変失礼しました。なっているそうです。前はそうなっていたんですけども、今見たところは全部なくなってなかったのです。

○櫻田委員長 君島委員、了解。

○君島委員 了解です。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

副委員長。

○齊藤副委員長 最終的な確認なんですけど、これを議決されたらすぐやる、その日程的なものは、認定される時期をもう一度説明していただきたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 最終的な採決が終わった段階で議決を受けたということになりますので、その後、年度内目途ということになると思います。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時45分

○櫻田委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第10号の説明、質疑、討

#### 論、採決

○櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○大木道路課長 （議案第10号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで10分間の休憩といたします。

11時15分からお願いします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

山本委員。

○山本委員 108ページの道路のところなんですけれども、真ん中辺に道路の賠償、補償とか賠償金のお話が出ていますが、基本的なところで、ここにある100万円の道路損害賠償というのは、何のためにどういうことで、どんな基準でこれは払うものなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 この道路損害賠償保険といいますが、例えば道路に穴があいてそこで車両がパンクしたとか、あるいはどこかバンパーとか損害をこうむったという場合に道路損害賠償責任、道路管理者の責任になりますので市のほうで賠償していくということでございます。あわせて市のほうで保険に入っておりますので、この賠償については保険対応として歳入のほうで保険会社のほうから入ってくるということになります。

以上でございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、よく議会で専決処分で道路に穴があいたところにホイールが落ちこちてというのが多いですね。そういうためのもので、実際は歳入で入ってきて歳出で出ているということは、実際は市が持ち出すものはないと考えていいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 基本的に保険対象、保険会社のほうで必ず100%ということはありません。ですから、ケース的にあるわけなんですけれども、例えば5対5とか6対4とかという中での示談をした部分について、市のほうで保険対応で払うということなので、市のほうで純粹に保険会社のほうからのお金がもらえないやつで払っているというケースは、今までありません。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 私は議員になるまで、市道に穴があいてホイールに傷がついたとって保険が出るなんて知らなかったんですけれども、この道路の市道で、道路のふぐあいで何か事故が起こったという場合は、全て市が責任を持つという考え方でよろしいのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 まず、市道については管理者は那須塩原市ということになります。そこで事故が起きたときに、全てというお話の中では、当然、運転者といますか道路側に瑕疵がある、過失がある場合についてはその部分についてはお支払いします。ですから、そこで過失割合を出しまして、その過失割合、市のほうで過失がある部分について保険対応でお支払いをしていると、こういうこととございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、その市道に関しての瑕疵の割合というのは市の方ではなくて、あくまでも保険会社の人が判断したものを市はそのまま受け入れているということよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 そのままということではないんですけれども、保険会社のほうでは過去の判例とか

実例、そういったもので当然、保険会社のほうもそれを支払うということは保険会社自体が持ち出しになりますので、かなり精査した上でそういった根拠に基づいて出してきたものを、道路管理者側、那須塩原市としては改めて精査して、通常、大体判例等に基づいておりますのでそれに対してそれが間違いだということはないんですけれども、再度それを確認した上で、この損害賠償の示談といますか交渉をする。あくまでも、保険会社とは損害の場合には被害者と市のほうの示談交渉ということになりますので、その過程では市のほうで十分それを理解した上で交渉して、示談といますか最終的な解決を図っていくということです。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 今のところはわかりました。

もう一つ。112ページのところの、前のページに地域再生基盤強化交付金事業というのと、112ページに市単独道路整備事業というのがあるんですが、その中に物件移転補償という項目がありますが、両方とも。地域再生基盤強化交付金事業というほうが金額が多いのですが、この工事に伴う物件移転補償金を支払う基準を教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 この物件移転補償といますのは、例えば道路によって家がかかった、家が支障になって移転をする。あるいは、家ではなくて塀がかかって補償する、こういったときに、その所有者にその対価として払うお金がこの補償補填及び賠償金ということとございます。その金額の算出につきましては、国のほうが算出基準書を出しております。それに基づいて、通常、専門的な知見を有する業者に物件移転調査を委託しまして、そちらのほうでその基準に基づいてお金を算出して、

それを市のほうで再度精査をして妥当であるということになれば、それをもとに各地権者、所有者のほうと用地交渉に入ると、こういうことでございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 流れとか理屈はわかったんですけども、現実にはその家がなくなって移さなきゃいけないとか、塀を壊さないといけない、つくり直さなきゃいけないというようなときに、実際にそれを直しかえる、つまりそこに持っている人が支払うお金はその補償金で賄えるだけのお金が出るんですか。それとも何割かというようなものもあるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 この補償、補填の物件調査の考え方なんですけど、あくまでも今のある、例えば建物ということで例でご説明いたしますと、その価値、つまり老朽化したやつについては当然低く、新築間際のやつは高いということで物件補償費は算定いたします。移転する場合に老朽したやつでも新築である場合でも、新たに家を求めるということになった場合に、もともと住んでいるところが新しい家であれば当然高い補償、補填費用が出る。古い場合は持ち出しが出る可能性があります。それは物を評価して補償金を算出するという事なので、やむを得ないところなんですけど、そういう事情でございます。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 車と同じなのかなと思って聞いていたんですけども、家が例えば50坪の家が全部ひっかかってしまうんだとしたら、家に移さなきゃいけないんですが、その1割だとかちょっとだけひっかかるというようなことってあると思うんです

ね。塀も全部じゃなくて半分とか、そういうときはやはりその分しか補償は出さないで、あとは自分たちで何とかしなさいということになるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 おっしゃるとおりでございます、小さくかかればその部分の補償金で、例えば切り取りとかその方法についてはその基準書に基づいてできるだけ安価といいますか、適正な方法という中で算出する。ですから、必ずしもちょっとしかかからなくても家丸々全部が補償の対象になるということはある得ないと、こういうこと。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 この112ページにある補償金は多分市の市道に係る補償金だと思うんですが、これ例えば市道だから市が出すという考え方でよろしいんですよね。県道とか国道の場合には、全く市はお金は出さないということでもよろしいんですよね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 委員意見のとおり、あくまでもその事業者が払うということで、市道事業であれば市が、県道事業であれば県が、国道事業であれば国がということになります。

以上でございます。

○山本委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 110ページの除雪対策費、3001事業なんですけど、これ新規ということで特に除雪用のホイールローダー、今年度の予算では塩原支所に1台新たなものが入ったと思うんですが、あれの値段は当初説明受けたときは5,000万円を超えるような値段だったと思うんですね。今回のこのホイー

ルローダーについてはどのぐらいの予算になっているのか、まず1点聞かせてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 そちらのホイールローダーについては、一応予算上は1,500万円ということで計上してございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 ことしの平成27年度の塩原に配備をしたものとの違いというのはどういう違いがあるでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 塩原の除雪機械につきましては、塩原の地形上、両側に急傾斜地があり、ガードレール等がありまして、かなりこちらのほうの黒磯地区に比べて山間部ですから雪が降る。継続して除雪しますと、そのガードレールのところに非常に雪がたまって除雪し切れなくなる状況にございます。塩原町の除雪機械というのはよく豪雪地帯なんかで雪を外に飛ばす除雪機械等があると思うんですけども、あのタイプでありまして、要は山のほうに直接飛ばすという機械でございます。こちらのほうで計上してありますのは、排土板で道路の脇に寄せると。その違いでございます。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

次ページの111の防災・安全交付金事業の中の今回新規で島方横2号線（無名橋）のかけかえ工事ということで予算化されました。私自身はどの橋かというのはわかるんですけども、無名橋なんていうと名前ついていませんから、わからない方もいると思うんですが、この事業の詳しい内容と今後のスケジュールをお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 まず今回の島方横2号線の改良につきましては、延長が135m、計画幅員が4m、車道幅員が4m、全幅で5mということでございます。事業年度につきましては、平成28年度、来年度から平成29年度を予定しております。来年度につきましては調査的なもの、平成29年度については工事ということで考えております。全体事業費としましては、市の持ち出し分として2,500万ほどを予定しております。ただ、島方横2号線につきましては、栃木県の熊川改修に伴う無名橋の橋梁かけかえとあわせてアロケーションということで考えておりますので、県の予定なんです。計画が延びればあわせて延伸もあるということをあわせてご理解いただければと思います。

以上でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 熊川にかかるその無名橋に関して、どの橋なのかというのをご説明いただければと。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 熊川に走る無名橋といいますのは、まず一般国道4号が熊川を横断しております。当然横断しているところに橋梁がかかっていると思うんですが、それから熊川上流のほうの最初の橋ということで、前後についてはB S 栃木工場から、固有名詞を出すと非常にあれなんですけれども、蓮実元代議士さんのご自宅がある前を通りまして、区画整理の西地区のほうに抜ける道路でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

あと、113ページ、河川整備費の中で先ほどちょっと説明していただいたんですけども、聞き

逃しちゃったので、この新規でなっています黒磯地区の雨水排水設備の調査ということで、まず詳しい内容をお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 この黒磯地区雨水排水施設調査といますのは、黒磯地区の既存の排水施設、例えば那珂川雨水第2幹線、これは公共下水道の雨水幹線なんです、第2幹線、雨水第3幹線、第4幹線、これは黒磯市街地を通っている雨水幹線等があります。また、旧黒磯市で県とアロケーション、費用を出し合って整備した大規模排水が東原地内の大規模排水施設、あと鍋掛地内の大規模排水施設、それと黒磯市独自で整備しましたのが上黒磯地内の大規模排水施設、あるいは農林サイドで整備したのが長久保排水等ございます。これらの既存施設を調査し、現状の問題点、課題を把握して、その後の黒磯地区の総合雨水排水基本計画策定につなげる基礎調査ということでございます。

具体的には、ある程度その雨水幹線等が市街地中、整備されているわけなんです、枝的なもの、枝線的なものの形が具体的にどこがどういうふうに入っているとかという調査がちょっと十分でなくて、雨水幹線の部分がある程度効果的に活用するにはそういった面的な部分、それを今後整備していかないと、昨今の異常気象に伴う豪雨等に対応し切れないという中で、将来的な計画策定の前段としてそういったものを調査してやりたいということでございます。具体的には現状の調査ということで、これは台帳作成的な、こういった排水施設の台帳作成的な整備を考えております。また、問題点としましては、現在状況として冠水箇所あるいは氾濫箇所がどのようにあるかと、そういったもの、それらを踏まえて課題を把握して、将来の計画にと、そういうことになります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 今回の課長の説明をいただいた中では、そうすると単純に老朽化とかそういったものに対する今後のメンテとかそういうこと以上に台帳整備のほうが大きな、今回はこの調査が要因だという理解でいいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 メーンについては既存の排水施設がどのようになっているか。いわゆる道路側溝等、大規模排水とかじゃなくて、管渠じゃなくて、そういった側溝等がどのように関係しているか、そういった現状を調査するのが大きな部分というふうになります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、これまで私なんか本当に単純に考えれば、当然大規模排水をつくりました、そこにつながっている路線というのは当然しっかりと把握されているもんだと。排水は全部把握されているもんだと思っていたんですが、一部抜けている可能性があるんで調査をするという理解でいいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 抜けているといいますか、大きな大規模排水等については当然そのやった時点で、きっちりした図面等が把握されています。今回その調査をかけるというのは、それにプラスして、それにつながっている枝線的な側溝とかそういった部分の調査をして問題点を把握していきたいということでございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。予算額だけ教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 予算費用としましては800万円を計上しております。

○吉成委員 了解です。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 では、108ページ、2項1目の新規、下永田337号線、ここの事業場所と事業概要を教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 下永田337号線未登記用地測量ということで、こちら場所については具体的にいいますと、西那須野中学校の西側にレジスタンスカトウというマンションといいますか、あるんですけども、それから400号のほうに抜ける市道ということでございます。具体的には下永田337号線の道路用地がまだ市の名義になっていないと。個人名義になっているということでございます。その部分がある程度市のほうで測量すれば寄附をいただけるという下交渉が調いまして、来年度の予算化で測量をかけて寄附をいただくことを考えております。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 続きまして、そこから何行か下に、隅切り等道路用地の予算50万円ほどとっておりますが、これは毎年50万円とっているのかなというふうに思うんですけども、毎年のこの使われ方、それから今後ある程度どこという想定しての今状況あるのかどうかについて。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 こちらのほうの費用につきましては、見込みで計上しております。要は年度当初に

突発的に出てきたやつに対して対応するための予算ということで、箇所づけない予算計上で例年この金額をのせていると。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 次、109ページの中段にある道路維持管理事業101の中のこの一応興味があるというか、どういうことかと思ひまして、一応これも場所と事業概要についてお伺いしたいんですが、この下大貫三島線、井口905号線、続いて、三島三区町、それから東三島503号、それから三島のついている521と、その下102について、簡単で結構です、ご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 道路維持事業での西那須野地区の道路概要ということだったので、西那須野地区の部分をまずご説明いたします。

まず、市道井口905号線舗装修繕工事ということで、こちらについては折戸・西那須野線から国際医療福祉大学のほうに斜めに上がっていく市道なわけなんですけれども、こちらがかなり劣化が激しいということで市政懇談会の中でも自治会長等から要望出ているというのを来年度載せました。延長については280mということですよ。

続きまして、市道三島・三区町線舗装修繕工事、これは西三島7丁目地内ということなんですけれども、こちらについては旧国道400号、博物館のところから三島神社前、ボーイスカウト野営場のところを一部旧国道400号から入った部分については改良されているわけなんですけど、その後が未改良でかなり舗装が悪いということで、その舗装修繕を300mほど予定しております。

続きまして、市道東三島503号線舗装修繕工事なんですけど、こちらは三島中、三中の1本北側、三中から見た場合に1本北側に横に走っている道

路でございます。やはりこちらが舗装状態が悪いということで300mほど予定しております。

続きまして、市道三島521号線舗装修繕工事につきましては、こちらは三島グラウンドの北側を消防署、西那須野分署ですか、あそこ間に挟まれた道路があるわけなんですけれども、そちら今年度、水道のほうで水道管工事をやって、舗装復旧工事がその後あるわけなんです、平成28年度に水道課のほうから水道持ち分については負担金という形で道路課といたしますか、企業会計から一般会計が受けまして、あわせて道路課のほうで整備するというので延長400mほど予定しております。

続きまして、市道三島・西三島102号線舗装修繕工事、こちらについては国道4号線から見た場合に国道4号線と旧400号、博物館の前の通りから見た場合に国道4号線から横に走って2本目の道路、具体的には三島小学校の入り口に歩道橋がある市道があると思うんですけれども、それから1本下の横に走っている市道で、この部分がやはり水道のほうで今年度水道工事をやりまして、来年度水道課のほうから企業会計のほうから負担金を一般会計でいただきまして、あわせて全面復旧するという内容で延長100mほど予定しております。

以上でございます。

○櫻田委員長 答弁漏れですか。

課長。

○大木道路課長 申しわけありません。答弁が漏れておりました。

下大貫・三島線舗装修繕工事につきましては、こちらは塩原地区に入る部分でございます。関谷上石上線からちょうど西小学校、北関東環境開発なんかがあるところから下大貫のほうに抜ける市道があると思うんですけれども、高速道路をオー

バーパスしている道路です。あその部分が……失礼しました。その1本下の道路で関谷上石上線から西那須野地区に向かった部分を350mほど工事すると。

○君島委員 あれでしょう。余計なこと言っているんですか。あの西那須野ライスラインのところの三村商店の前の道路、あの道路と言ったほうが多分わかると思うんですよね。わかりますか。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 110ページの通学路整備事業、2001事業の新規、三島・三区町線について同様にご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 こちらのほうの三島三区町線につきましては、その下、（路側帯カラー舗装工事）ということについていらっしゃると思うんですけれども、何かといいますと、なかなか歩道整備まではちょっといろんな関係でできないところを通学路の安全対策ということで路側帯をグリーンに塗って、視認性を高めて、通学児童の安全を確保するという取り組みを特に平成28年度重点的に入るということで国庫補助を導入しながら予定しております。その中で、この三島・三区町線については先ほどご説明したボーイスカウト、三島神社の前で舗装打ちかえと連動して、一部路側帯のカラー舗装を実施したいと、こういうことになります。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ちょっとこれについては、舗装する幅、本来の道路の舗装幅があって、そのうちのどれだけかというのと、あともう一回ちょっと聞きたいかなと思います。それから、三区町についてはちょっと場所がイメージ湧かなかったので、

あわせてお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 まず、2点ございました。

幅ということなのですが、そもそも生活道路大きく幅とれないので、基本的には1mを目安に考えております。場合によっては幅員が狭いところは若干もっと狭くなる可能性もありますけれども、基本的に1mということ考えております。

あと、具体的な場所なのですが、三島神社前、ボーイスカウトの野営場の前の路線が先ほど説明したように三島・三区町線ということになります。具体的には舗装修繕工事につきましては、国道400号側、どちらかを端部とすると、国道400号側あたりがなるのかなど。いずれにしても舗装改築新しくしたところに路側帯を、悪いところに引いたってもう一回舗装打ちかえでなくなってしまうので、そういった連動した施工といいますか、計画で入れています。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 続けて111ページの防災・安全交付金事業、1001事業、これの委託料の部分の太夫塚228号線、これについての概要をよろしくお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 太夫塚228号線につきましては、これは場所的には太夫塚公民館から国道400号の太夫塚公民館前から国道400号の間ということになります。延長につきましては180mほどということになります。内容といたしましては、太夫塚自治会から西那須野中学校あるいは東小学校の通学路になっているという中で、歩道がなくて危険だという部分の要望等を踏まえまして、来年度か

らその歩道整備も事業に着手したいということでございます。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 多分今は舗装があるだけで側溝がないような道路のことを言っているんじゃないかと思うんですけども、そうすると現状が今の認識なので、現状がどうであって、でき上がった状態の側溝ができるとか、……境界がつくとか、そういったあたり、あと道路幅員が買収して広くなるとか、そういった説明を受けたいんですけども、お願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 基本的に歩道整備ということがメインなのですが、あそこかなり急カーブもありますし、車線的には1車線ということで基本的には2m50の歩道をつけて、センターラインが引けるぐらいの幅に拡幅した改良工事ということを念頭に事業化しております。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 現況は側溝がないのかどうかの確認と、完成後は両側に側溝がつくような整備なのかを確認したいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 現状については側溝はございません。改良後の考えなのですが、これは流末が確保できるという部分の制約があるわけなんですけれども、基本的に雨水排水施設等もあわせて整備したいというふうに考えております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 最後にします。112ページの中段の太夫塚220号線についてご説明をお願いいた

します。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 太夫塚222号線、これは委託料、設計測量管理委託料で今年度計上されている路線なんです、こちらについては加治屋堀線、太夫塚堀のJ Aなすの西那須野支所の東側を縦に通っている市道をやはりここ水路がありまして、こちらにふたがかかっていないと。通学路になっていて非常にやはり危険だという中で、水路ふたがけをメインとした道路整備を予定、考えております。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 110ページの通学路整備で確認なんです、これからの事業としてはポールを立てないでグリーンなりの色をつけていくということで、ポールは立てない方向でいくのか、その確認だけまず1点。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 ポストコーンを立てるかどうかというご質問だと思うんですけども、場所によってはポストコーンを立てることによって、市道幅が極端に狭くなってくるというような箇所もございます。こちら辺については、大体この路側帯カラー舗装については生活道路が主になってきますので、地域の方とそこら辺十分に調整をしまして、例えば立てることによって支障があるという場合には、それをなくすとかそういう形で地域の住民と十分に調整した上で進めていく、決定していくと、こういうふうに考えております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 次に111ページの道路新設改良費ということで、新南・下中野線が防災・安全交

付金と地域再生基盤強化交付金、市単独道路整備事業ということで各3つに分かれています。多分これは防災・安全と地域再生については国のほうの補助金絡みだと思うんですけども、設計、土地購入等についてそれぞれどういう分け方をして購入しているというか、比率というか、その意味合いというか、それをまずお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 まず、この新南・下中野線については、合併前の新市建設計画にのせられた分ということで、道路課としても最重点で取り組んでいる路線でございます。なかなか国の補助金、補助を導入している路線なので、国の補助が要望どおりつかないという中で、十分な進捗が図られていないという状況を打破するために、今年度から道整備交付金、いわゆる地域再生計画を、これは内閣府の系の補助なんです、それを導入しまして、従来の社会資本整備総合交付金、今度来年度からは防災・安全交付金に移行するつもりなんですけれども、それとあわせて2工区同時に事業を入れて進めたいと。具体的にはライスラインから西那須野側を、ライスラインと若干黒磯地区寄り側というのが境になるわけなんですけれども、大きくはライスラインから西側を従来の社会資本総合整備交付金系の防災・安全交付金で進める。ライスラインから西側、黒磯地区側を東側を道整備交付金、地域再生基盤強化交付金事業で進めたいということでございます。

あと1つ、市単独事業でのせている部分の補償、補填費につきましては、今度、新南・下中野線の中の新南公民館が共有地になっておりまして、そのうちの13名共有地になっておりまして、そのうちの1名が相続が未相続の状態にいるという状況がございます。本来であれば分筆登記をして、道

路部分については所有権の設定という、登記をするという流れになるわけなんです、ここの部分については若干その相続の関係で現状的にそれが難しいと。弁護士等に相談した結果、ある程度、1つは共有持ち分をその道路の面積に部分の持ち分を取得するという方法もありますよという中で、この部分については買収予定地、新南公民館の面積の24%、これ道路用地に値する持ち分なわけなんですけれども、この共有持ち分を相続が完了しているといいますか、はっきりしている所有者から買収しまして、権利を持って道路改良を進めたいという中で、そういう事情から国庫補助ではちょっと対応できないという中で、その部分については国庫補助事業じゃないんで、この地域再生基盤強化交付金事業も地域再生基盤強化交付金という補助金をもらう、防災・安全交付金事業も防災・安全交付金という補助金をもらうというわけなんですけれども、補助金該当がないんで、市単独道路整備事業のほうに計上させた、こういうことでございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 何となくイメージでわかりました。

その中で、この件については進捗状況といいますか、それについてはどのぐらいの率で進んでいるのか、それだけ確認させてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 新南・下中野線の事業進捗状況につきましては、複数の事業入れているわけなんです、全体としまして、平成26年度末実績で11.3%、平成27年度末、今年度末の推計値として17.9%ということになっております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 それでは、109ページの道路維

持管理事業の中で、その他委託料という中で橋梁点検業務ということがあります。それで、これは当然命にかかわる橋の点検だと思うんですが、今年度予定している橋梁数といいますか、それをまず教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 平成28年度予算にのっている予定数量ということでありましてけれども、まず、高速道路の跨道橋、こちら7橋を予定しております。こちらのほうについては、質問からちょっと余計な話になるかもしれないんですけども、高速道路のNEXCOのほうに委託ということになってございます。その他の市道橋として45橋を予定しております。合わせて52橋ということですよ。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 点検内容としてはどういった点検内容になるか。当然目視とか、たたいてとかいろいろあると思うんですが、その点はどういった内容の点検作業になるのか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 道路法が改正になりまして、点検については全て近接目視でやるということになっております。近接目視といいますのは、遠方から見るとじゃなくて、近くに行ってみるという作業でございます。なので、当然その足場をかけて、近くまで行って目視で点検する。場合によっては、打音検査ですか。今、委員おっしゃったようなたたいて検査をする、そういうようなものも複合的にやりまして検査する、こういうことでございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 これ、前年度の予算をちょっと

見てこなかったのかわからないのですが、毎年、この予算的な部分もあわせて、橋梁検査はこのぐらいの数でこなしているのかを確認させてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 まず、今年度につきましては、27年度は14橋ということでございます。今年度若干突出して委託費といいますか、点検費用がかかったのは、今年度重点的にJRの跨線橋を行いました。JRの跨線橋については、当然安全管理の面からJR委託ということで、若干割高になるという関係でということになります。

あわせて、今後の話なんですけれども、28年度52橋、29年度が108橋、30年度が41橋と。既に終わっている26年度の3橋合わせて218橋をこの5年間で点検するというところで考えております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 最後に、これ、点検業務終わった後、当然何らかの補修という形になった場合とかというのが出てくると思うんですが、その後はどういった対処をしていくのか、それを最後にお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○大木道路課長 点検の結果、当然その安全に問題があるという橋梁につきましては、補修に入らなくちゃならないということで、それらについては順次点検結果に基づいて、緊急的にやらなくちゃならないものについては緊急的にやる、ある程度時間を置いておけるものについては置いておくということで、いずれにしても橋梁修繕につなげていくというふうな考えでございます。

以上でございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時05分

○櫻田委員長 それでは、ここで昼食のため休憩をします。

午後1時より会議を再開しますので、よろしくお祈りいたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

課長。

○大木道路課長 ございません。

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

○山本委員 (道路に関する議案の審査の際の資料について)

○櫻田委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、道路課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎建築指導課の審査

○櫻田委員長 建築指導課の審査に入ります。

◇

◎議案第28号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 議案第28号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 (議案第28号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 今、課長から説明をいただいた中の後段の部分の建築物のエネルギー性能向上計画で、それに伴う認定制度の創設がなされるということなんですけれども、ちょっと中身を教えていただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 今回エネルギー性能の向上ということですので、例えば既存のビル等で今現在電気を使用して、例えばエアコンですとか、そういうものを行っているものを、今度、例えばガスとかそういうもので賄うという形にしたときに、余分に使う熱量の部分を、今度は例えば貯湯ですとか、そういうほかのことにも使ったりするシステムをやった場合に、一応省エネという形で対応するという形でやるものです。ということです。そのほかにも何種類かありまして、例えば太陽熱の蓄熱設備ですとか、あと、太陽光発電設備をつけるですとか、燃料電池設備をつけるですとか、あとはジェネレーション設備、地域熱供給設備と

か、ヒートポンプ設備とか、何種類かあるんですが、一応今、電気だけで賄っているようなものとか、そういうものをほかのエネルギー源をもって対応するという設備でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 大まかわかりました。

○櫻田委員長 玉野委員。

○玉野委員 今、課長が言われたもの、具体的にこの数値に置きかえると、どのように見ればいいんですか。手数料変えるというのは。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 手数料につきましては、今、面積とかそういうものをエネルギー性能という、例えばこの建物で何キロカロリーを消費しているとか、そういうものでそれがより効率的になるという形の中で、あとは建物の面積ですとか、そういうものについて、それで金額が設定されるような形になります。あくまでこの建物の料金に関しましては、面積換算ということで料金体系が決まられているという形になりますので、その辺はちょっとご理解のほうをいただきたいと思います。

○櫻田委員長 そのほかございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 先ほどの質問と、今の玉野委員の質問と重なるんですが、今回、その面積によって手数料が変わるということのほかにも、仕様の基準だったり、それから性能によっても違うというのがあったわけですが、それは先ほどの説明の部分になるわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 先ほど答弁した中でもありまして、今回のこの省エネ法に関しましては、ほとんどが、例えば身近なところで言うとマンションで

すとか、そういう共同住宅。あとは大きい設備、例えば病院ですとか、そういうものがほとんど対象となってまいりますので、今回、これに関しましては、住宅等にはほとんど該当しない。あくまでその建物の規模で料金体系を決めさせていただいているということでございます。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号 那須塩原市手数料条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第28号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————  
◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。  
課長。

○中村建築指導課長 （議案第10号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。  
何かございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————  
◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。  
玉野委員。

○玉野委員 （特定建築物耐震改修費補助事業について）

○櫻田委員長 いいですか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、建築指導課の審査を終了いたします。

これで建設部の今定例会における審査は終了となりますが、建設部全体として何かございますか。  
部長。

○君島建設部長 いろいろ今回につきましては、7件の議案を上げさせていただきまして、ご審議をいただきまして大変ありがとうございました。

また、初日に決定をいただきました補正予算と、

それから繰り越しに関しまして、今現在、昨年の9月の豪雨による災害復旧を進めておる中で繰り越しをさせていただきまして、今、鋭意進めているところであります。まだ、残りことし1カ月弱であります。それらも含めまして適正に進めていきたいと思っております。大変ありがとうございます。

○櫻田委員長 以上で建設部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◇

#### ◎農業委員会事務局の審査

○櫻田委員長 初めに、川嶋事務局長からご挨拶をいただきたいと思っております。

局長。

○川嶋農業委員会事務局長 (挨拶。)

○櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会事務局の審査に入ります。

---

◇

#### ◎議案第10号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○櫻田委員長 今回、農業委員会事務局関係の付託

案件はございませんので、これより予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

局長。

○川嶋農業委員会事務局長 (議案第10号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

君島委員。

○君島委員 ちょっと歳入のところで雑入が2件ほどありましたよね。農業者年金業務委託手数料と農地転用許可済標識売払等収入。これのうち、91万2,000円が6款1項1目の農業委員会費に入っているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

局長。

○川嶋農業委員会事務局長 この6款1項1目の農業者年金業務委託事業というものに充当してありますが、その2番目の農業者年金業務委託手数料。その中で87万円がこの業務のほうに充当していきまして、その残り分が職員のほうの、すみません、説明漏れていましたけれども、職員のほうの予算に充当しているという形になります。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 わかりました。違ったんです。財源内訳の中で特定財源の91万2,000円が計上されていたものですから、このやつの2つの中から91万2,000円だけ特定財源で持ってきて、残りの部分については人件費の給与に回したのかなと思って、その確認だけだったんです。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 農業委員会の選挙から市長の選任という説明がありましたけれども、このときの任期とか、どのような方法で選任をやるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
局長。

○川嶋農業委員会事務局長 一応、4月1日から法律の施行ということで、委員さん関係の選出につきましては、今の任期期間中は経過措置の中で継続的に任期満了までついていただくということで、任期満了になりますのが29年7月19日で今の委員さんの任期が終わるわけです。ですから、それまでに手続を踏みながら必要な条例を改正して、どのぐらいの委員さんを設置するかということで、その辺につきまして協議して、法律に基づいた中で体制に取り組むということで、とりあえず今までの委員さんの人数は大体半分ぐらいになるということで、現在38名おります。その中で大体その半分ぐらいの中で条例の中で制定していくような形になるかと思えます。

任期も3年、これまでの委員さんの任期と同じ任期の3年ということになります。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。  
吉成委員。

○吉成委員 非常に細かなことなんですけれども、予算でいくと2001事業の中の農業委員会だよりなんですけれども、広報とか、それから我々の議会報、議会だよりとかと比較をすると、非常に紙質がいいものを使っているんです。これは、その辺はどういった基準で選んでいらっしゃるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
局長。

○川嶋農業委員会事務局長 一応、これにつきましては、30万円以上の委託関係につきましては、当然、業者選定委員会という内部の内規が中であり

まして、そちらで事務局のほうで、執行部のほうである程度案を出した中で選定してもらおう。

それ以下につきましては、今までの実績のある業者3社から見積もりをとった中で、一番最低業者のほうに委託をしている。印刷業務の発注をしているということになりまして、紙の仕様関係については特にこちらでは指定していない中でやっていただいています、単価当たり25円の目安の予算の中で検討しまして、見積もりをとると大体こちらで予定している予算よりも若干安い中でとっているという状況であります。

○吉成委員 大変に失礼しました。

○櫻田委員長 ほかにございますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終わります。  
ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議なしと認めます。

議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、以上で農業委員会事務局の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それではここで、執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

ここで10分間の休憩をとりますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時51分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎生活環境部の審査

○櫻田委員長 初めに、渡邊生活環境部長からご挨拶をいただきたいと思います。

部長。

○渡邊生活環境部長 (挨拶。)

○櫻田委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

#### ◎環境管理課の審査

○櫻田委員長 それでは、環境管理課の審査に入ります。

今回、環境管理課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

#### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○臼井環境管理課長 (議案第10号について説明。)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けします。何かございませんか。

山本委員。

○山本委員 今の78ページなんですが、環境家計簿が去年少なかったというのがわかっていますし、自分でつけていてなかなか大変なものではありません。

ことしこうやって予算をふやしたりしているん

ですが、何か、これをたくさんつけて出してもらうための方策は何か考えたんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 先ほど言ったとおり、26年度から取り組みをいたしまして、26年度の実績については50件しか取り組みがなかった。これは職員も含めてなんですけれども、一応そんなことなものですから、ことしも一応PRはしています。いろんなイベントに対してもPRをしたり、あとは環境家計簿をつけていただいたりというようなこともやっておりますし、全世帯に配布したりというふうなPRをしている中で、なかなかやっぱり取り組めないというのは1年間継続してつけるのが大変だというのがありますけれども、最大1カ月でもいいからとりあえず取り組んでほしいということでPRをしているところでありまして、また、ことしにつきましては先ほど言ったようにちょっと記念品を出したいということで、若干ふやしていきたいというふうな形になってございます。

また、監査のほうにもちょっと指摘をされておまして、その辺の取り組みについては今後PRもしていきたいと思っておりますし、もしいいアイデアがあれば委員さんのほうからも提案していただければと思っております。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 なぜ書きにくいのかということを考えてたんですけども、エネルギーがいろんなものがあるので、ガスとか灯油とか、それからガソリンもあるし電気もあるしということで、書いて、それを換算しなければいけないというようなところがありますよね。

私なんて結構ちゃんとやっていたつもりなんですけれども、最終的に出してこれって言われな

ったから出さなかったということなんですね。

それで、全部書いたんですけども、なので、これ、やっぱり1年間の長丁場を1カ月ずつということで書くので、多分ここにいる男の人はこういうものがあるということも知らない方も多いのかなと思いますので、やっぱり家計を管理している人が女性であるとは限らないんですが、何かターゲットをきちんと絞って宣伝をすとか、何か考えないときつとことしも50とか100で終わってしまい、幾ら何か物をあげてもなのかなと思うので、ごみ袋をくれるとかって言ったらやるかもしれないです。

何かこれ、もう少し考えていただければって、予算もつたいないかなと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 環境家計簿につきましては、市独自の取り組みというか、市自体が取り組んでいるわけではなくて、なすの環ネットという民間と一緒に取り組んでいる事業でございまして、市が考えているのではなくてそういう取り組みの中でやっていることなので、一応、そちらのほうと協議しながら今後やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山本委員 了解です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 76ページの3001事業の狂犬病予防事業は通年と変わらないというような説明だったんですけども、前年度は210万5,000円で、今回がこの数字187万3,000円。昨年よりは減っていますし、その辺、ちょっと聞きたいと思っております。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 歳入のほうでもちょっと説明

が漏れておりますけれども、歳入のほうでもある程度の犬の登録数が若干毎年ずつ減っております。その関係もありますし、そんな感じで歳出のほうも減っているというようなことが関連している。

ちなみに、27年度の登録数は、今、6,692頭、24年度が6,900頭ぐらいいましたので、やっぱり犬の登録が若干減っている関係で、その辺の歳入も減っているし歳出も減らしているというような状況になってございます。

以上です。

○鈴木（伸）委員 わかりました。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 続きまして、77ページの4001事業の墓地事業なんですけど、ちょっと聞き漏らした部分ともうちょっと詳しく知りたいなということで、ただ、二区町のところの話が出たと思うんですけど、これはちょっと聞き取れなかったんですけど、新しくつくる、足りなくて新しく市としてつくるのか、それともその周辺の墓地の状態を確認しているのか、ちょっといずれにしてもその辺の説明をもう一度お願いできますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 墓地事業につきましては、市有墓地が現在8カ所あります。市有墓地。永田と……

〔「市、那須塩原市ね」と言う人あり〕

○臼井環境管理課長 永田墓地、二つ室墓地、二区町墓地、上赤田墓地、西赤田墓地、三島1号、2号、3号、これを一応、市有墓地と言っています、市営墓地につきましては赤田の1号、2号とさくら公園墓地を言っております。

今回、市有墓地につきましては、これは旧西那須野時代のもともとの共同墓地が昭和30年代に移管されて市が管理しているというふうなことになる

ってございまして、その区画の図面とか、あとは現在の使用者の簡単な図面はあるんですけども、それほど細かい、最終的には管理ができていないということで、27年度から区画をはっきりして使用者もはっきりしようということで、とりあえず二区町墓地に手をつけた。随時やっていくというふうな計画になってございます。

以上です。

○櫻田委員長 課長、もうちょっとゆっくりのほうがいいです。早過ぎてわからない。

○臼井環境管理課長 すみません。

○櫻田委員長 時間は十分ありますから、お願いします。

それでは引き続き、鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 今のは説明、よくわかりました。了解しました。

77ページの次、1001事業で、これは議案資料の49ページに同じ項目があって、ここにはこちらのほうを見ると、これ904万5,000円となっていて、こっちの右の枠には871万1,000円と書いてあって、普通ここは数字が、ほかは合っているんですけども、これは合っていないんですけども、

〔「議案書」「議案書ってこれじゃない」「すみません。持ってこなかった」「これだよ。議案資料49」と言う人あり〕

○鈴木（伸）委員 そうです。議案資料の49ページの中ほどに、同じ項目の欄があって、ほかは数字が合うんですよ。

○臼井環境管理課長 9045と8711が違うということですか。

○鈴木（伸）委員 はい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 環境保全費の議案書のほうが、西那須野支所、塩原支所にも同じ、下のほうに、

1002事業と1003事業がございまして、これをトータルした金額が議案書になってございまして、今回、環境管理課のほうは1001事業なので871万1,000円ということで若干の誤差が出ているというふうな状況でございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 それでは、最後ですけれども、78ページ一番下の再生可能エネルギー費新規事業、5年目になりましたということで、若干金額が減っている中身は、一応、説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 こちらにつきましては、買い取り値段が毎年下がっているような状況もありますし、現在落ちついているというような状況になってございまして、実績をちょっと申し上げますと、平成24年度が406件ございました。平成25年度が412件、平成26年度が314件、今年度は今のところ250件というような形でありまして、ちなみに買い取り価格をちょっと説明しますと、24年度が42円、25年度が38円、26年度が37円、今年度が33円、ちなみに来年度は新聞報道だと31円になるというようなことになってございます。

以上です。

○鈴木（伸）委員 了解です。

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 77ページ、先ほど鈴木委員からも質疑がありましたが、墓地管理事業の件なんですけれども、昭和30年代に当時の西那須野で共同墓地を市有墓地としたということなんですけど、これは例えば旧黒磯市であれば、開拓地なんかに共同墓地というのは今でももちろんあるわけなんですけれども、それは当然その地域で管理運営されているわけ

すね。でも、この8カ所については、そうじゃないということになるわけですね。その経緯がちょっとわからないので、結局、そうなると、何か地域で管理しているんだからそれはそれでいいだろうと言えばそれまでになってしまうんですけども、ただ、特別な扱いにここはなっているなという気がするんですが、その経緯と状況を説明していただければと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

○渡邊生活環境部長 これは基準点が合併、いわゆる平成17年1月、そこのラインの中で、それ以前の中でもう既に、いわゆる西那須野町、那須塩原市の名義になっていた場所という理解のもとで、ですから、旧西那須野町の時代にそれぞれ共有でしていたそれぞれの地主が、自分たちで持ち切れない、いわゆるまちのほうに寄附したいということで移管になった、そういう経過がございます。

それが、いわゆる合併のときに、すり合わせの協議の中で、それについてはそのまま市のほうへ、いわゆる名義に書きかえて、そのまま市のほうで管理しようという形で来ました。ただし、ただ預かりの状態であったんですけども、現在、黒磯地区においても、いわゆる旧黒磯地区ですが、に住んでいる方でも墓地を欲しい、いわゆる民間のお寺ではなくて、それ以外のところでの墓を求めたい、そういう方が結構ふえてきています。

そういう意味で、もう一度、また、墓地法においては、所有している者については、所有者がどこであっても、いわゆる那須塩原市内にある墓地については全て市のほうで把握しなさいという、そういう条件なんです。それらを全部満たすために、今こういう作業のほうをとりあえずは那須塩原市の所有であるものから整理していきましようという形になっています。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 はい、内容としてはわかりました。

現在あるさくら墓園であったり、赤田墓園であったり、あの管理とこの8カ所の管理というのは、管理費のかけ方とか、今後も含めて、その考え方は全く同じ考え方ということですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 先ほどの市営墓地、赤田1号・2号、さくら墓地につきましては、使用料を取って管理をしてございます。市有墓地につきましては、先ほどこれから調査ということで、使用者もまだわからない、完全にわかっておりませんし、区画のほうも完全に把握しておりませんので、全部の8つの市有墓地の調査が終わった時点で、今後、例えば使用料につきましては条例の改正が必要でありますので、条例を改正して、例えば使用料を取って管理していくというような方向がありますけれども、とりあえず調査が先ということで今のところは考えてございます。

○吉成委員 はい、わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 78ページの新規のレッドデータブックがあつて500部というのを部長からお聞きしました。まだできてはいないんですけども、その活用がすごく大事だと思うんですが、活用の方法、それから活用をレッドからレッドでないという方法するために、団体とかサポート方法とか、そんなものは盛り込まれているのか。また、レッドデータ、これを使って、それを生かしていくのかという、その辺聞きたいんですけども。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 レッドデータブックにつきましては、とりあえず今年度集大成ということで、動植物調査研究の成果として一つの成果としてレッドデータブックをつくって配布するという形になっておりますけれども、こちらのほうの予算のほうにも報償として、動植物調査委員会のほうの報償の部分、まさにございますけれども、引き続き補完調査はしていくというようなことを考えてございまして、つくった、だからそれで終わりではなくて、また補完調査をしながら、ある程度来たときに見直しが必要だというふうには考えておりますし、また、そのレッドデータブックの配布先については、この間予算の質疑で部長が答弁したとおり、とりあえず協力していただいた委員さんとか、あとは小中学校とか、市内小中学校とか公民館とか、そういう方たちに無料で配布して、それ以外は頒布というふうに考えておりますし、そんな形で先ほど言ったとおり、つくったから終わりではなく、さらにそれに引き続き補完調査をしていって、見直しが来た時点でまた見直しをしていくというふうに考えてございます。

以上です。

○櫻田委員長 玉野委員。

○玉野委員 成長から成熟へというのはほとんど今言葉出ていますけれども、やはり県北で那須でも植物、書典出しましたけれども、その里山とか、那須塩原そういう背景にあると思うんですね。このデータブックというのは、すごく活用するとか生きてくるという最初のものになるような気がするんですね。うまく活動してもらえればいいなと思っています。よろしく願いいたします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 補完の説明でありますけれども、とりあえずレッドデータブックにつきまして

は、動植物のほうのランク付もしておりますし、あとは残したい里山のほうもある程度記述をして、こういう風景は残していきたいよねという形を考えておりますので、ぜひとも委員さん、できましたら買っていただいて利用していただければと思っております。

以上です。

○櫻田委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 すみません、何度も申しわけないんですが、77ページの墓地の話なんですけど、やっときょう説明していただいて、市有墓地と市営墓地があるというのがやっとなんてわかったんですが、いわゆる市営墓地は墓地の特別会計があると思うんです。それで、こっちで300万円ぐらいでやっていると思うんですが、この一般会計に入っている墓地のこの1,303万5,000円というのは、市民からお金を取って管理している市営墓地以外のもの市有墓地の予算と考えて、それで市営墓地は何かまた別になると、それはそういうものなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 特別会計につきましては、つくったときにお金を借り入れてつくったというのもあります。それで償還とかの件もあるので、一応特別会計にしております。現在も全て、さくら墓地についてはまだ完売はしておりませんが、全ての赤田1号については完売になっているというような状況で、本来であればある程度一本化してもいいのかなとは思いつつながら、今のところは別会計になってございます。

先ほど言ったように、一般会計のほうの墓地管理の4001事業につきましては、先ほど言った市有墓地の8カ所の予算でございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 合併前のいろいろな町と市のやり方が違ったと思うので、これはこれでもう10年たって仕方がないということも変ですね。これはこれでこういうやり方でやっていくんだと思うのですが、今後、墓地を市有墓地と市営墓地一緒にしてもいいんじゃないかという言葉も出ましたが、将来的にこれはどういうふうにしていく、これだけお金を使っているのかということをお聞きしたいです。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 先ほど鈴木委員にもお答えしたとおり、とりあえず今のところは市有墓地8カ所のほうの調査をまず進めたいと。特定させて使用者を特定と、あと区画も特定させて、その後、先ほどの、例えば使用料を取って管理していくという方向もありますけれども、とりあえず現在のところは、まずは市有墓地の8カ所を全部調査をかけたいというようなことで進めております。

あと将来的には、さくらは残っていますけれども、赤田1号・2号が完売したということで、墓地調査もかけております、実は。墓地調査の中ではやはり市営墓地があるのがわからなかったという住民もおりますし、また、もしあれば買いたいという市民もおります。その辺のニーズはあるんですけれども、とりあえずは市有墓地で全部調査をかけて、貸し出せる区間があれば貸し出しもしていきたいというふうには考えておりますけれども、その辺は全部調査が終わってからになります。ここは考えていきたいというふうには思っております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員に申し上げます。

答弁もらっているときは、できれば静かな声でお願いしたいと思います。

山本委員。

○山本委員 基本的なことで、赤田とそのさくらのほうの数はわかるんですが、この8つの市有墓地のおよその数と、余っているというか、使えそうな数と、それと一応こういうふうにしてお金を使っていっているということは、どこかに終着点がある、何年後にはこうしたいというのがあると思うので、その計画をあるだけでいいので教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
部長。

○渡邊生活環境部長 最終的なことだけですけれども、現在ある市有墓地、いわゆる市が所有している市の名義の土地、それから市営墓地というのは、市が管理している墓地、この形態については全て同じ条件、いわゆる市営なら市営という形で持っていきたいというのが那須塩原市の考え方です。いわゆる8カ所についても、3カ所についても同じような、いわゆる一つの那須塩原市の墓地であるという一つの考え方に持っていきたい。

そのためには、ただいま課長のほうで厳密にちょっとファジーな言い方をしているのは、現在のところまだその作業が今未確定であるために、確定した発言ができないというのがありますけれども、方向性はそういう形になります。

それに向けて、じゃ、何年度でできるかというのは、本来1年に2カ所ずつできればいいんですが、結構作業が難航しています。そのために、今、人員のほうも確保をお願いしているんですが、なかなかちょっと苦労している部分がありまして、1年に1カ所やっと終わればいいと。そうしますと8年かかってしまうと。ただ、その最後に残るところについては、1年で終わるのかどうかというのわかりませんので、何年で終わるかというのは、ちょっと申しわけございませんが、そう見えています。そういう中で、現状の状況について、ですから今余っているかどうかというのわかり

ませんので、どれだけの面積で何区画あるというのだけは課長のほうから説明をさせますので、そのようにお願いします。

○櫻田委員長 課長。

○臼井環境管理課長 細かく言ったほうがいいですか、一つ一つ。

○山本委員 いいです、全体で。

○臼井環境管理課長 全体で。では、市有墓地につきましては1,744区画を一応把握しておりまして、そのうち貸与数でわかっているのが1,686区画あります。ただ、余っているかどうかというのわかりませんし、返還区間というのもございまして、返還区間が58返還されていると。

今現在、先ほど言ったように、貸与しているところを確定してその使用者を調べていくというのが現状でありまして、一応5カ年計画でやるというような計画で今います。

以上です。

○山本委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 78ページの印刷製本費で、新規に地球温暖化対策実行計画(改訂版)ということですが、もう少し詳細をお聞かせください。ちょっとうっかり聞き漏れした部分もありますので。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○臼井環境管理課長 地球温暖化対策のほうの施策編というのが現在、24年6月につくって、委員さんも持っているかどうかわかりませんが、その中で、短期目標と中期目標を決めております。短期目標につきましては、平成28年度で、基準年度は2009年の平成21年度に対して、8%を削減したいというような目標がございまして、あと中

期目標が、2020年、平成32年で基準年に対して15%の削減をしたいというような取り組みをしてございます。

それで、短期目標の平成28年度、今年度来ますので、今までのいろんな計画があつて、例えばLEDにするとか、太陽光を幾つお願いしたいとかがありますので、その数の各見直しをして改訂版でつくりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 現在のところ、この目標に向かっては、進捗は結構目標に近いところになっているのかどうなのか、そこら辺のところを確認しながら進めているのかどうなのかということをお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 委員さんご存じのとおり、東京電力の福島第一ということの事故がありまして、電気のほうのCO<sub>2</sub>換算がかなり上がっております。市自体、例えば那須塩原市の市役所も一つの事業として取り組んでおりまして、使用料は減っているんですけども、CO<sub>2</sub>換算にしてしまうと逆に上がってしまうというのがありまして、どうしても現在、若干稼働するかもしれませんが、原発がとまっているということで、その換算値のCO<sub>2</sub>が上がっているために、ちょっと削減目標は厳しいかなとは思っております。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 余り詳しくは、そういう原因があつたわけですから、この後、つくった後の活用の仕方というか、しっかりとやっぱり目標を改訂版として再度見直してつくっていくんだと思うんですが、改めてこの取り扱いというか活用方法と

どうか、そういうものをお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 区域施策につきましては、市独自というか市役所だけが取り組むのではなくて、市全体で取り組もうということで考えておりました、前も言ったなすの環ネットという59ぐらいの団体が、民間も含めて入っているなすの環ネットがありますので、そちらのほうでも現在の状況とかを協力者に、どういう方法がいいのか、先ほど環境家計簿の話もありましたけれども、そのような取り組みについても一応協議して、なるべく予算の取り組みをわかっていたらこうというような計画はしておりますけれども、やっぱりある程度その目標というのは、数字にして見える化にしないとなかなか実感がないというようなことでありますので、その一つとして先ほど言った環境家計簿でありますので、ぜひとも1カ月でもいいので取り組んでほしいと思っております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 当然市民の方たちにもそういった形で協力をお願いはすると思うんですが、当然ながら市独自としても環境対策としてはしっかり、省エネにしる、そういったものについて取り組んでいるんだと思うんですが、いずれにしる各企業さん、なすの環ネットでしたか、そういう人たちとも協力し合いながら、率先してここでやっているという部分については、何らかのものを持っているのかどうか。これだけは市として独自に取りかかっていたい、少なくとも削減していききたいというものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 市独自でやっているものは環境マネジメントというのがございまして、それは

各部署で、例えば電気を使った電気料とか、あとはガスとか全て把握して、それで取り組んでおりました。先ほど言ったように、使用量につきましては減っております、前年対比。ただ、先ほど言ったCO<sub>2</sub>換算にすると、換算値が上ってしまうので、基準年度よりは若干上ってしまうというような形で、とりあえず市も一つの企業として独自に取り組んでいますし、それをなすの環ネットというところでは発表しています。

そういうことで、率先してやっているというようなことで、市民の皆様にもぜひ取り組んでほしいというPRをしてございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 改めて、目標値に向かって何としても削減していくんだというか、そういったものも当然あるとは思いますが、当市の中でも、特に環境課で進めなくてはならない部分だと思うんですが、再度、環境課にとってもこういうものではしっかりと行政の市の中で訴えていきたいというものがあればお聞かせ願いたい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 一つの例としては、先ほどから電気自動車の取り組みが、うちの課で2台今年度取り組んでおりますし、また、PHVとか、そういう環境に優しい車も徐々にふえております。

また、生活環境課のほうでは、防犯灯のLED化も進めておりますし、LEDにすると大体電気料は10分の1というような形になりますので、その辺は市のほうとしては率先して取り組んでいるような状況になってございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 76ページの中段の環境衛生費の環境衛生事務推進費の中のスズメバチ駆除と書いて

あるんですけども、これはどういったところで使っている予算なのかお伺いいたします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 スズメバチ駆除につきましては、道路とか、あとは公園とか、市民の方から通報があって現地確認したところ、やっぱり危ないと。なかなかスズメバチだと、すぐには、素人では危ないので取れないということで、一応専門業者に依頼して駆除をしているような状況になっておりますので、その辺の予算計上になってございます。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 6万8,000円で今どき足りるんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 今のところ、今までの大体1カ所の平均が3万4,000円程度なので、その2カ所分ということで一応計上はしてございます。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 すみません。そういう地球温暖化のせいでスズメバチがいろいろ木の下にもぐっていたり、子どもたち通るところもあるので、こちら辺も今回予算、これ計上しているのだとは思いますが、民間に頼むとスピードが速いということで、多分行政の存在を知らない人たちがいると思うので、こういったところも見ていったほうがいいのかなと思ひまして質問させていただきました。今後ご検討ください。

以上です。

○櫻田委員長 それでは、ほかに何かございますか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 ないようですので、質疑・意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時45分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第17号 平成28年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○臼井環境管理課長 （議案第17号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 赤田霊園墓地の植栽が枯れたということの説明を受けたんですが、できて結構年数たっていると思うんですけども、枯れた樹木の種類と、それから原因は確認しておりますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 原因につきましては、ちょっとそこまでは把握してございませんで、あくまでも通常はシルバー人材センターに頼んで、月に何回かのお掃除とトイレ掃除等をしていただいて、その中で、枯れていますというような報告がございまして、今回担当者が見に行ったところ、やはり道路と墓地については、ある程度目隠しが必要だということになっておりますので、そちらのほうの役に立っていませんので、今回やったものでございまして、ちなみに今回植えるのがレッドロビン、これを植栽するというふうな計画になってございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 原因がわからないというのは、植えてもまた同じことになっちゃうとまずいのではないかなと思ってお聞きしたんですけども、そのレッドロビンであれば、じゃ、枯れないということ判断されたということで、以後、同じことではないという判断をされたということで、大丈夫ですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

○臼井環境管理課長 必ずしも絶対枯れないということはちょっと言えませんが、とりあえず

枯れには強い木だと思しますので、あとはシルバーのほうにもお願いしていますので、その辺を随時今後管理はしていくつもりでおります。

○鈴木（伸）委員 承知しました。

○櫻田委員長 ほかにございませんか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 1点だけ確認ということであり  
ます。

さくら公園墓地は完売したんですか、残っているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 さくら公園墓地につきましては、全区画数が84区画ございまして、そのうち、1つが無縁墓地になってございますので、貸し出し可能は83区画ございまして、現在貸与しているのが46区画、残りが37区画ございます。ちなみに市内は20万円、市外者については40万円の使用料というふうになってございます。

以上です。

○櫻田委員長 ほかにありますか。

君島一郎委員。

○君島委員 これは今回新規で歳出が出ているようなもの、フェンスとか植栽ですね。こういうものはいいと思う、こういう部分について一般会計の繰り入れはいいと思うんですけども、ただ全体的に見て、通常の維持管理はあくまでも墓地の管理料で賄えるような管理料を設定すべきじゃないかと思えますけれども、その辺のお考えはいかがですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 委員おっしゃるとおりだとは思いますが、ただ条例で管理料につきましては赤田については1,000円、さくらについては

1万円という形になっておりますので、なかなかその辺が難しいというのが現状でございます。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 私、条例で決まっているのはわかっていますよ。ですからそれを、条例を直すような検討をしていかなかったら、条例というのはいつまでも直らないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、使用料を賄えるような形の使用料にするかどうかという検討をして、その検討の結果、条例改正、そして管理料をいただくというような形の手順になってくると思うので、条例で決まっているから上げられないということはないと思います。

○櫻田委員長 部長。

○渡邊生活環境部長 答弁じゃなくて、市のほうの考え方として、先ほどの部分の中でちょっと訂正をお願いしたいのは、条例で決まっているのはあくまで裏づけの部分でございますので、市のほうの考えとしては、将来、先ほども申し上げましたように市有墓地、市営墓地、それが全部統一した、そのときに同じような考え方をしますので、将来的には君島委員がおっしゃるように全て管理料の中で賄えるような、そんなやり方をしていきたいというふうに考えていますので、どうぞご理解のほうをお願いしたいと思います。

○櫻田委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようなので質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号 平成28年度那須塩原市墓地事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとする  
ことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

#### ◎その他

○櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございますか。

部長。

○渡邊生活環境部長 ございません。よろしくお願  
いします。

○櫻田委員長 委員の皆様から何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 (レッドデータブックと市特有の動植  
物について)

○櫻田委員長 いいですか。

それでは、ほかの委員の皆様、何かございま  
すか。

君島一郎委員。

○君島委員 (公共施設屋根貸付料等の歳入につ  
いて)

○櫻田委員長 いいですか。

そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、環境管理課の審  
査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたし  
ますが、ここで10分間の休憩をとります。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きます。

◇

#### ◎環境対策課の審査

○櫻田委員長 それでは、環境対策課の審査に入  
ります。

◇

#### ◎議案第35号の説明、質疑、討

#### 論、採決

○櫻田委員長 議案第35号 那須塩原市第2期最終  
処分場基本構想についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 （議案第35号について説明。）

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 29ページに最終的な数字での判断と金額だけではない地域住民の方の同意も得られやすいということで、すごく理解は深まってきております。

ただ、そこでもう少し考えさせていただきたいのは、この建物を建てるということは、建物というのはだんだん劣化していくわけで、30年間の維持管理費がどうなのかがここに入ってきたかどうか、ちょっと時間がたってきちゃったので、その件と、30年後もあるわけなので、そちらの先の考え方で結構予算がかかるのではないかというあたりはどのように考えておりますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 基本構想の説明の中でも述べましたが、この屋根つき型というのがここ10年の形で出てきた新しい施設ということで、あと20年後、30年後、どうなるかというところがあくまで予想でしかないんですけれども、建物の構造としてはいわゆる鉄骨造の構造でありますので、普通に考えれば20年、30年は耐久するであろうという名のもとにこの予想を立てております。

ですので、最終的に稼働15年、それから埋め立て終了後、廃止まで15年、30年は十分に耐久性があるだろうという判断のもとに計画を立てたというところがございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 あと、最近よく言われ聞く話ですけれども、建設コストという話なんですけれども、このデータはたしか過去のデータだと思うん

ですけれども、この見積もったところに今後の建設費の高騰というのはどれぐらい見込んでありますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 基本構想の27ページを見ていただきたいと思います。

27ページの上の表に都市別建設資材物価指数というところで、過去5年を基準として建築資材の高騰の指数を載せてあります。仙台が23%、東京が8%、これらを考慮して、栃木県の場合は約16%の建築資材が高騰するだろうという見込みで今後の予算を立てたというところがございます。

以上です。

○櫻田委員長 そのほかございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 29ページの被覆型というところで作業環境保全という中で、有害ガス対策、暑さ対策が三角になっているんですが、これは働く側という部分なのかなと思うんですけれども、これに対しての何らかの対策等は考えているのか。当然換気口とかそういったものはあると思うんですが、そのほか何かあるのであればお聞かせ願います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 おっしゃるとおり屋根つきで密閉型なので、有害ガス、特にメタンガス等のガスが発生する可能性があるということで、その辺は設計の中でかなり強力な換気扇、それは取りつけるという形では聞いております。

ただ、それ以外はちょっと環境をよくするというのが一番の手段の点かなと思っております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 換気扇という部分、トンネルの

中のあれじゃないですけども、そういった部分なのかなと思うんですが、それもあわせて対策は。暑さ対策なんかはメタンガスから出てくる暑さという部分なのか、ガスなのか、環境的に密閉の中になっているので暑いという部分なのか、そういうところをちょっと。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○山田環境対策課長 暑さ対策は、主に夏場に密閉型なので非常に暑くなるだろうというところの従業員、作業している方への対策という形だと思っています。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、先ほど山田課長の説明、以前も説明を受けていますが12ページの候補地の件なんですけれども、現在の最終処分場から関係する半径500mの関係、自治会の方々に対しての説明をこれまで行ってきたということなんです、関係自治会自体は幾つの自治会があって、何回行われたのか。何人ぐらいの参加があって、その中でちょっと批判的な意見なんかが出なかったのか、あわせてお伺いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○山田環境対策課長 まず、半径500mの関係自治会ですが、ここ建っているところ西岩崎ですので、西岩崎自治会、それから小結開拓、それから青木4区、この3つが半径500m以内の廃掃法という関係自治会になります。

当時、第1期処分場をつくる時、平成2年から3年あたりに地元説明が入っているという記録が残っておりますが、その中では、今申し上げた3つの自治会のほかに青木3区からも要請がありまして、地元説明会を開いているところであります。

何回ぐらいとなるとちょっと今手元に持ち合わせがないのであれなんです、内容的に当時の会議録が残っておりまして、その内容をちょっと確認したところ、当時、先ほど申し上げました黒磯市の管理型最終処分場計画というところでは、今の敷地に最終処分場1次、2次、3期目までの計画、それと、それプラス中間処理場、焼却場の施設をつくるという計画でフリーハンドの平面図で地元住民におろしております。その中で委員おっしゃるように反対というか、ちょっと意見としては焼却場をここにつくるのみたいな、そんな焼却場をつくってもらっては困るよみたいな意見が当時あったというような記録が残っております。

それと、もう一つは、当時青木は民間の安定型の最終処分場がかなり多くて、地元の住民から、その安定型の産廃の最終処分場を規制する方法があればやっていただいて、それを条件にこの黒磯、当時黒磯市の処分場は認めるよみたいな言い方をした方がいるという記録が残っております。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 この計画を立てるに当たって我々に構想が示されたわけですけども、これらの情報について、市民からは何か問い合わせ等は、今回の段階では何かありますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○山田環境対策課長 今まで、今回の第2期処分場基本構想の問い合わせというのは1件もございません。地元関連としては、議員全員協議会を開いた後に、地元の自治会長さんにはそこで資料をお渡しして、本格的な細かい説明は4月以降にやりますよという報告はしております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 では29ページ、オープン型と被覆型と

それぞれ2種類あるわけですが、全国的に最終処分場をいろんなところでつくるということは、そうは当然ないと思うんですが、ここ10年来は屋根つきがという話なんですけれども、これどうなのでしょう。実際にはどのぐらいのデータをお持ちかわかりませんが、オープン型も実際にはつくられていると、そういった情報は得ているのでしょうか。もう、ほとんどこのところは屋根つきのほうに、この最終処分場の建設は移行してきているという捉え方で今回の構想が立っているのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

○月井那須塩原クリーンセンター所長 正確なデータといたしますか、うちのほうで持っているデータなんです、これは栃木県のほうになります、馬頭の最終処分場、こちらのほうの検討委員会の資料というのがございまして、こちらの資料の中に平成20年度以降に整備された最終処分場、これは一般の産業廃棄物も含んだということになりますが、55カ所のうちクローズド型が22カ所、40%になります、クローズド型として整備されているという形の記載がございまして。

以上です。

○櫻田委員長 ほかに何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 明らかに構想と外れちゃう質問になっちゃうんですけど、例えば市に候補地がなく、民間に一般廃を出したときの計算みたいなのも一度算定したことがあるのかどうかをお伺いしたいです。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 お尋ねの件は多分PFI、民設民営の件だと思うんですが、直接その辺に設計

とか比較をしたわけではないんですが、ただ最終処分場の運営方式を考えたときに、例えば民設民営の一番のメリットはコスト削減効果ということだと思うんですが、これを今回の最終処分場に当てはめたときに、いわゆるプラント設備、生産設備がほとんどないというところで、ほとんどコスト削減の効果はないというところが1つあって、あともう一つは、地元がやはり民間の最終処分場はかなりアレルギーがあるだろう、つまり言い方を変えれば市が設置することによって安心感があるだろうというところがありまして、そういうのを鑑みて今回第2期はいわゆる公設民営、正確にいうと民営といってもクリーンセンターの職員がおりますので半分ぐらいになると思うので、そういう形でやりたいと思っております。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 はい、ありがとうございました。わかりました。

あと1個なんです、一応15年の計画で、最後まで閉じるまで入れて30年間ということなんです、清掃センター、この間もちょっとお話したと思うんですけど、今灰溶融化して、出せるものが今まだちょっと放射能の基準値で出せないというところを鑑みて、15年でもしちょっと容積が余った場合は延長とかがあって、そういうのは全く考えずに閉じちゃうのかどうかの考えを。現時点で。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 環境省への交付金申請の際の書類として15年の計画で、結果として減量化、資源化を進めて結果的に30年もったと。それは全く大丈夫というか、今の設計の段階で15年なので、結果的に20年、30年もっても、それは自治体の努力というところで認めていただけるということで、15年で閉じるというところは環境省のほうは大丈

夫ですし、今のところ私どもも倍ぐらいはもたしたいなというような考えでおります。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
吉成委員。

○吉成委員 先ほども鈴木委員のほうから、そのコストの件で資材の高騰ということで、資料27ページでお示しはいただいて、16%だと当市での場合は読んでいるということなんですけれども、30%というような例えば数字なんかも出てきている場合もあるわけなんですよね。これと違った部分で、その辺はどういうふうに捉えていますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○山田環境対策課長 多分、30%という数字、庁舎とかだと思えますけれども。はっきり言っちゃいますが、庁舎の場合は、建築資材といっても、この最終処分場に比べると量と種類がはるかに使う資材が多いということで、はっきり言って最終処分場の建築資材ってコストとかそういうのが限られているので、その辺があって違うのかなと私なりに捉えております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。  
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時32分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

これより討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 那須塩原市第2期最終処分場基本構想については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 これより、予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

○山田環境対策課長 （議案第10号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。  
鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 21ページの17款のところの県のほうからの補助金の件なんです。これは毎年このような金額なのか、今後推移がどのように変わ

っていくのかをご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 毎年この程度の金額というふうになっております。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ずっとではないと思うんですけども、とりあえず、例えばこの金額というのはどれぐらいで消えるとか、そういうあたりはわかりませんか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 一応この給付金制度の内容としては、安定型の最終処分場、それから中間処理場によって金額が違います。それから、ご存じのように、その処分場の処理量によって限度額も違います。

その中で、今回計上しました3つの処分場については安定型の最終処分場ということで、一応埋め立て期間が終わるまではもらえるという仕組みになっております。限度額はそれぞれ1,500万までとなっておりますが、当然監視している団体が、内容としては監視業務、プレハブ小屋の中にいて毎日監視している人の人件費とかお昼代、そういうのに充てているわけですし、若干のばらつきがあります。内容としては毎年同じなのかなという気がしています。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

続きまして、79ページ、6001事業の新規事業の臭気測定器の金額が入っていますが、こういった箇所を想定してこれを購入しているかというあたりをお聞きしたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 まず、においの感知器ということで今回計上させていただいたのは、トランシーバーのような持ち歩きのできる、ボタンを押すと大体の臭気の指数が出るという形なんですけど、うちのほうで苦情、におい、音、騒音とか、あるいは水質とかいろいろ苦情がありますが、においの苦情としては、去年、全部で9件ほど、苦情というか、臭いということでありました。

内訳としては、産業廃棄物の中間処理場、いわゆる堆肥をつくる施設、堆肥の施設の周りの住民から臭いというのが4カ所ありました。それから、酪農の牛関係が2件ありました。あと、お弁当屋さんの換気扇から油臭いということでありました。あと、個人的に、雑排水の流れている側溝が臭いというのが2件ありました。

以上、9件ありましたが、臭気については悪臭防止法というのがありまして、用途地域についてはその法律に基づいて規制をしている。用途地域以外は、悪臭防止法の要綱を市のほうで定めてそれによってやっているわけなんですけど、苦情があったところに行って、通常は今までですと話を聞いて、中間処理業者さんがいればそこにはからせて臭いとかって話になります。最終的にもめたときには、業者さんが持っている正式な大きい臭気測定器があります。それに基づいてはかっただいて、法律なり、要綱に違反しているのかという判断ができるんですけども、まあお金がかかりますので、その前段として、ポータブルではかかって大体これぐらいだよというところが1つと、悪臭防止法も要綱も、対象部は事業所と工場だけなので、さっき言いました個人のお宅の2件については全く取り締まるのがないんですけど、そういうお宅に行っても、臭いね、そうだねというんじ

やなくて、実際にポータブルではかって、大体工場とか事業所は例えば15指数なんだけれども、このにおいは16でちょっと臭いですね、それを見て話ができるので、そういう意味でこのポータブルのにおい測定器を買って、今言った苦情のあった現場に行くという、そういう使い方を考えております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 においに主観がすごく違いがあるので、これをもって環境課で対応できるというのはすごい進歩だなというふうに感じていますので、ですから、これは大体わかりました。

そうすると、市民からこういったものがどうもおうんだというときは、一般のどういう人からも一応問い合わせに対して、これを持って行って職員が対応して、数字的なもので話ができるというふうにもう考えてよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 そのとおりでございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

続きまして、81ページの中段の不法投棄監視カメラなんですけれども、これも新たに予算をとったりしていますので、必要性があったと思うんですね。この実態とか、今までカメラがあったことによって、こういったことがあるという事例あたり、今の状況をお聞かせ願えますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 今現在は4台のカメラを設置しております。その4台の実績をご報告させていただきますが、まずカメラのところにありますと、人がそこに来ると自動的に作動してスイッチが入るようになってはいますが、投棄したなど確

認したのが、26年度、合計で19件ございました。

そのうち、車のナンバーとか顔とか、それを特定して警察のほうに問い合わせ、行為者を特定して家まで行って指導したのが6件ありました。そのうち、大体の人は、わかりました、すみませんと言ってそこで終わるんですが、なかなかちょっとしらを切ったりというところは、いわゆる警察に引き継ぎです。それが1件ありました。

計でいうと、投棄確認が19件で、指導が6件、警察引き継ぎが1件ということ、それが26年度でございます。ちなみに、27年度については、2月末現在になります。投棄確認が12件、そのうち行為指導が4件、警察引き継ぎはなしというふうな状況で2月末現在、昨年より若干減っているということでございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 いろいろ、そういう取り組みは私は本当に感謝するところで、不法投棄をゼロにしたいというふうには個人的には思っていますので、こういったことで予算をとるのはいいんじゃないかと思っておりますので、以上です。

次に、その下のごみ減量化対策事業の新規事業の814万4,000円ですか、これは、ここだけを見ると、非常勤職員の報酬という中でのこの金額だとすると結構金額的にあれかなと思うので、内容と委員さんの数と、それから内容ですね、どういうことを取り組んでやっていただけるかのあたりを、若干で結構です、ご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 すみません。これについては、産業廃棄物の推進審議会委員というのは、先ほど説明したとおり、今回一般廃棄物の基本計画処理計画の改定がありますので、そのために諮問機関

として委員さん20名ほど予定しております。その方たちの報酬でございます。

ちょっと金額が大きいですけれども、800万円というのは、実際にはその下の毎年払っております廃棄物減量等推進委員さん、この方たちの報酬がほとんどでございます。新規としての審議委員の委員さんに関しては、委員20名ほどということでこれから人選になるんですが、内容的には大学の先生であるとか、あるいは排出者の事業者の方とかいろいろ考えますけれども、その人たちに対する審議会委員さんへの報酬ということで、一応年に3回ほど予定をしておるところでございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

続きまして、83ページの中段の、これだと7億3,288万7,000円のところの内訳の中で、JFEさんが今包括企業ということですが、延命化とか、そういった修繕のことを考えてコンサルにお願いするということなんですけれども、これを更新したのは1回ですよ。だと思ってしまうんですが、前はそういう話を多分聞いたことなかったと思うんですが、今回は新たに更新するに当たってこういったコンサルを入れた、入れるに当たった考え方をちょっと説明していただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 実は、今の29年までの5カ年計画の際も、アドバイザー契約はしております。ただ、今回は前回の12月議会でも説明したように、10年たって残り10年、メーカー発表の寿命は大体10年というところなので、より延命化と定期点検等の効率化を含め重視してやるということで、アドバイザー業務契約自体は、前回もしているん

です。

○鈴木（伸）委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 81ページの先ほどの不法投棄監視カメラなんですけど、ちなみに今不法投棄の主なものというか、前は白物家電というか、そういうものが多かったと思うんですが、最近は何が多いのかお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

○山田環境対策課長 では、川崎係長のほうから。

○櫻田委員長 副主幹。

○川崎産業廃棄物担当副主幹 そちらは、私のほうから説明させていただきます。

以前はやはり小型家電、そういったものが多かったんですけども、最近の傾向としましては、ちょっとした家庭ごみ、自分のところのステーションに出すのがおくれちゃったので、そのまま自分のうちに置いておくのがいやなのでちょっと捨てたとかというような、家庭ごみとかの不法投棄が目立っているかと思います。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 あわせて24ページのクリーンセンターの売電代なんですけど、4,000万ということで、今、全国的に問題になっているのが33自治体かな、売電したけれども料金を支払っていただけないという、そういうところが今発生していると思うんですが、この売電する先は東電だとは思いますが、その確認をまずさせていただきたい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

○月井那須塩原クリーンセンター所長 そうですね、確かにこの間ニュースで流れていたかと思うんですが、うちのほうの場合は東京電力のほうに売電をしております、もちろん東京電力さんのほう

でおくれたとか、そういったことがあったということではございません。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 じゃ、きちんと支払っていただいているということによろしいですね。

○月井那須塩原クリーンセンター所長 はい。

○鈴木（紀）委員 82ページのごみ減量化対策という中の使用料ということで、ごみ分別アプリシステムということの中身的にちょっと詳細をお聞かせ願いたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○山田環境対策課長 これは、昨年導入したごみ分別アプリの中の不法投棄を発見したときにスマホから連絡をくれるというシステムですが、実は、例えば発見したときに打ち込む住所とか名前は、全くの平打ちというか、最初からフォーマットも何もないような、打ち込んでというような入れ方で非常に使いづらいというところがあるので、今回の予算をいただいて、改修としてフォーマットをつくって、例えば地域とか選べるようにしてというアプリ改修費が1つ、それとGPS機能を備えているんですが、例えば車から見ていて、あ、不法投棄だといってGPSでぴっと通報するじゃないですか。そうすると、車が動いているからずっと行って、最終的にはGPS確認した時点で離れたところがうちのほうに来るところ、ちょっとふぐあいがあったので、それを見つけたときのところを、その場所をうちのほうにしてくれるというシステム、そういうふうに改修というか、見つけて、その後動いても、発見した時点のところがというところで……。

すみません、あと、詳しく係長から。

○櫻田委員長 係長。

○押久保一般廃棄物担当副主幹 一般廃棄物担当の押久保でございます。よろしくお願いいたします。

今まで、ちょっと課長のほうの説明の補足なんですけど、あくまでも通報時点での位置しか、うちのほうには情報が届かなかったんですね。ただ、車両運転中にどうしても通報するというのはなかなか難しいので、ある程度できるところまで移動して、実際どこでやったのかというような場所を、あえて後から任意で、発見した場所は、例えば今はもう市役所に着いてしまいましたけれども、文化会館の前あたりだったんだよということで、任意で一応指定することができるんですね。あくまでも、今の機能というのは、通報場所、そこですかGPSは使っていないですね。位置情報というのうちのほうには届かなかったんですけども、後づけで、いや、ここじゃないよ、発見した場所はここなんですよというようなことを任意で指定して通報することができるようなものに改修をさせて……。

じゃないと、一々発見場所をとまってここですよというふうなことをしないと、位置情報をいただけないものだったんですね。そういったことで、ちょっと28年度、予算をつけさせていただきましてそちらの機能を追加したいというふうに考えております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 これは、どなたが持つんですか。我々が持つわけじゃないんでしょう。これは、監視員さんというか、その人がそういう端末を持つてするのか、それともアプリとして、那須塩原市のホームページかどうかわからないですが、そこから辺からダウンロードして使っていくのかって、そこら辺のところが……。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○押久保一般廃棄物担当副主幹 まず、ごみ分別アプリなんですけれども、最近普及されて、特に若い方がお使いになっているかと思うのですが、携帯端末のスマートフォン、そちらにダウンロードさせて起動させるソフトウェアといいまして、ごみ分別アプリの中には、ごみ出しカレンダーを確認することもできますし、当然それで何月何日は何の日なんだというふうなものもこれで確認することができるので、あとは分別事典もおさめられていますので、物を検索するなり何なりして、どういったものに分類されるごみなのかというふうな確認をすることもできる。主なものとしてはそれですね、あとはうちのほうからいろんなお知らせ、啓発をさせていただき、お知らせをさせていただきというようなことでお知らせ機能なんかもある。

それで、先ほどちらっとお話がありましたけれども、不法投棄の通報機能、これは全国で2番目にやらせていただいた機能なんですけれども、今回28年度の予算でもってちょっと使い勝手が悪いと、確かに余り通報件数が少ない、自分も使ってみてちょっと使いづらいなというようなところで、結局のところどこであったのかとか、物は何だったのか、量は何だったのか、結局全部の情報を打ち込まなきゃいけないんですね、メール。そもそも、メールなので。

それをもう、例えば、場所はどこですか、もうぴっと押すと、どこどこというふうなことが選べる。最後にちらっとGPSのお話をさせていただきましたけれども、実際にどこだったのかという、GPSを使って、ピンポイントでこの場所ですよというのを知らせていただけるようになっているんですけれども、今までは、要するに通報した時点、その場所の情報だったんですね。通報した場所が知らされている。

だけれども、車を運転しているときなんかは、

運転中にここだよということで、そういったことは当然のことながらできませんので、通報できるような場所に移動したところで、ゆっくりと、物は例えば冷蔵庫が投げ捨てられていたよ、量は軽トラック1杯分、相当出ていますよとかという、場所は、今、市役所に着いてしまったけど、文化会館の前でしたよとか、その辺の、この山の中でしたよとかということで、後でその位置を市のほうに知らせていただけるような機能を追加させていただきというようなことで考えております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時10分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

部長。

○渡邊生活環境部長 ございません。

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。副委員長。

○齊藤副委員長 (夜間の野焼きへの対応について)

○櫻田委員長 そのほかにないでしょうか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 (野焼きの通報等について)

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 (売電先について)

○櫻田委員長 いいですか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それではないので、これで環境対策課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時23分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎生活課の審査

○櫻田委員長 それでは、生活課の審査に入ります。

◇

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第21号 那須塩原市消費生活センター条例の全部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 (議案第21号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

○吉成委員 議案質疑の際にも出たんですけども、6条関係の、相談員さんたちの処遇の確保ということで、これは渡邊部長のほうからあの際に答弁があって、実際にはこの消費生活センターの施行規則の中でうたっていますよということで説明があったと思うんですが、私も調べてみたんですけども、この部分での処遇の確保というのは今どこの部分が当たるのか、相談員の方の処遇に関して第5条で規定はされているんですが、よくわからないのでもう一度お聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 条文で見ますと、全部改正の部分の第3条ですか、センターの事務、それから第4条、職員、それから第5条、消費生活相談員の配置というところが……失礼しました、6条、7条までが関係してくると思いますけれども、内閣府で定める基準がございまして、そこに部長もその部分、答弁をしていますけれども、新たに今までも全くなかったわけではないですけれども、消費生活相談員の資格の試験の合格書を配布しなさいとか、雇いどめの見直してその他適切な人材、そういったものを確保しなさい、それから消費生活相談員に対する研修の機会を確保しなさいと、あとは情報の適切な管理に必要な措置を講じなさい、そういったことが内閣府の基準で改めて示されました。

そういったことに伴いまして、今まであったものを全部見直す形で、今言いましたけれども、新しい条例で言いますと、3条、それから4条、5条、6条、7条というところに、8条も含めてですか、関係してくるかと思うんですけれども、こういったことを改めて条例としてうたったというところで処遇及び資質の向上というようなことを改めて条例としてうたうということになるかと思えます。

よろしいでしょうか。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、6条のこの処遇の確保というのは、今、課長の説明からすると、3、4、6、7、8、それぞれに係っているというふうな理解になるわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 そのように理解してもらってよろしいかと思えます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 単純に、処遇の確保ということなので、相談員さんたちのこれまでの、例えば労働条件がよくなるとか、有給休暇がふえるとかが、そういった形での処遇の確保なのかなと私は単純に考えたんですけれども、そういうものというのは、今回の全部改正の中ではうたっていないとか、そういうところまでは踏み込んでいないということになるわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 それにつきましては、現在27年度、それから施行開始する4月1日以降の28年度についても変わらないということで、そういう意味では今の状態が十分な形で、その辺の処遇については確保されているということで理解しています。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは単純に、では1つだけ例をとって、じゃ有給休暇だけでちょっと考えてみた場合、当然労働基準法で定められているわけですから、これはパートであっても臨時雇用であっても条件さえ満たせばとれるわけですね。それらについてはしっかりと確保されているということによろしいんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 労働基準法の基準より上回った形で確保できている、与えている形で進められております。

以上です。

○吉成委員 はい、了解しました。

○櫻田委員長 部長。

○渡邊生活環境部長 つけ加えさせていただきますが、あのときも、議場の中でもお答えしたと思うんですが、有給休暇、年次休暇につきましては、

別の規則の中で、また別の同じ同等の相談員なり非常勤等々のおりますので、そちらとのバランスをかけながら、別の規則の中で定めさせていただくというように回答させていただいたと思うんですけれども、そのようにご理解ください。

○吉成委員 今、部長のほうからそういう答弁をいただいたので、別のということになると、それは特別、消費生活センターの条例の施行規則とか、そういうものじゃなくてという意味ですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
部長。

○渡邊生活環境部長 はい、形式的には、例えばそのように特化する場合がありますし、また例えば非常勤職員に関する有給休暇についてという、そのような形になるか、ちょっと機会のほうはまた別ですけれども、そのようにご理解をいただければと思います。

○吉成委員 はい、了解です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 確認なんですけれども、多分、消費生活センターはとてもよくなってきているんだと思うんです。人はやめなくなりましたし、安定していると思うんですが、この条例ができてできなくても、那須塩原の消費生活センターの働いている方たちの処遇なり、いろいろなことは変わらない、今までと同じであるというふうに考えてよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○鹿野生活課長 はい、おっしゃるとおりで、特に法令を定めることによって不利益になったりとか、今のところ、特に突出して改善される処遇といえますか、待遇ですとか、そういったものもございませんけれども、今までどおりできるということで、そういうふうに理解してもらってよろしいか

と思います。

○山本委員 了解です。

○櫻田委員長 ほかにございますか。  
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、意見等を終了したいと思いますが、異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。  
それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時38分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
これより討論を行います。  
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議はございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第21号 那須塩原市消費生活センター条例の全部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第22号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第22号 那須塩原市交通指導員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 (議案第22号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それではないので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時41分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第22号 那須塩原市交通指導員設置条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 これより、予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○鹿野生活課長 (議案第10号について説明。)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

君島一郎委員。

○君島委員 40ページの地域バス運行事業の中で、今年度については各社からの申請どおり補助金を計上したということですが、その各社のほうで運賃収入はどのぐらい合計で見ているのか教えてくださいませんか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 まず、ゆーバスのほうですけども、2,560万5,000円、予約ワゴンバスのほうが214万2,440円、ちょっと細かいですけども214万2,440円。2つ足して合計2,774万7,440円ということになります。

○君島委員 わかりました。いいです。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 同じところなんですけれども、多分入ってくるものがとても少ないわけですね。それで、これ補助金として出しているという中の業者のほうで赤字にならないように市が補填をしていくという形で今運行していると思うんですが、そもそも特に予約ワゴンバスにつきましては、びっくりするような1人に決算で1万円近くかかっていたんですけれども、この辺のところの考え方、つまり使っている人が払っているお金と、業者に払っているお金がこんなにアンバランスな予算の立て方でいいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 おっしゃるとおりだというふうに担当としても感じているところです。ただ、そうは言いましても、公共交通として全くバスが走っていないとか、そういったところを何もなくしてしまうというのどうかということで、25年度から試行的な意味も含めまして開始をしたところです。

協定が30年の9月までということで、現在も継続している状況ではありますけれども、先ほどちょっと少し細か目に説明をさせていただきましたが、広域公共交通ということで、那須地域定住自立圏の中でこれからについては展開していきたいという考えもございます。

そんな中で、少しずつ見直しをしていけたらなということで考えているところなんですけれども、プラス市内のずっと前から住んでいる方についても周知が徹底されていないといえますか、わかっていない、そういった住民も数多くいるというような意見、そういったことも聞かれますので、その辺は見直す前からも少しずつではありますけれ

ども改善できるところなのかなというところもありますので、そんなところから着手するというところで、最終的にはその広域公共交通の企画提案を待って最終的な計画といえますか、そういったものにつなげていけたらというふうに考えているところです。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 ご苦勞もよくわかりますし、どのように路線を変えても、この広い那須塩原市、どなたかには不満が出るし、もしかすると、ありがたいという人のほうが少ない、便利で使った人は少ないかもしれないんですが、それが公共のやることでもあるとは思いますが。

それにしても、余りにもやっぱり入ってくるものと出るもののアンバランスを感じると、広域の公共交通の実態調査を待つ間も何年かあるわけですから、例えばもうちょっと予約ワゴンバスなどは明るい色にして、予約しなきゃ乗れないんですけれども、そこにとまっていたら乗せてあげられるようにするとか、何かもう少し工夫をして、せっかく走っているバスが人が乗っていない状態だということは本当に悲しいことなので、間を何とかやっていただけるようなことを考えて今後の予算を立ててもらいたいというふうに、意見も入っちゃうと思いますけれども、何か考えてはいるんですよ。

○櫻田委員長 山本委員に。質疑をお願いします。

○山本委員 考えているんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

○渡邊生活環境部長 これは、この問題は議会の中でも本会議の中でも何度か一般質問、それから質疑の中でも回答させていただきました。考えていないわけではなくて考えておりますということと、

考えていくということで、試行錯誤の繰り返し。

ただ、条件がございます。契約的な部分、それから予約ワゴンバスという制度がありますので、そのバスは路線の中を走らなければいけない、また停留所のところで乗せるというのが大原則になりますので、そういう中でも応用がきく、いわゆる運行业者との話し合いもさらに持ちながらあり方を検討していくということで回答とさせていただきます。

以上です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 防犯灯のことなんですけれども、すみません、先ほど20ページで物品の売り払いのところで防犯灯を5,000円で自治会に売の話があって、41ページのところで新規にLED防犯灯を220基という話だったんですが、すみません、これ関連しているんだと思うんですが、ちょっとわかりにくいので説明をもう一度お願いしたいんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 すみません、20ページの売り払いで220灯というところで110万円というのと……

○山本委員 41ページの一番上の防犯対策費のLED防犯灯新規設置の914万1,000円というのが220基と言ったので、これ関係ある話なのか違うのか、すみません、説明を。何か関連あると思って。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 工事で220基を予定してまして、それについては要望を受けて220基の工事をする予定ですので、当然それについては自治会に売り払いができるということで、同じ件数の220基ということで計上させてもらっているものです。同じものですね、工事を市のほうが一括して発注を

しまして、完成した後に自治会のほうに売り払いをするということです。よろしいですか。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、工事費はもっとかかっているんだけど、市が負担をしてあげて自治会のほうは5,000円でもらうというか、いいよという、そういう考え方ですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

○渡邊生活環境部長 防犯灯の考え方なんですけど、防犯灯については市のほうで工事ということで設置しております。そのかわり防犯灯ついたら、その後の管理は自治会のほうでしてくださいよというそういう流れの中で、それを売り払いという仕組みです。

このあり方については、今後また後ほどどういう方法がいいのか、また皆様のほうとご相談なり、ちょっと情報のほうを提供させていただきたいと思います。

○山本委員 了解しました。すみません。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 すみません、40ページ、地域バス運行事業の新規のバスのパンフレットということで入っているんですけども、これちょっと説明いただいていいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 パンフレットですけれども、各路線ごとにパンフレットを準備してまして、ちょっとここに見本がございます。こちらの塩原上三依線の見本なんですけれども、これにつきましてはちょっと部数は持ってこなかったんで、時刻表と一緒に路線図が簡単なのがありまして、ここに旅館ですとかお店ですとか、そういったものを

表示しまして利用していただけるようにということで準備をしたものです。

これ、見本で塩原上三依線を初めに12月中に作成しましたけれども、残りにつきましても3月いっぱい、ちょっと遅くなってしまったんですけども年度内には完成を予定してまして、各路線ごとに配布できるような形で準備をしているということです。28年度につきましては、この原稿があるものから増刷だけを予定しまして、印刷製本費でパンフレットということで計上させていただきます。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 以前の今部長お持ちの、すばらしいでかさの、どうして持って歩くんだという、そういった中で幾つか多分市民の方からの指摘もあって今回このような形にされたと思うんですけども、こういうものにはならない、小冊子的なものには。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 失礼しました。先ほど説明が不足していたかと思えますけれども、冊子の時刻表につきましても、今年度既に作成の委託を発注済みでありまして年度内には完成する予定でして、ここは新パンフレットということで計上はしておりますけれども、この予算の範囲内でその時刻表の増刷についても対応できたらというふうに考えております。

その時刻表につきましては、ゆーバス、予約ワゴンバスだけではなくて、JRの電車の発着時刻とも見合わせられるように、あとは民間バス、それから那須町さんですとか大田原市さん、そういった市営バスとの乗り継ぎ、そういったものもわかりやすくなるというようなことで、工夫をした時刻表ということで作成をしております。もう少

しちょっと、きょうが8日なんで、あと2週間ぐらいで完成するというので予定しております。

以上です。

○吉成委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑を終結したいと思います。よろしいでしょうか。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時13分

再開 午後 5時14分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで執行部退室のため、暫時休憩といたします。

◇

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。  
部長。

○渡邊生活環境部長 ございません。

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。  
副委員長。

○齊藤副委員長 (インターネットでのバス時刻表の閲覧について)

○櫻田委員長 ほかにありますか。  
[発言する人なし]

○櫻田委員長 ないようですので、生活課の審査を終了いたします。

これで生活環境部の今定例会における審査は終了となりますが、生活環境部全体として何かございますか。  
部長。

○渡邊生活環境部長 生活環境部としましては、皆様のご報告のほうはございません。今回に限らず逐一必要が出たり、また最近で知っていただきたいことについてはお配りさせていただきたいと思っております。

なお、今回のバスについては明日乗っていただくということが前提だったものですから、お配りは明日配付ということで、ちょっと漏れていたんですが申しわけございません。これについては明日配付させていただきたいと思っております。

以上です。

○櫻田委員長 それでは、以上で生活環境部の審査を終了いたしました。  
お疲れさまでした。

休憩 午後 5時18分

再開 午後 5時19分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。(明日の開始時間を9時とすることについて説明。)

○櫻田委員長 皆様にお諮りします。

どうでしょうか。この次第は出していますから、向こうに。当日あしたは本来ならバスをお昼前に乗る予定だったんですけども、それも説明したとおり皆様に慎重審議をしてもらっている結果このような状況になったんで、あした9時から会議を開きたいと思っております。

[了解です]という人あり]

○櫻田委員長 了解でいいですか。

じゃ、明日9時から建設経済常任委員会を開きますので、この場所で産業観光部の所管から開きたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、閉会の後に建設部より説明がありますので、もう少しお願ひしたいと思います。

◇

◎散会の宣告

○櫻田委員長 それでは、以上で本日の建設経済常任委員会を散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時21分

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）  
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

平成28年3月9日（水曜日）午前9時開議

出席委員（8名）

委員長	櫻田 貴久	副委員長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

産業観光部長	藤田 輝夫	政策審議監	木下 昭彦
農務畜産課長	印南 良夫	農務畜産課長 補佐	富山 芳男
農業振興係長	磯 将央	畜産振興係長	若目 田治之
農林整備課長	久利 生元	農林整備課長 補佐兼 林務係長	関谷 逸夫
農村整備係長	佐藤 正規	地籍調査係長	伊藤 隆
商工観光課長 兼観光振興 センター所長 兼勤労青少年 ホーム所長	藤田 一彦	商工観光課長 補佐兼 商工係長	八木 沢信憲
観光係長	金子 春美	観光振興セン ター副主幹	高塩 浩幸
雇用推進室長	臼井 孝行	雇用推進室 農観商工連携 担当副主幹	君島 一宏
雇用推進室 企業立地担当 主査 (係長級)	人見 栄作		

出席議会事務局職員

書記 磯 昭弘

## 議事日程

### 1. 開 会

### 2. 審査事項

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

予算審査

- ・議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算

〔農林整備課〕

予算審査

- ・議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算

〔商工観光課〕

予算審査

- ・議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算

### 3. その他

### 4. 閉 会

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○櫻田委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

おそろいですので、散会前に引き続き会議を開きます。



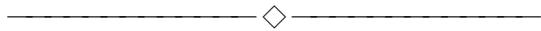
◎農務畜産課の審査

○櫻田委員長 初めに、藤田産業観光部長からご挨拶をいただきたいと思います。

部長。

○藤田産業観光部長 (挨拶。)

○櫻田委員長 ありがとうございます。



◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 それでは、農務畜産課の審査に入ります。

今回、農務畜産課関係の付託案件はございますので、これより予算常任委員会(第三分科会)

に切りかえて審査をいたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○印南農務畜産課長 (議案第10号について説明。)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 それでは、88ページから聞きたいと思

います。  
これまでも説明ありましたが、農業振興費の中の中山間地域活性化対策事業で、今回、そすいの郷の直売所の整備助成ということなんです。700万円の補助が出ていますけれども、これは事業額としては幾らになるのでしょうか。それと、直売所に関しては現在の直売所があるわけなんですけれども、新たに拡大をして扱うものなんかもありふえるというような直売所になってくるのでしょうか、その内容も聞かせてください。

○櫻田委員長 吉成委員、一問一答にしましょうね。答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 直売所の整備事業費の中身でございます。これにつきましては、国のほうで10分の5の補助金が出るということで、今回10分の2の市の上乗せをさせていただいての予算計上でございます。

現在、28年度につきましては設計費ということで事業を計画してございます。こちら設計費が約1,000万ということで見積もりはしてございますので、その10分の7を予算計上させていただいたということでございます。

それともう一点、施設整備の内容でございます。

現在ある場所の建てかえをしますと、営業をしてからというのはなかなか難しいということで、候補地につきましては、現在、道を挟んで北側というんですかね。

〔「駐車場」と言う人あり〕

○印南農務畜産課長 の付近を考えているということでございます。詳細についてはこれから詰めていくということになっております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、設計費として1,000万の、700万の補助というのはわかるんですが、これから実際には設計ということになるんでしょうけれども、そうすると、事業費はどのぐらいを見積もっているんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 全体事業ということでございます。先ほど私、設計費のみでございましたけれども、本体のほうの整備、備品等も含めますけれども、約1億9,000というような。

〔「全体で1億9,000ということ、設計も入れて」と言う人あり〕

○印南農務畜産課長 設計も入れて。だから、今回、1,000なので、残り1億8,000と。

○櫻田委員長 課長、せっかく一問一答にしているわけですから、わかりやすく答弁してくださいね。  
吉成委員。

○吉成委員 候補地としては道を挟んでということは今言われましたけれども、そうすると、消防コミュニティの隣側ということになるわけですか。あそこ自体は既に土地は確保されているという理解でいいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 予定地については委員おっしゃるとおりでございます。ただ、取得しているかしていないかということになりますと、これからということになります。賃貸になりますけれども、まだ相手方との折衝はしていない、一応、候補地になっていると。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、ここを最初に補助対象にした理由を聞かせてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 補助対象にした理由でございます。

こちらにつきましては、平成26年だったと思いますけれども、施設が手狭になったということで、施設の規模改修についての要望書があったということで、国・県等のほうと補助事業への採択ができるかどうかということで折衝している中で、うまく国のほうに乗れるというようなことの見込みがつかないものから、今回要望させていただいたということです。

今後、16カ所ほど直売所ございますけれども、随時拡大をしていきたいというような考え方を持っております。

以上でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、その点は了解しました。

その下、1項3目の就農促進・後継者対策費の中の補助金で、青年就農給付金、これまでも経営の開始型事業で補助に対処してきたわけですが、今回の金額からいくと、何人ぐらいが対象ということで予算計上されているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 現在、14名受給ございます。そのうち、4名をふやしていきたいというふうに考えてございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 14名が現在補助対象になっていて、新規で4名という理解でよろしいんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員 わかりました。

これは例えば経営開始型の補助と、もう一つ準備のほうの補助とあるわけですが、準備というほうではなかなか対象になる人がいないので、

補助予算をつけられないというのが現状なんですよか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 委員おっしゃるとおり、準備というところかなりハードルちょっと高いところがございます。県の予定していたカリキュラムをやるとかありますので、そういった点の中では、親元就農というような経営開始型というのが手取り早いというのがございますので、こちらのほうで拾っていききたいというような考えでございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

では、89ページのほうで聞きたいのは、4目になります。農業経営基盤強化推進対策事業費、一番下になります6,300万、経営体の育成支援事業ですけれども、これ自体は新規扱いではないんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 こちらにつきましては、例年、当初予算の中で計上していなかった中で補正でいつも対応していたという中で、というのは、県のほうの内示がなかなか出ないというような、タイミングがつかめなかったということで、今まで補正扱いをさせていただいた中で、それですと、手を挙げて採択まで期間が短いということの中で、今回、例年ベースの中の事業費を計上させていただいた中で対応していききたいというふうな考え方でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは担い手の育成とか確保とか、そういうものが基本的には政策の目標とされていて、こういう補助がついているとは思いますが、今回の場合にこの6,300万円という補助になりま

すけれども、事業費に対しては3分の1だったと思うんですが、実際にこれ機械であったり、施設であったりだと思うんですけれども、その中身として詳しい内容をお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 中身ということでございますけれども、ハウス施設も可能でございます。トラクター、あと大きいものと、田植え機、コンバインといった機械がございます。

今回計上させていただいた予定は35経営体。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 主には施設、それから機械、今トラクターとかありましたけれども、施設と機械では割合としてはどちらが7・3とか、6・4とかあると思うんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 導入のシェアということかと思えますけれども、大体が機械です。9割が機械、1割が施設。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 その点、了解をいたしました。

それから、その下の畜産振興対策費で、質疑でも出ましたけれども、新規事業ということで優良のメス牛の導入ということで、それぞれ肉牛と、それからホルスタインの頭数としては72の50という、そんなお聞きをいたしました。これはこれまで行っているその上の事業がそれぞれありますけれども、今回、これTPP関係での対策の一つに入っているのかなという気がするんですが、その上の2つの補助事業については、これまでも行っているわけですが、余りよく私わからないので、詳しい内容を2つ教えていただけますか。この乳用牛の件と和牛の優良の件と。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 お尋ねの事業でございますけれども、乳用牛の牛群改良促進事業と和牛優良精液利用促進事業というようなことでよろしいですか。

こちら例年行っているものでございます。牛群改良促進というのは、3つの牛群改良検定組合というのがございます。こちらのほうでやっている事業に1頭当たり1万円の助成をさせていただいているものでございます。これ何かと言うと、乳の乳質を高めることをしています。毎日、搾った牛の乳脂肪分を図りまして、低ければそれを高くするようなえさのやり方であるとかというのを指導していただいているというような組合でございます。そちらに対して助成をさせていただいているというものでございます。

それと、和牛の優良ということで、和牛につきましても、血統というんですかね、それが価格の大部分を占めてございますので、そのいい牛の種を使った場合に、それに対する助成をしているというような事業でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

では、今回の90ページ、新規事業になりますけれども、この畜産競争力強化対策緊急整備事業、T P P関係で出たということなんですけれども、4団体に対して補助をすると、これは、要は申請があってクラスター協議をやって、それで決まっているんだと思うんですけれども、実際にこのクラスター協議とはどういった協議会になるんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 どういったものかというのと、

今回出ていますのが乳牛関係が主になるわけです。その単体でなくて、その地域全体で盛り上げて活性化しようというのが国の考え方でございます。そこに今どういったものがついているかというのと、今、結構話題になっているのはW C Sということで、飼料用の稲、それは耕種農家という方が参加する形で、それと乳牛で和牛の種というんですか、つけて子取りするというような方法もございます。そうすると、そこで和牛農家も参加する。そこで出た生産物の中で堆肥というのがあります。堆肥をまた還元するというので、地域が……する。そういったものがクラスター事業という形。

〔「それが協議会になっているということですね」と言う人あり〕

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際にはこれすごい金額になっていきますので、4団体ですけれども、それぞれの4団体特徴があると思うんですが、それらの特徴と、こういった補助内容で補助されるのかお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 主なものでございますけれども、堆肥舎であるとか、あとは牛舎関係ですね。それが大体のところのクラスター、それを入れてまいります。中にはローダーであるとかフォークリフトの機械関係、それと、変わったところでキャトルステーションということで、子牛を預かって、そこで肥育してお返しをするというようなもの、ですから自分のところの牛だけでなく、地域の子牛を預かって育ててお返しをするというような施設をつくりたいというような協議会もございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これ実際に協議会名を教えてください  
てよろしいですか。協議会名というか、団体名。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 4つでございます。  
こちら、百村の里畜産クラスター協議会、それ  
と那須塩原市地域瑞穂農場畜産クラスター協議会、  
それと鍋掛クラスター協議会、高林クラスター協  
議会という4つの協議会の名称でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。  
すみません、先ほど1点、ちょっと抜かしてし  
まったのが、また申しわけないです。89ページの  
経営体の育成支援事業の件なんですが、これは実  
際に補助を受ける際に、以前、一般質問でもやり  
ましたけれども、栃木県にある農地中間管理機構、  
そちらとの関係があって、それで対象になるとい  
う理解でいいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 人・農地プランのエリアかな  
と思うんですけども、採択に現在やっている取  
り組みの件数というか、通信簿でございます。こ  
ちらで一斉に上がったときに評価していく中で、  
中間管理機構から土地を借りていますかという  
と、その点数が高くなるという形です。

それだけではないんです。いろいろあります。  
6次化やっているとか、女性の方がおやりになっ  
ていますとか、それと雇用を常時やっていますか  
というようなことで、そこの申し込んだ方の点数  
が高くなれば、より採択率が高くなるという形に  
なっております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 わかりました。  
点数をつけて選んでいくわけですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員 了解です。  
以上です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
山本委員。

○山本委員 88ページの先ほど吉成委員が質問した  
場所なんですけど、就農促進事業の青年就農給付金  
の経営開始型事業というところなんですけど、基本  
的なところで申しわけないんですけど、これがいつ  
から始まって、どんな目的なのかということをお  
教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 開始年度でございますけれど  
も、平成24年度からということになります。

青年給付金につきましては、委員ご承知のよう  
に、なかなか農業後継者が育たないという中で、  
金ではないですけども、ある程度、就農して現  
金というか、資金がないので、それについて5年  
なり、補助金をあげることで、その後継者として育  
ってくださいという意味合いのものであります、  
端的に言うと。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 多分、議会でも150万円5年というこ  
とだったと思うんですけど、青年とはどういう範囲  
の年齢を言うんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 45歳までとなっております。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 私は農業をやっていないので、少しわ  
かりにくいんですけど、家族が農業をやっていて、  
例えばお父さんとか、代々やっている家の跡継ぎ  
というような方が経営を開始しているのは、代々  
やっているところの人たちが、これをいただくの

には何かどういうふうにするんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 親元就農という形になるかと思うんですけれども、もともとそこで水稲、お米をやっているという方がいますけれども、親の持っているところは、その開始する方が土地を借りて独立するというような考え方です。独立と言っても家を離れるというのではなくて、経営を独立する。ですから、中には、私、園芸やりますと、野菜つくりますと、親の土地を借りて野菜つくります、ここのやつについての経理は、そのお子さんでちゃんと管理していますよというような区分があります。どんぶり勘定ではだめですよと、あくまでも経営開始型なので。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、跡継ぎみたいな方が形として親はお米をつくっているけれども、自分はトマトをつくるよとか、花をつくるというような形がきちっと経営が分離していれば、これをいただくことができるという理解でよろしいんですか。

〔「はい、そのとおりです」と言う人あり〕

○山本委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 90ページの4001事業の八郎ヶ原ですが、370万ほど金額がふえています。新規で言うと230万だと思えますけれども、増額の理由は何でしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 こちら、新規事業としまして工事請負費と機械器具備品購入があるかと思えます。こちら以外にふえているというところござ

いますと、需用費関係でございまして、有害駆除関係の費用を増額させていただいています。というのは、あそこは牛の放牧場の、視察いただいたように、鹿がはびこってしまっていて、牛が食べる前に鹿が食べてしまうということがあるものですから、こちらのほうの鹿駆除、有害とは書いてありますけれども、鹿駆除のための費用を計上させていただいたものです。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

ここは受け入れ頭数は説明受けていると思うんですけれども、ここ数年間の推移というのはどのような状態、頭数的にはどうですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 昨年度につきましては、51頭ということでちょっと低目でした。というのは、あそこ放射能の関係がございまして、給与前検査、草の検査をしまして、それが値が出ますとなかなか放牧できないというのがありまして、26年度まではかなり期間限定されていて、27年については、やはり給与前検査で値がちょっと出たということで、放牧の日数が限られたというのがございます。

28年度につきましては、先ほど歳入のほうを増額させていただいた中で、100頭を予定させていただいています。こちらにつきましては、今のところ申し込みが101頭という形なので、ある程度これから検査等の中で落ちてくるかと思うんですけれども、その補充はしていったって、100頭を入れていきたいというような考え方を持っております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 わかりました。

あと、ちょっと確認みたいな話なんですけど、そこは市内以外にも、市外からも受け入れていると

思うんですけども、だとすれば、その比率は幾ら、市外は何割ぐらいいますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 市外からの受け入れはないか  
と思います。あくまでも市内の酪農家の方からお  
預かりしている。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 90ページの先ほど吉成委員が質  
問した中で、畜産競争力強化対策緊急という、こ  
れ以前に説明されたけれども、協議会を設置して  
申請すればということですが、何か基準は  
あるのか。先ほど団体名聞いていたら、百村クラ  
スター、瑞穂、鍋掛、高林とあるんですが、百村  
とか鍋掛、高林は協議会、1つの農家だけではなく、ある程度、何軒か集まって協議会という形で  
立ち上げているのかなと思うんですが、瑞穂の場  
合は単体かなと思うんですが、そういった中でも  
やはり審査基準というか、そういうのには該当し  
たので、許可したというか、そういう形になった  
のか、お聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 瑞穂でございますけれども、  
一応地区としましては野間地区というような整理  
をさせていただきます。そういった中で県と協議し  
ているんですけども、地域の件としては今のと  
ころは不採択になるということは聞いてございま  
せん。

地域のまとまりとしてはいいでしょうと。です  
から、ほかの事業と違いまして、そこの核となる  
ところで周りを巻き込めばというのが、このクラ  
スター事業のことでございますので、大きいとか、

小さいということではなくて、取り組む面積が合  
致しているかということでございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 わかりました。基準に合致して  
いるということで、よろしいんでしょうね。

その上の堆肥センターの件で、水分調整おがく  
ずということですが、これは大体、毎年の  
買い取り金額といいますか、そういうのは同額ぐ  
らいになっているのか、ここのいろいろな燃料費  
等の高騰なんかでも、やはり上がっているのかど  
うなのかお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 こちら、例年同じ金額を計上  
させていただいております。おがくずについても  
委員おっしゃるとおり値上がりという中で、かな  
り業者さんと値引き折衝させていただいて、今、  
立米2,000円前後ということで、正確には2,160円  
という金額でございますけれども、これで約  
4,200m<sup>3</sup>買ってきているということでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 答弁漏れ大丈夫ですか、今の。

〔「大丈夫だね」と言う人あり〕

○櫻田委員長 君島一郎委員。

○君島委員 同じく90ページ、今、鈴木委員のほう  
からもあったんですけども、畜産競争力強化対  
策緊急整備事業というのは、補助金が流れるのは  
先ほど出た4団体なのか、今まで畜産の大きい事  
業という、公社絡みでやっているの、そうい  
う絡みのものなのか、その辺だけちょっと教えて  
いただきたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 89ページに畜産担い手育成総  
合整備事業というのがあるかと思います。たしか

私、決算の中、28どうなんだという中でご質問いただいた中で、27に計画で28年度に事業実施というようなご答弁をさせていただいたと思うんですけども、実はこの事業もでございます。現在、これ県とやっておるんですけども、こちらのほうの整備のほうで総額で県の想定している金額でかなり10億……7億か、ちょっとオーバーしているという中で、県の場合、事業費で7億を超える場合に事前評価ですかね。その事業対象になって、ある程度1年間かけてパブコメというんですかね。計画のパブコメをしないと事業採択しないよというようなことです。

まず、委員おっしゃった草地造成等の公社絡みなんかはこちらの事業という形でございます。

今、畜産競争力につきましては、あくまでも協議会が事業主体ということでございます。

よろしいでしょうか。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 たびたびすみません。

90ページの、今まさに話している畜産競争力強化対策事業なんですけれども、金額も大きいんですけども、国の補助が5割ということは、残りの5割は事業主が負担だと思っておりますが、収支の段階でかなりの金額だと思っておりますけれども、それはきちんと事業計画を立てていると思っておりますけれども、資金はどのような状態なんです。資金計画はどのように考えていますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 その補助残はどうするんだという形になるかと思っておりますけれども、一般的には融資を受け入れるわけですね。

〔「係長のほうからでいいんでない」と言

う人あり〕

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 先ほど言ったように融資ということでやっています、ちょっと私のほうも今、詳細な融資のほうまでは今はっていない段階なんですけれども、計画の中でどのようにするか。その中で、やはり事業計画ということで、収支関係とか、そういったのもきちんと見きわめて、当然、借り入れれば返すことになるので、そちらも見きわめながら収益を上げられるのか、それも見きわめて事業のほうを採択するかどうか、国のほうで決定するようになっています。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 一般的な話でございますけれども、補助残は自己資金投入の中で資金を借りるというのが大体多うございます。というのは、その利子につきましては市のほうで利子補給という制度がございますので、そういったものを一般的には活用してもらっています。ですから、今後のヒアリングの中でも、当然そういった資金計画になってくるのかなという見込みはしております。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 TPP絡みですから、体力強化ということで、国がやる政策の一つで、5割補助するというのは、体力強化してくれということだと思っておりますけれども、やっぱり農家だって利益が出ない中でお金を借りたらば、経営が返済できない、余ってればいいんですが、余っていないわけでしょうから、売り上げが収益が上がらない中で機械を借りると、そこが心配なんです。ね。

だから、そのところが、その判断は市がするんですか。国に出して、国側でこの判断を最終的

な、これは5割出してもいけるだろうとか、市がこれを国のほうに出してもいけるだろうというあたりの判断は、誰がどのような形で判断をされているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 その判断でございますけれども、まずは県とヒアリングさせていただきます。県の段階で詰めが甘いのではないかとすれば戻されて、煮詰めるという形になります。

最終的には国の採択になります。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 あとは……資金側の融資ということですけども、そこはどういうところから融資を受けることになるか、言える範囲で結構ですけども。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 一般的にはスーパーL資金というような金融公庫関係の資金がございます。ほかでは農業近代化資金というものもありますけれども、あの、企業という場合にはスーパーL資金を借りている方は多いそうなんです。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 90ページの一番下の27年度予算の組み替えをしてという、この牛乳の活性化の話なんですけど、今年度、多分、初めて乳牛で乾杯とか、あるいは拓陽高校とヨーグルトをつくったというようなことをやったと思うんですが、来年度は、今年度やったことをそのまま踏襲しているんですか。この予算の中では、その説明をお願いしたいんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 委員おっしゃるとおり、踏襲

をさせていただいております。予算を牛乳による地域活性化推進事業に特化した形の中で盛り込ませていただいたということでございます。

ですから、やっているところは拓陽であるとか、小山高専であるとか、そのような継続的に関係を持っているというふうに思います。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 地域おこし協力隊と一緒に多分、拓陽でヨーグルトをつくって、10周年のときにいただいたりしたんですが、この一番下に乳酸菌保冷用冷蔵庫というのが小さい金額なんですが出ているというのは、そういうものを何か学校で保存をするものなのか、あるいはどこかで売なのか、その辺の説明をお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 その上に委託料として乳酸菌の分離培養というのがあるかと思います。これは小山高専というところに頼んでございます。そこで培養いただいたものの菌を保管するために拓陽高校に冷蔵庫が必要だということで、それを今回購入したいということでございます。これ新規、新規となっているんですけども、従来、27年度も買っています。という中で、事業を組み替えたことによって、財政のほうで新規でというような頭についたということでご理解いただければ。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 多分どこかで説明を受けて、ここでつくるヨーグルトを売ることはできないということ聞いたような気がするんです。拓陽でつくったものを市販することはできないというふうに聞いたんですが、これ牛乳での活性化をするんだったら、やっぱり将来的に何か名前をつけて売れたらいいのではないかと私も考えるんですが、将来的にそういうことができるという見込みはあるんで

すか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 ヨーグルト関係でございます。拓陽さんのほうにお願いしているんですけども、実は技術の支援ということで、ハウライさんにご協力いただいています。役所のほうの詰めも甘いんですけども、ハウライさん、たかだか90年ですけれども、まだまだ技術発達途上であるという中で、なかなか学生さんで取り組むのに商品化するのには難しいところありますけれども、そこはハウライさんのほうでかなりバックアップして、それを商品化には近づけていきたいというようなアドバイスをいただいております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、最後に僕、1点聞きたいんです。

ここで委員長と副委員長を交換してよろしいですか。

88ページの就農促進事業の1001事業なんですけど、こういった例えばパートナー探しとか、どうのこうのという予算計上をする以前に、本市の農家の現状、減っているのか、減っているからこういう予算を組むのかどうかわかりませんが、その辺のことをまずお聞きします。

○齊藤副委員長 課長。

○印南農務畜産課長 減っているのは明白であるんですけども、何戸となると、ちょっと今は。

現状でございますけれども、若い方の後継者は確かにございます。そのパートナーがいないということで、その場づくりという中で、役所のほうで手助けをさせていただきたいということで予算を組み替えてございます。

先ほどの就農でございますけれども、平成22年に農家戸数が3,111戸あったものが、平成27年に

は2,820戸ということで減少傾向、それで専業農家が559戸あったものが、逆に27年度は645にふえたということで、国の補助絡みの中で認定農業者というような制度があるかと思っておりますけれども、その中でかなり申し込みもふえてきたことによるのかなというような見方もしております。全体としては減っているんです。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 本当にこれ重要な問題だと思うんですよ。やっぱりこれは農業に限らずだと思うんですが、農業のほうでこういうことをやる実績、例えばその実績の推移でこういうことをやっているから、しかしやっても減っているということを見ると、この予算が果たしてどうなのかという部分は必ず問われると思うんですね。もっと金を入れれば少なくなるとかというのではないと思うんですが、そのやり方の検証はしているのか。ただこれ毎年予算計上してやっているよというのでは、なかなか納得できないと思うんですが、その辺どういうふうに思いますか。

○齊藤副委員長 課長。

○印南農務畜産課長 費用対効果というお話かと思うんですけども、当然、そのイベントをした中で、うまくカップリングがいくようにということで、各担当のほうで苦慮しているところでございます。

ことしやった傾向の中でちょっとお話しさせていただくと、草食男子に肉食女子といいまして、男子のほうがとてもおとなしい。女性のほうからアプローチするんですけども、男性のほうはなかなか一歩踏み込めないということで、まずは農コンの場合、男性教育をしていかななくてはまずいかなと。

各酪農協、農協さんのほうと話をしていきますと、早く結婚してパートナーを見つける方いらっ

しゃいます。そういった方もいれば、奥手というんですか、なかなか結婚相手が見つからない。私どものほうは後者のほうを何とか支援していきたいということでやっております。答弁になるかわかりませんが、以上でございます。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 原因わかっているんですから、こういう予算組むときも、しっかりその辺は検証しながら組んでもらわないと、ただ毎年出してきて、農家の数は減っているというのでは、盛りあがらないと思うので、この辺はちょっと真剣に取り組んでもらいたいと思うんです。

だから、こういう事業をやるコンセプトというのは多分あると思うんですけれども、それはあれですけれども、そこしっかりよろしくお願ひしたいと思います。

こういう事業をやるのに、市としては例えばそういう業者に丸投げするのか、そういうところの精査はきっちりしているのでしょうか。

○齊藤副委員長 課長。

○印南農務畜産課長 業者に丸投げということではございません。あくまでもカップリングまで行くようにということで、業者に委託しているのは集客力というんですかね。今回、27年についてはレディオベリーさんにお願ひしたというのは、やはり発信力があるということでお願ひしております。ですから、今回来た中では県内のみでなくて、他県、埼玉のほうからもおいでになった方もいるということで、網ではないですけれども、広く網して集めた中で、うまくカップリングにつなげたいというのが意向です。

そんな中でうまくカップリングできるように、ここからはやっぱりアナウンサーつけまして、各個人でのアプローチでなくて、仕向けるようなこともやっておりますので、そういった努力はさ

せていただいております。

○齊藤副委員長 では、交代いたします。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 89ページの農業経営基盤強化促進対策事業の中の補助金の、要は、農地の貸し手に対する支援ということで補助金がついている、この機構集積協力交付金事業なんですけど、これについては幾つかのパターンがあると思うんですけども、ほぼ個人ということになるのでしょうか、対象、相手としては。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 個人でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 昨年度と比較すれば500万程度予算額がふえているわけですが、それだけ貸し手がふえてきて、しっかりと借り手もそれに対応しているということでよろしいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 貸し手がふえているのは現状かと思ひます。やはり米価下落の中、離農されるというのが原因かなというふうには見込んでおるんですけれども、それで後継者もございまして、そういった中で離農しているということでございます。

そういった中で貸し手に対して借り手でございますけれども、なかなか条件が悪いところについてはご遠慮されているというケースもございまして、100%マッチングしているかということ、そうでもない現状がございまして。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、この補助金自体はとにかく貸し手側の補助金ですから、出されるものについては受けるというような形をとっているという

ことですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 そのとおりでございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 この事業自体は、やはり耕作放棄地対策事業ということの位置づけにもなっているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○礮農業振興係長 まず、こちらのほうにつきましては、既に今、耕作放棄地にはなっていない、使える農地について、出し手の人は出して、それで地域の担い手の方はそれをやっていくという取り組みになります。

その方向で耕作放棄地のほうにおかれましては、すぐには営農が、借り手の人ができないということがありますので、別の補助金のほうを活用して、それが再建して優良な農地になった場合には、またこちらのほうで該当するのかなというところもあると思います。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、確認ですけれども、先ほど課長から答弁いただいた中で、全てが借り手が見つかっているわけではないということになると、貸し手のほうは、現在も耕作はしているということになるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○礮農業振興係長 なるべく県の農業中間管理機構、市の公社と連携して、なるべくマッチングが成立するように取り計らってはいるんですが、どうしてもやはり使い勝手が悪いというようなところは現状としてあるかと思います。そういったところは当然貸せないで、自己で営農を継続したり、

もしくは貸し付けですかね、そういったところで対応しているとは考えております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これ貸し手に対する支援ですから、支援を受けていて、なおかつ自分で耕作しているということってあり得るんですかね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○礮農業振興係長 こちらの経営転換協力金ということで、基本的に農業をリタイヤして、残る土地は10アール未満の自家消費の農地以外は全て貸し出すということが条件なので、こちらの補助金に該当になる人は、ほぼ全員離農されているというふうに理解しております。

〔「離農しているわけ」と言う人あり〕

○礮農業振興係長 離農しています。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 離農していると、100%借り手がいないとおかしくなるんじゃないかなという気がしたので、先ほど課長の答弁だと、当然、なかなか耕作するのが大変だなと、だから借り手がなかなか見つからないということになると、今のお話とちょっとかみ合わない答弁になるような気がするんですが。

○櫻田委員長 すみません、ちょっと暫時休憩、お願いします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

答弁を求めます。

課長。

○印南農務畜産課長 ちょっと私の答弁が不適切だったかと思うんですけども、先ほど、100%の話の部分は、中間管理機構にまず貸すよという場合には100%なんです。課題として私の言ったのは、ここの部分です。貸す前のときにそういった問題もありますよというお話をした。それがここに来たということではありません。ですから、自分の所有しているものを100%貸すか、中間管理機構で引き受けて、それに対してお金というか補助金がおけるといことでございます。

○吉成委員 それなら了解です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
副委員長。

○齊藤副委員長 すみません、1つだけ教えてください。

今のページの上の1項3目の農業経営者育成事業、これ例年予算計上されているんですが、内容を教えてください。海外視察研修派遣事業です。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 こちらの事業でございます。これは会社のほうに委託している事業でございます。短期、長期ということがございます。農業後継者が海外で視察してくるというものでございまして、短期については3名、長期については1名です。短期については、オランダ、イタリア、フランスに10日間行ってきたものというのが短期です。これが3名でございます。長期が、約19カ月ほど行くものでございまして、26年度につきましては、派遣先はアメリカということでございます。こちらについては、26年度、3名の方が参加しております。長期についても1名の方が参加させていただいたということでございます。

○齊藤副委員長 3名、1名でいいんですか。

○印南農務畜産課長 はい。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 じゃ、その派遣してきた実績のその報告等々というのは、例えばいただいたりしているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○印南農務畜産課長 県経由でございますけれども、報告書という形の中で、私どものほうに報告書は届いております。

○齊藤副委員長 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時11分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎その他

○櫻田委員長 その他に入りますが、執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。  
鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 （本市の酪農家の経営状況について）

○君島委員 （機構集積協力金交付事業と離農について）

○櫻田委員長 それでは、ほかにないようですので、農務畜産課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたしますが、ここで10分間の休憩をとりますので、よろしくお祈いします。25分から会議を始めます。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時23分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎農林整備課の審査

○櫻田委員長 それでは、農林整備課の審査に入ります。

今回、農林整備課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会第3分科会に切りかえて審査をいたします。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○久利生農林整備課長 （議案第10号について説明。）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、意見等をお受けいたします。何かございませんか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 97ページの林道整備事業なんですけれども、基本的なところでお尋ねいたしますけれども、まず、これは市道なのかどうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農林整備課長 林道ということでございますので、道路法の認定は受けておりません。純粋に民有林の中を通る林道という扱いになります。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 そうすると、まず、現在はどういう道路、砂利道とか、どういう状態の道路なのかをお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農林整備課長 こちらで説明させていただきました林道花取線につきましては、こちらは新規開設ということでございますので、現在は林道はございません。あわせて説明いたしました林道木の俣巻川線の改良工事ということになります、こちらは既設の林道ということになります。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 そうしますと、この5,200万という金額ですけれども、この林道は、そうすると、目的ですかね、この予算、林道を開設するメインの目的は何でしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農林整備課長 こちらにつきましては、先ほどご説明させていただきましたが、地域再生計画ということで、その計画に基づいて実施するものでございます。手法としては、道整備交付金事業を使うわけでございますが、これによりまして林道整備を図りまして、地域の林業の施業の効率化、それと、林道と地域再生計画そのものが、市道の整備も含んだセット事業でございまして、それらとの道路のネットワーク強化を図るということで、先の目標としては、これらによって林業の活性化、それから定住の促進ということを目的としております。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 市道にするという、将来的には市道になる可能性があるのかをお伺いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農林整備課長 市道とのネットワークということでございますが、こちらはあくまでも、既

存の市道までに対して、既存の林道、それから新しく開設します林道をそのまま接続するというところで、林道については、底地はあくまでも民地のままというのが原則でございます。したがって、将来について市道になるということはございません。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 ちょっと知識不足のところがあるんですけども、そうすると、個人の土地に税金を使って道路をつくるというふうに今思ったんですけども、普通は市道みたいなものはあり得ないと思うんですけども、個人のところに道路をつくるという考え方で、それは公衆用道路という考え方でよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農林整備課長 林道につきましては、先ほど言いましたように、林業に特化した道路でございます。また、農道ということになれば、農業の活性化、効率化に対して利用できる道路でございます。それらに対しまして、市道ということになりますと、こちらは、道路法という法律に基づいた中で、何人でも通れるというところでございます。一方で、林道そのものは、地域の林業に携わる数多くの人たちや団体、そういったものに対して便益を与えるものでございまして、あくまでも林業振興という大きな目的の中で実施するために交付金を投入するというものでございます。

以上でございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 公衆用道路と考えていいのかということについてお答えいただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

○久利生農林整備課長 こちらのほうにつきましては、公衆用道路という扱いは少し離れたものに

なろうかと思えます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 最後に、延長と幅員と、それから舗装なのかどうかという道路の構造について説明をお願いいたします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○久利生農林整備課長 こちらは、開設でよろしいですか。

○鈴木(伸)委員 はい。

○久利生農林整備課長 林道花取線でございますが、現在、まだ計画、これから詳細は測量をかけるわけでございますが、現在の予定としましては、約3.9kmの延長を想定してございます。その中で、林道でございますので、舗装は実施いたしません。砂利の道路ということになります。そして、28年度の予定としては、その中で300mほどかかれればというふうな予定でございます。幅員につきましては、4mでございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。  
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。  
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎その他

○櫻田委員長 その他に入ります。  
執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。  
〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、農林整備課の審査を終了いたします。  
お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時04分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。



### ◎商工観光課の審査

○櫻田委員長 それでは、商工観光課の審査に入りますが、入る前に、私どもの所管事務調査に木下審議監初め藤田一彦課長に参加をしていただき、まことにありがとうございました。

最終日にはすばらしい報告書ができると思うので、どうぞご期待をしていただければと思います。

本当に有意義な視察ができました。この場をかりて、改めて御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、今回、商工観光課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会第3分科会に切りかえて審査をいたします。



### ◎議案第10号の説明、質疑、討

#### 論、採決

○櫻田委員長 議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

○藤田商工観光課長 (議案第10号について説明。)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

君島一郎委員。

○君島委員 すみません、103ページの観光施設管理運営事業の中で、新規で入っています吊橋点検

業務というものにつきましては、市内の全てのつり橋の点検をするのか、あるいは市管理の部分で全てなのか、その辺もちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○藤田商工観光課長 全てではございません。ピックアップで予定しております。現在考えておりますのは、大吊橋、それから回顧、それと山ゆり、そういったところ、主なところの市管理のものを予定してございます。

○櫻田委員長 そのほかございますか。  
山本委員。

○山本委員 98ページの商工振興推進費の商品券のことなんですけれども、昨年度の配布のことなんですけど、配布は何カ所かで一齐に並ぶという形をとったんですけれども、高齢者とか、あるいは障害をお持ちの方から、非常に並ぶことができなかったということ、ことしは何とかしてほしいという意見が来ているんですが、そのことについては、来年度はどんな形にするのかお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○藤田商工観光課長 私どものほうにも、やはり昨年そういった声が入っております。ただ、市が直営で実施するわけではございません。これから両商工会を中心に運営協議会なるものをつくるわけですが、その中で私のほうからそのお話は差し上げた中で、対応策を何か検討できないかという振り方をしたいなというふうに考えております。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 実際これを配布するのは市ではないということはわかるんですけれども、ことしは10%プレミアムということなので、今年度ほどにはな

らないかもしれないんですが、やはりこの時期に10%プレミアムつくということとはとても大きなことなので、ほかの市町村でどんなふうに行っているかというのはたくさん実績が出ておりますし、そういうものを見ていただいて、市からたくさんそういうことを言っていたらと思うんですが、その辺の権限というのは、市じゃなくて、やっぱり商工会のほうを中心になるというふうなんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 その制度的な権限は、やはり補助金で支出しますんで、主体になると思っております。ただ、市からいろんな事例等を会議の席上で提案して行って、こんなふうに行ったらどうだろう、こんなふうに行ったらどうだということ、私どもも一緒にその委員会の中に入りますんで、話はできるというふうを考えております。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 もう一つなんです、これを発行する時期については、来年度はどんなふうになるんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 まだ確定はしておりませんが、スケジュール的にいきますと、昨年とそんなに変わらないのかなというふうに思います。

○山本委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 100ページの企業誘致事業ということで、どういった形で企業誘致を進めていくのか、今年度計画している分を聞かせてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 予算の内訳というよりも考え方ということだと思うんですが、企業誘致につきましては、再々議会等でもご質問いただいておりますが、基本的に今まで進めてきたものは継続してやりますよ、引き合いがあったものにはできるだけ対応しますよ。それから、委託で上げさせていただいておりますが、手っ取り早い話でいきますと、サテライトオフィスの、今までなかったものに対してアプローチを積極的にかけていくというふうな予定をしております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 今アプローチと言いましたけれども、どういったアプローチを仕掛けていくのか、仕掛け方。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 27年度では、委託料をいただきましてお願いをして、そこから情報をいただいて、それからむやみやたらにというんじゃなくて、委託先において可能性のありそうな目ぼしいところに回っていただいたわけですが、来年度におきましては、そういう中からピックアップして、私どもの職員が直接出向いていくということで、若干旅費等も計上させていただいているという中身になっております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 職員が出向くと言いましたけれども、何社ぐらい回ってくる予定なんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 何社になるかというのは、まだこの中ではわかりませんが、当然、相手のいる話ですんで。ただ、ちょっとでもいい話がありそうな感触がつかめたところには、積極的に出向いていきたいというふう考えております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 現状ではまだ訪問先は決まってい  
ない、これから決めていくんだということによ  
ろしいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○藤田商工観光課長 来年度の中身についてはこれ  
からという話になります。実際に、先日、つい最  
近なんですけど、もう行ってまいりましたという実  
績もございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 今年度誘致可能な企業があるの  
か。言えなければ、わからなければわからないで  
結構だけれども。言える範囲内で。

〔「来年度でしょう」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員 来年度。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○藤田商工観光課長 現段階ではわかりません。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 わかりました。  
102ページの観光局運営についてお聞かせ願  
いたいんですが、今じゃなくて来年度ね。仕掛けと  
いうものはどのぐらいのことを考えているのか、  
詳細をお聞かせください。

〔「誘客のということですね」と言う人あ  
り〕

○鈴木（紀）委員 観光局として。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○藤田商工観光課長 こちらの主体は観光局のもの  
で、きょうは局長がいらっしゃるんですが、私ど  
ものほうの予算を要求した中でいただいている資  
料で見ますと、大きな項目でいけば、やはり J R  
東日本とのタイアップ、それから私鉄を利用した

告知、新聞、雑誌等、さらには民間放送局を利用  
した情報発信、首都圏向けの誘客促進、これは東  
京事務所であったり、首都圏の私鉄の車内、誘客  
P R、ガイドマップ作成というような中身になり  
ますが、こういったものを予定しています。さら  
には、今、観光戦略会議を局で定期的開催して  
いますが、季節の宿泊プランをさらに強化して  
いくというような誘客対策、また、昨年大々的に行  
いましたけれども、夏のファミリーキャンペーン、  
さらに女子旅キャンペーンなんていうものに力を  
入れていきたいというふうに考えて、作成をした  
予算でございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 これシティプロモーションとの  
関係なんかは、当然協力しながらやっていくと思  
うんですが、そこら辺のところをどういったと  
ころの形、変な聞き方になるかもしれないんです  
が、協力体制というのはしっかりできていると思  
うんですが、具体的などころでわかれば、こうい  
うところで協力して進めていくというものがあ  
れば。

○櫻田委員長 答弁を求めます。  
課長。

○藤田商工観光課長 当然観光プロモーションとシ  
ティプロモーション、敵対関係にはあるわけでは  
ございません、協力してやっていく話ですが。た  
だ、目的として似て非なるものといえますか、ち  
よっと違うだけでもアプローチの仕方というのは  
全然違ってしまいうんで、似たようなことをやる  
けれども、事業自体は全く別。もしくは、それが  
合致するところでは、一緒にやっていきます。例  
えば昨年、東京に行ってシティプロモーションと  
いうことで何かやりましたけれども、ああいった  
ものについては、合わせてできますし、ただ、そ  
れぞれターゲットをどこに持っていかという事  
業によって変わってきますというふうに思っており

ます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 予算ですから、当然連携しながらやっていただきたいという、できるだけ無駄にならないような形で進めていただきたいと。

もう一つあるのは、これはお願いになるかもしれませんが、広告はお金がかかる、記事はお金がかからないということがあるもので、そこら辺もしっかりと戦略を練っていただきたいと思います。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 今、鈴木紀委員から質問があった観光局の件なんですけど、去年は10周年記念が入っていたんで1億2,000万円からの予算額だったわけですね。今回は7,200万円ということで、まず1点は、今後もこの運営費としては、観光局については、このぐらいの予算額で推移するという理解でよろしいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 担当課としては、正直、足りないとは思っています。ただ、お金ありきじゃなくて何をやるか、その状況に合わせて何が必要かということで、こういったものは変わってくると……。今回の当初予算につきましては、ご案内のように当然予算査定というのがありますので、結果的にこれに合わせた事業計画をつくり直したというのが正直なところでございます。

ただ、状況の変化に応じて、これはお金が、このタイミングでかけないと効果が出ないよというものもあるかなということは、少し頭の中にはございます。まだ当初予算の時期ですので、それだけの話でございしますが、これで固定だというふうには思っておりません。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 それでは、7,200万円の積算の根拠を、大ざっぱで結構ですので、ご説明いただければと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 じゃ、先ほど申し上げました区分に従いましての額でお話をさせていただきますと思います。

JR東日本関係、今予定していますのは700万円、それから、東武鉄道関係ですね、こちらが110万円、新聞・雑誌関係、こちらのほうは全国紙、地方紙、専門誌合わせまして1,767万円、放送局関係の情報発信が1,469万円、首都圏向け誘客促進強化が664万円、季節の宿泊プラン誘客促進が292万円、夏のファミリー、それから女子旅キャンペーンで1,800万円、インバウンド関係がそこに入ってくるわけですが、インバウンド関係で318万円、それから事務的な経費で80万円ほど見込んで7,200万円の予算を計上しております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 細かく説明いただいてありがとうございます。

本来であれば、商工観光課としてはもっと予算枠は要求をしたかったというか、した中で削られたのかなという気がするんですが、この中で、強いてお聞きしますけれども、もう少し予算があったらなという事業はどれなんでしょう。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 中身を熟知している審議監のほうから答弁をさせていただきます。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

審議監。

○木下政策審議監 実は去年、今期ですけれども、

10周年記念事業という名目でたくさんの事業をやりましたけれども、単年度でぶつぶつと切れる市の行事とはわけが違っていて、これを契機に那須塩原市を継続的にイメージチェンジを図りながらお客様に来てもらうキャンペーンを張っていくということが大きな目的だったんですね、10周年という言葉アイキャッチとして、例えば昨年のサマーキャンペーンなんかはまさしくその例なんです。

それを10周年の単発事業として今回削っていかざるを得なかったということが、非常に今厳しい状況ではあります。

ということなんで、JRのタイアップの事業にしても、それから放送事業にしても、今のところ去年やった中の最低限の部分だけを見ている。東武鉄道なんかにしてみれば、かなり効果があって、格安でできたにもかかわらず、今回も削らざるを得なかったとかいうところがたくさんあります。それから、いろんなメディアさんから、あるいは旅行会社さんからも、そういうタイアップの投げかけを、たくさん今いただいています。その中で、やっぱり1つでも効果的で効率的なもの、安い価格で効果のより上がるようなものというのはたくさんこれからも出てくると思うんですね。それにどれだけ手を打てるかというのが今、少し回復基調にあるこのまちの観光にとっては、非常に重要なことだと思っていますので、子どもの小遣いの話じゃないんですけども、全般的に足りないねというところが正直な気持ちでございまして、その辺の酌み取りをぜひお願いをしたいと思います。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 今後、補正予算組まれることを期待しましょう。

じゃ、次に移りますね。

これは質疑でもあったんですけども、114ペ

ージ、まちづくり事業の説明があって、質疑でも出ましたけれども、今回、法人化をえきっぷくろいそが行うということなんですけれども、それで予算づけが100万円ほどされていて、あのときも説明ありましたから、ある程度理解はするんですが。現実には法人化するととなると、もうこれは大体こういう金額がかかるということになるんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 こちらのほうは、法人を設立するための直接的な経費だけではございません。それに至るまでのワークショップ等、そういったものも含んでの金額でございます。

司法書士さんとか行政書士さんをお願いする経費が100万円ということではございません。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、実際に法人化する事務費的なものとか、登記とか、そういったものは、そういう講演会であったりワークショップであったり、それから外部の、今回は朝比奈さんじゃないという話もありましたけれども、それはあのときの説明でわかるんですが、そういったものを除くと、純粋にはどのぐらいの金額になるんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 法人化に向けての諸手続費用、例えば公証人であったり印紙であったりといったもので見込んでおりますのが、24万円ほど見込んでございます。

○吉成委員 24万円ですね。

○藤田商工観光課長 もしかすると、法人が2つになる可能性があるというので、2つ分はこの中で、その経費を見込んでいるというのが中身でござい

ます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 松田議員のほうから質疑が出された際には、我々みんな聞いたと思うんですけども、えきっぷくろいその話しかなかったんですが、えきっぷくろいその中で2法人の考え方が今生まれつつあるという理解でいいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 そういう考え方でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 それというのは、担当がそれぞれ違うと、こっちはこういう担当で、こっちはこういう担当でやるみたいな、そういうことでの2つの法人化になる可能性があるということでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○藤田商工観光課長 そのとおりでございまして、交流センター、今お話がありますけれども、さらにえきっぷくろいその中では、空き店舗活用に対しての部会も設置しております。そちらのほうもそういう形に持っていける可能性があるなというふうに私どもでは見込んで、計画をしております。

○吉成委員 了解です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

ありませんか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 じゃ、最後に私のほうから。

ここでちょっと委員長と副委員長をかえます。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 まず、去年実施したプレミアム商品券の実績は99.62%、ほぼかなり100%に近い形で消化し切ったんですが、そういう実績を踏まえた中で、なぜ今回、10周年のどうのこうのというのはありましたが、5,000万円の事務費、300万円と

というような形で検討した経緯についてお伺いをいたします。

○齊藤副委員長 課長。

○藤田商工観光課長 20%が10%になった経緯というところでよろしいですか。

○櫻田委員長 はい。

○藤田商工観光課長 誰も多分20%がいいんじゃないかというのはあるんですが、実際に商工会からの要望等も、できれば同様に20ということをお願いしたいというのは、お話としてはございました。そんな中で、うちの単独事業に今回なっまいります。単独事業でやる中で、果たして20%の支出、1回だけなら、もう1回頑張ってしまうというのはありかもしれませんが、執行部の考え方といたしましては、できればこういった商品券をある程度長期的なスパンの中で継続、維持継続が可能な制度として持っていきたいというのが一番の理由でございます。

さらに、じゃ、10%は魅力がないのか。20から比べれば魅力は落ちますけれども、今の中でこの10%が乗るといえるのは、やっぱりそれなりに魅力は感じてもらえるだろうというものも、議論の中には出てまいりました。それでは10%にして、少し持続可能な制度設計を、当然毎年検証しながらですけれども、こちらの方法で進もうという中身でこういった率、額といったところに落ちついたところでございます。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 継続したいという意味の10%で商工会と密に、そういったところの連携というか、話し合いはしたのか。また、商工会のほうの要望としては20で来ていたのに、誰が今、課長が言うように、近隣の市町では10%で残ったんですよ。そういう経緯もあるのに、なぜ10%でやるのかをしっかりと議論したのか。その辺ちょっとお聞きし

ます。

○齊藤副委員長 課長。

○藤田商工観光課長 10%が残ったというの、やり方の問題だというふうに私どもは思っています。10だから売れなかったというふうには思っていない。

昨年の場合には、当然みんな周りが20で、10のところは何だ、うちは10かという感じはしますけれども、今度は周りがない中で10。イメージ的にも随分違う。ノウハウも1年、1回やって大分蓄積をされたというふうなところもありますんで、10でいけるだろうというふうに考えております。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 予算執行書の中では、2カ年にわたって5,000万円、5,000万円とってあるわけですが、今、課長の話ですと、10%で商工会との連携でうまくいけば、かなり続けたいという思いで、確認なんですけど、10でよろしいんですね。

例えば常陸太田市の場合は議員が買って、プレミアム率が20で買ってしまっ、議員を失職されるなんていう話もありました。場合によっては、大田原に関しては、那須塩原のほうに買ってくれと、広告が西那須地区に入ったりとか、一説によると、10%でも100万円買うと10万円なんです。そこはでかいんですね。ただ、今回は商工会でやったプレミアム商品券に関しては1人5万円まで、最高で6万円までというような形で、ほとんどの人は5万円買って1万円の20%のプレミアム感に恩恵を持って、なおさらこういう経済状況ですから、非常に足が速いという意味で99.62%まで実績を至ったという経緯を考えると、そこところは、庁内で、確かに部局も大事だと思うんですが、使い勝手のほうの立場で議論したのか、最後に1点お伺いします。

○齊藤副委員長 課長。

○藤田商工観光課長 使い勝手については、昨年の制度設計の際も一番問題になったところで、私どもが一番苦心をするところ、逆にいいですと、商工会の会員の皆様には泣いてもらったというところでもあります。かなり強烈に県の色分け、地元への縛りというものもあったわけですが、やはり使い勝手、市民の方のまず使い勝手、それは消費の喚起につながるし、全体としては地域経済の底上げにつながるというところで、使い勝手はいいものになったというふうに考えています。

その際に、逆に色分けで商工会の会員限定だというふうに最初意見が多かったんですが、だったら、同じような条件の中でどうやって自分のところに引っ張ってくるんだという中で、商工会のほうでも会員の店舗向けにトップの研修会を開いたりとかという形の動きが出てきたんで、それはよかったなというふうに思っています。ことしも同じような形でそれぞれの個店の努力をこういったものをきっかけに引き出せたらいいなというふうに思っています。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 最後に1点聞くんですが、今、観光局がやっと設立されて1年がたちます。そして、今回は減額の予算で、ここまで本市の観光が勢いづいてきたのも木下審議監のおかげだと、十分にそれは認識しているんですが、この予算を組むに当たって、当初予算にもかかわらず観光局の力が半減するような、こういった予算を組んだ理由というか、それが理解できないんですが、通常ですと、ここまでメディアが認めたり、那須塩原の観光がこれだけこういうような形になったり、一般質問でも言っていますが、事業者等の意識が改革されたりしたことについての何ら反省もなく、減額予算をしたというのがどうも納得いかないんですが、そこは先ほど吉成委員のほうからも説明が

ありましたけれども、何でそういう予算を組んだのか。例えば10周年だからとかどうのこうのと、これは全然関係ないような気がするんですけども、この本市の観光をこのままの状況で続けたいと執行部は思っているのでしょうか。そこはちょっと聞きたいと思うのですが、どうでしょう。

○齊藤副委員長 課長。

○藤田商工観光課長 正直、私に聞かれてもちょっとわからないんですが、そういうふうに乗っかっております。当然ここまで来たものをさらに地盤を強固なものにしていくという時期だというふうに、担当課としては認識をしている中でございます。ただ、この金額が少ないからできないのかというふうにも思っておりません。この金額の中で、いろんな方にご負担をおかけすることになりますが、知恵を絞りながら、吉成委員にも先ほど申し上げましたが、状況に応じてどうしても必要な経費なんていうのも出てくるし、タイミングを逃したら大きな損失になるということも十分あるだろう。そういったものについては常に気を配りながら、まず執行部内の調整も当然ですが、議会の皆様のご協力をいただく場面もあるのかなというふうに、正直思っております。

○齊藤副委員長 じゃ、交代いたします。

○櫻田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 予算の話については、先ほど私どもの課長のほうからも、審議監のほうからもあったんですけども、我々としては、要求レベルでは、やはり去年と同額を要求させてもらったという話の中で、市全体を見た中で最終的な判断だということでご理解いただければと思います。

そんな中で、先ほどもお答えしたとおり、事業ありき、効果、効率のために事業をやっていくということが本分でございますので、場合によっては当初お願いする段階で恐縮で、本当に甚だ失礼

な話かもしれませんが、そういう視点から、補正等をお願いする場面があるということでお含みをいただければ大変ありがたいというふうに思っています。

何回も繰り返しになりますが、観光というのは本当に裾野の広い産業ということでございまして、ほかの産業に与える影響もでかいということで、まずはパイロット的にここを興すことが私どものまちの産業を元気づけるための一つの特効剤と承知しておりますので、そういう観点からもしっかりと今後やっていくということでご認識いただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○櫻田委員長 それでは、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時09分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎その他

○櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、商工観光課の審査を終了いたします。

これで産業観光部の今定例会における審査は終了となりますが、産業観光部全体として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 なければ、以上で産業観光部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、審査事項は以上となりますが、ここで執行部退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 零時11分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎その他

○櫻田委員長 続いて、4のその他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、事務局から連絡があります。

事務局。

○磯書記 (事務連絡。)

◇

◎閉会の宣告

○櫻田委員長 それでは、皆さんご苦労さまでした。

これで今定例会における委員会議事日程は全て終了いたしました。

今、事務局から説明がありましたが、17日は送別会を行います。送別会の内容については、私と副委員長で楽しい送別会にしたいと思いますので、どうか皆様のご協力、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任をくださるようお願いいたします。

それでは、これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 零時13分